

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

平成30年7月25日（水）午前9時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）土 光 均
石 橋 佳 枝 奥 岩 浩 基 戸 田 隆 次 尾 沢 三 夫
中 田 利 幸 矢田貝 香 織 山 川 智 帆

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

武田防災安全監

〔防災安全課〕池口危機管理室長 大塚調整官

【福祉保健部】

〔健康対策課〕清水課長 仲田健康企画係長

【参考人】

- ・報告 島根原子力発電所3号機新規規制基準適合性申請に関する説明会の概要について

中国電力株式会社

電源事業本部島根原子力本部

副本部長 長谷川^{はせがわ}千晃^{ちあき} 氏

企画部長 原田^{はらだ}武信^{たけのぶ} 氏

広報部担当部長 山根^{やまね}寿明^{としあき} 氏

広報部 眞野^{まの}宗治^{むねはる} 氏

- ・陳情第2号から第10号まで

提出団体 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

事務局長 保母^{ほぼ}武彦^{たけひこ} 氏

- ・陳情第13号から第15号まで

提出者 えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）

共同代表 山中^{やまなか}幸子^{さちこ} 氏

- ・陳情第16号から第18号まで

提出者 市民エネルギーとっとり

代表 手塚^{てづか}智子^{ともこ} 氏

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 岩永主任

傍 聴 者

安達議員 伊藤議員 岩崎議員 遠藤議員 岡田議員 岡村議員 門脇議員

国頭議員 西川議員 前原議員 又野議員 三嶋議員 渡辺議員

報道機関4社 一般12名

審査事件及び結果

- 陳情第 2 号 中国電力との間で「事前了解権」を認める安全協定を締結することについて [採択]
- 陳情第 3 号 「事前了解権」を認める安全協定締結まで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて [不採択]
- 陳情第 4 号 中国電力に対して、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に関する市民説明会開催を求めることについて [不採択]
- 陳情第 5 号 市民の理解が進むまで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて [不採択]
- 陳情第 6 号 島根原子力発電所に係る「検討委員会」設置を鳥取県に求めることについて [不採択]
- 陳情第 7 号 島根原子力発電所に係る「検討委員会」設置を島根県に求めることについて [不採択]
- 陳情第 8 号 鳥取県に設置を求めた「検討委員会」が、十分な審議を終えるまで島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて [不採択]
- 陳情第 9 号 島根県に設置を求めた「検討委員会」が、十分な審議を終えるまで島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて [不採択]
- 陳情第 10 号 実効性ある「避難計画」を策定するまで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請を行わないよう中国電力に求めることについて [不採択]
- 陳情第 13 号 島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請について、住民が十分に理解できるように、多くの個所で時間をかけて丁寧な説明会をすることを中国電力に求める陳情 [不採択]
- 陳情第 14 号 立地自治体と同じ「事前了解権」のある安全協定に改定されるまで、中国電力に対して島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請を認めないことを求める陳情 [不採択]
- 陳情第 15 号 島根原子力発電所 2 号機・3 号機が稼働している時、深刻な事故が生じた場合の放射性物質拡散シミュレーションを提出することを中国電力に求める陳情 [不採択]
- 陳情第 16 号 島根原子力発電所 3 号機の適合性審査申請に関する公聴会の開催を求める陳情 [不採択]
- 陳情第 17 号 島根原子力発電所に関する「専門家委員会」の設置を鳥取県に求める陳情 [不採択]
- 陳情第 18 号 島根原子力発電所に係る事故リスクへの備えについて中国電力に情報公開を求める陳情 [不採択]

報告案件

- ・島根原子力発電所 3 号機新規制基準適合性申請に関する説明会の概要について
- ・安定ヨウ素剤の希望者への事前配布について

ます。こういった事情から長期的な観点で、ぜひとも2号、3号の稼働を御説明、お願いしたところでございます。

次に、多い御意見の避難計画でございます。万々一、福島のような事故が起きたときに現状の避難計画でその有効性、実効性が担保できるのか、こういう御指摘でございました。

そして原子力災害時の補償についてでございます。私ども国の制度あるいは福島の事故を踏まえまして、国が新たにつくりました機構制度、こういったものを含めて基本的には私ども事業者には無限の責任があること、また現状の民間の保険契約では1,200億円が上限となつてございますけれども、それを超えた場合の国の制度が既にあることも御説明してございます。

なお、この場をおかりしておわび申し上げますけれども、先般の全員協議会の際に私どもこの保険額2,000億円と御説明いたしましたけれども、議員の御指摘のとおり1,200億円が上限として正しい値でございました。大変申しわけございませんでした。ぜひとも訂正のほどお願いしたいと思っております。

次が高レベル放射性廃棄物の最終処分でございます。原子力発電所を運転いたしますと、全体の約3%程度がいわゆる核のごみとして発生してまいります。国は、この核のごみをガラスに固めまして地下埋設処分を計画してございますけれども、なかなかこの処分場、立地が進まないのが現状でございます。処分場が決まらない中でのこれ以上の原子力発電の運転に対して御不安、否定的な御意見を賜っております。

そして先般も起きました大水害、こういったことを踏まえまして自然災害の備えは大丈夫なのか、こういうことでございます。私どもは当然豪雨、豪雪、さらには竜巻、火山、こういったものの重畳も含めて今、安全対策を進めてございます。今後の審査においては、そういった観点からの審査がなされることも御説明をしております。

先ほど申しました当社の高経年化、いわゆる年数のたったプラント、40年以上が経過するプラントが平成30年の半ばにはほぼ半分、火力発電の割合を占めてまいります。こういったプラントは現状どのようなトラブルを発生させているのか、また新しいものと比べての効率の違い、こういったものも指摘でございます。

そして重大事故時の有効性評価、これは先般の住民説明会の資料の最後のところで御説明しております。これから対策を進めてまいります安全対策、こういったものが最終的に本当に機能するのか、これが審査のポイントになります。その際、最終的にはやはり環境への放出のリスク、あるいは被曝のリスク、こういったものが評価の具体的な対象ということになってまいります。こちらに書いてあります5ミリシーベルトというのは、一般公衆の方の被曝の上限でございますけれども、また100テラベクレル、これはセシウム137という、現状福島の事故でも環境汚染の元凶となっておりますけれども、福島の事故のときはこういう100テラベクレルの100倍程度が放出されてございます。今後、国はこの100テラベクレル以下に抑えるようにと、こういう一つの目安を示してございますけれども、それに対して大幅に低い値を現状想定してるということを御説明しております。

そして安全協定、こちら各会場必ず御質問がございます。当社が立地と同様の対応をしてると言いつつも、文面上、立地並みの協定を締結しないことに対して御指摘、御質問を頂戴してございます。

以上が住民説明会の概要でございます。

こちらも続けて説明してよろしゅうございますか。

○稲田委員長 お願いいたします。

○長谷川島根原子力本部副本部長 それでは、もう一つお配りしております資料、鳥取県と島根原子力発電所における風向・風速の資料を御説明いたしたいと思います。よく、いろいろな御説明の機会の中で、この山陰地方は偏西風を主体的とした西風が非常に強いということから、事故がもしありますと、この島根原子力発電所の西側に位置しております境港あるいは米子、被害が集中するのではないかというような御質問を頂戴しております。それに対して私どもが実際に観測しております近隣、鳥取県を含めての風向状況を御説明する資料でございます。

それでは、3ページ目をごらんいただけますでしょうか。もともと原子力発電所をつくる時に環境影響評価を行っているものでございますし、また万一の事故のときの周辺の被曝評価、こういったものをするためにこの地点の気象状況、もちろん風速もその一つでございますけれども、風向・風速もその一つでございますけれども、しっかりと調べて、早い段階からの国との審査が必要になってまいります。

そんな中で私ども今、敷地の中では、ごらんのように何点か恒常的に今も観測を続けてございます。高さによって風速あるいは風向が変わってまいりますので、まず左の比較的低いポイント、地上から20メートルでございますけれども、これの観測ポイント。もう一つは、右側の赤枠でございますけれども、これは比較的高い、130メートルの上空の気象状況を比較、これをドップラーと言いまして、音波を使う測定器でございます。この2カ所を恒常的に観測をしております。

それでは、その観測値を御説明したいと思います。3ページ目、これは発電所の敷地の中の測定値でございます。3つグラフがございますけれども、それぞれ標高が異なります。

この円グラフの見方でございますけれども、実線で示したグラフ、これは右下のほうに注意書きで記載がございますけれども、風向の出現頻度、これは東西南北こういった形で年間を通じての平均風向を示したものでございます。また、中ほどでございますけれども、こちらはそれぞれの風速をその際に示したものでございます。ごらんのように比較的低いところでは極端に北寄りの風あるいは南寄りの風が見られますけれども、高いところにおいてはほぼ円周上、東西南北ほぼ均一に風が吹いているというのがわかりいただけだと思います。

そしてそのデータを、こちらは気象庁のほうからデータを頂戴したものでございますけれども、鹿島、境、米子、倉吉、鳥取、こういったところのある時期の気象状況、風速を中心に記載をしております。この資料つくりましたのが実は6月でございますので、以降6月と冬場、特に偏西風が強いと言われている冬場を中心にデータを取りまとめたものでございます。

6ページ目をごらんいただきますと、これはもう端的に風向を示したものでございます。6月、ちょっと前の時期でございますけれども、これをごらんいただきますとむしろ東側の風が吹いているというのがわかりいただけだと思います。特に鳥取県におきましては、南側の風、中部、倉吉あたりまでは南向きの風が強く、逆に鳥取東部のほうにまいりますと東向きの風向き、こういう状況でございます。

そして冬場のデータを示したのが7ページ目でございます。こうなりますと発電所周辺はやはり西風が強うございますけれども、鳥取県内ではごらんのように同じように南向きの風が強い傾向が見てとれます。

そして8ページ目、こちらは少し古いデータになります、これまでの3号の建設に向けて測定した値かと思えますけれども、これは発電所の中の数値でございます。先ほどと同じように3点ほどございますけれども、こういった風向傾向がございます。これを見ていただければと思います。同じく、9ページ目でございますけれども、こちらは少し時期が違います。年間通しての時期でございますので、春先から夏場にかけて、10ページ目が、次は夏場から秋口にかけてということになります。そして最後のページ、11ページ目でございますけれども、こちらが冬場を中心とした風向でございますけれども、特に季節を通じて大きく顕著な傾向が見られるというものではないということがおわかりいただけるのではないかと思います。

この資料についての御説明は以上でございます。

○稲田委員長 以上で説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑に入りたいと思いますが、その前に、質疑並びに答弁は簡潔明瞭に行っていただくようお願いを申し上げます。

それでは、質疑に入ります。

戸田委員。

○戸田委員 今の島根原子力発電所の風配図を説明を受けたんですが、1996年というようなデータが古いんですけれども、環境アセスメント調査を実施されたと思うんですけれども、直近のデータは採用されなかったんですか。その辺のところちょっと伺ってみたい。

○稲田委員長 原田企画部長。

○原田島根原子力本部企画部長 私どもが整理させていただいているデータとしてまとめたのがこの96年のデータが一番整理されておりましたので、このデータのほう提示させていただきました。

最新のデータというのもありますけれども、こういった形で整理はちょっとできておりません。

○稲田委員長 戸田委員。

○戸田委員 全員協議会でも長谷川さんのほうから、そういう風向の問題について委員からも指摘があって、答弁をされたんですけど、やはり住民の方々をきちっと説得する、やはり住民説明に当たっては直近のデータを用いてきちっと説明責任を果たすべきじゃないかと私は思うんですけど、その辺のところどうですか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 このような形でまとめたものはございませんけれども、もとのデータは最新のものも含めて持っておりますので、そういった形でまた準備したいと思います。よろしく願いいたします。

○稲田委員長 ほかがございますか。

土光委員。

○土光委員 最初に、説明会のことでお聞きします。この米子で、これもともと7月5日、天候のために延期して、20日、こういう経緯で20日にと書いてあるんですけど、5日

に延期をして、これは天候のことで仕方ないと私は思っているんですけど、延期して20日にしたという、この20日にするという事に関してのお知らせというか広報、これは具体的にどういったことやられたのか、まずお聞きします。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 7月13日だと思いますけれども、7月13日にチラシをまずは入れました。こちらにございますけれども、これは再度、米子市全域と境港市全域に新聞折り込みという形でチラシを入れさせていただいております。その前に、実は報道機関を通じて同じような告知をさせていただいております、それと同時に当社のホームページでも御案内をしてございます。以上でございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 新聞折り込みもやられてたと。私ちょっと見てないんで、7月13日に米子市全域、新聞に折り込みをしているということなんですね。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** そのとおりです。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** わかりました。

それからこの説明会のことなんですけど、米子会場で1カ所今やってる。それから当日のやりとりで、これ以降2回目はやる予定はないというふうに、これ明言してるんですけど、これはなぜなんですか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** さらなる住民説明会を御要望される意見は各地でございましたけれども、当社としましては今回各隣接の自治体を含めまして1回ずつ開催させていただいております。それに加えて、従前から申しておりますけれども、ホームページあるいは3号の申請の意向を踏まえて新聞折り込み、また山陰中央新報とか、あるいは日本海新聞には紙面広告なども出させていただいております。そういったほかの方法も通じての広報活動してございますんで、住民説明会については現状これ以上の開催は考えてございません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 市民の声で、松江で2カ所やってるのに何で米子は1カ所かと、そういう声もあるんですけど、これに関しての見解を伺います。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 特段の大きな理由はございませんけれども、やはり松江市は従前からの立地地点でございます。そういったことも踏まえて、あるいは人口の問題などもございますけれども、一番は、やはり立地自治体とのおつき合いということも踏まえて、鹿島町という判断ございましたけれども、そんな中で今回は松江市で2回行いました。以上でございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** そういう意味では、これに関しては同様の対応ではなかったということですか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 決してそうではございません。これで私どもの中では同様、先ほど言いましたけれども、本来は松江市の中でも鹿島町、本当の長いお付き合いの立地自治体、今は合併いたしましたけれども、で開催ということもございましたけれども、たまたま会場の都合がつかせんで、松江市2回という形になりました。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 この中国電力の同様の対応という中身は、今わかったような気はしました。

これ1回だけというのは、基本的にはやはり中国電力もこの3号機、最終的には稼働を目指しているんだと思いますけど、これについて米子市民への理解が必要だということで住民説明会やってるんだと思います。これ1回だけというのは、たまたまこの日都合が悪い、そういうこともありますし、それからこれ夜の時間帯、それから託児所もない。だからこういう時間帯に、子どもを持っている若い方々、なかなか出席できない時間帯、そういう体制。実際当日も余り若い方はおられなかったのかなというふうに思うんですけど、そういう意味でも単にこの時間帯で1回だけやって、それであとは新聞とか、ホームページとか、それで済ませるというのは理解を求めようという姿勢が私は欠けてるのではないかと思うんですけどいかがでしょうか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 いろいろな考え方、御意見ございます。私どもそういった地域の方との対話活動として、説明会の中でも御説明しておりますけれども、例えばこの5月22日に安全協定の手続きをお願いして以降、米子と境港の公民館の訪問も合計で70回程度、80回程度実は、これはもちろん通常の業務の中で活動してございますけれども、公民館のほうにはお邪魔したりしております。その中でうちの公民館でもこういう話をしてほしいんだとか、いろいろ御意見も賜っておりますので、そんなチャンネルを使いながら今後、御希望があれば、3号の申請に限らず原子力について、あるいは当社電力の事業について、こういった御説明なり御意見を賜ればと思っております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 今、公民館の訪問よくしてる、そういうことはよく聞くのですが、これ具体的に何をしてるんですか。そのちょっと中身、どんなことをしてるかというふうな説明願います。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 実はこれ行っておりますのは、私が所属しております島根原子力本部の地域共生部という組織でございます。これは周辺の自治体も含めて5市の公民館を訪問する。公民館以外にももちろん訪問しておりますけれども、目的は、まずはやはり電気の御説明でございます。電気について今どういう状況なのか、何か御不満あるいは御要望はないかと、こういう切り口から、やはり原子力の組織でございますので、できれば原子力についても御説明をして、いろいろ御意見なども賜る、こういうのが基本的な対応でございますけれども、それ以外にももちろん御要望があれば、さまざまな当社に関する要望、あるいは御意見をお聞きすると、こういうことでございます。

また、それ以外にもそういった切り口からいろんな施設見学なども御案内しております。見学をして原子力発電所を見ていただく、あるいは場合によってはほかの鳥取県内であれば俣野の揚水発電所とか、あるいは島根県には三隅の火力発電所などもございますので、

そういった施設見学などもしていただくというようなことをしてございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっとなかなかわからないのですが、公民館の訪問というと、普通公民館、人いないですよね。対象、例えばどういう経緯、多分、人が集めてだと思えるんですけど、これは公民館の要請があつて行ってるのか、中国電力がこういうことしたいから人集めてもらえませんかとか、それからそのときのいろんな見学会のほうは費用は誰が出してるのか、その辺のことをお聞きします。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 公民館は、もちろん館長か、もしくはスタッフの方がいらっしゃいますんで、まずそちらにお邪魔して、別途日程を頂戴いたしまして、少し公民館単位で人を集めていただくとか、そういう形で今進んでおります。

また、見学会については、もちろん社内のルールがございますんで、バスについては当社のほうで御準備をさせていただく、こういう形で進めております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これに関しては大体のイメージがわかりました。

ちょっと全体的なこの住民説明会のことに戻りますけど、これで米子市1カ所、それからほかの地域でも全部で7カ所やって、さまざま住民の意見を聞いて、これあくまでも目的は住民の理解を得るためということとやられたのだと思います。一通り中国電力が言うにはもうこれでおしまいということみたいですけど、これで住民の理解に関して中国電力はどのような、実際説明会してみても理解が進んだのか、得られたのか、まだまだなのか、どういう評価をされているんでしょうか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 総じて会場の御意見は厳しいものでございまして、やはり原子力に関しては否定的な意見が多うございました。しかしながら、容量に対する参加者の数、あるいは御意見などを私どもなりに考えますと、やはり厳しい御意見の方を中心にさせていただいたのかなというところは否めないと思っております。

じゃあ、ほかの方々はどういう思いでいらっしゃる。これについても当社としてもそれぞれの独自のモニターもしてございます。先ほど申しました公民館の対話活動、あるいは見学においでいただく方、それ以外にもいろいろ対話の機会がございます。もう一つは、やはり報道の状況なども参考にさせていただきますけれども、そんな中でももちろん説明会の中での御意見は非常に厳しいものばかりではございましたけれども、一方で原子力は必要なんだと、特に先般の災害あるいはこの酷暑の中で、安定供給、低廉な電気を求める声もたくさん届いてございます。そういったところをバランスとりながら、私どもは今後の企業活動に反映してまいりたいと思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今回は適合性審査まで申請するかどうかにして住民の意見を聞くための住民説明会で、ちょっと細かくお聞きします。実際少なくとも米子市での住民説明会でこれをよしとする意見は皆無だったと思います。そういった意見聞いて、この適合性審査をするかしないかに関して、何かこの住民説明会を開いて、意見を聞いて、何らかの形で反映するか、影響するか、そういった点はあるのでしょうか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 当然反映すべき意見だったと思っております。厳しい御意見、実際に住民の方の何割の方がこのような御意見をお持ちなのか、これはなかなかつかみ切れないところではございますけれども、少なくともこういう御心配をお持ちの方がいらっしゃるということは当社の事業運営上、当然配慮すべき事項だと考えてございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** どう配慮するんですか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 今後、特にまずは安全体制、事故を起こさないことに尽きると思いますので、徹底して安全対策、とどまることなく進めてまいります。

また、その裏づけとして、やはり審査をしっかりと受けて、国の指摘、そういったものを踏まえながらさらなる安全性の向上を目指す。

また、防災計画でございますけれども、やはりここは今の国の制度では自治体の皆さんと、あるいは事業者、若干仕分けはございますけれども、発災者としてやるべきことはたくさんございます。そういったことを毎年の運営も含めてしっかりと積み上げてまいりたいと思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 審査申請をするしないのことにに関して何か影響は、反映とか影響はあるんですか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 審査については、やはり審査を受けることによって国の確認をいただく、これがある種、安全性を皆さんにお知らせするの一つの手だてだと思っておりますので、もし実際の御手続がいただけるようであれば早い段階で申請をして、国の審査を受けて、これが逆に言えば、皆様方への安全性の御説明につながるんじゃないかというふうに考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 住民説明会の位置づけなんですけど、実際米子では審査申請をするのことにに関してこれをよしとする意見は皆無だったと思います。ただ、今の中国電力の見解は、ただそれだけではなくて、さまざまなモニター制度、公民館から報道、そういったことで理解を得ているということもいろいろあるんで、多分基本的には理解を得ているだろうということで進めるというのが今の中国電力の立場だというふうに理解します。

これはお願いなんですけど、中国電力のほかのチャンネルですね、モニターとか公民館活動、報道、いろんなところでいろんなそういう意見を得ているという、これに関して単に口だけで言うのではなくて、具体的にどういったことでどんな声をどのくらい聞いているか、それが客観的にわかるような資料をお願いしたいんです。そうしないと単に聞いているから、幾ら反対があっても実際それこそそういった声があるから、もう初めからある程度決まって、住民説明会やってもやらなくてもとにかく理解を得てるんだという前提の話なので、そこを単に言葉の上だけではなくて、実際にどういったことをやって、どんな声があるのか、どのくらいの、そういうことわかるように示していただけませんか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 検討させていただこうと思います。というのはいろいろ私どもも会社でございますので、アンケートを実施したり、かなりそういったモニターは当然やっておりますけれども、このあたりの情報が出せるかどうかについて、ちょっとこの席では即決・即断できませんので、持ち帰って検討、御回答させていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それをお願いするのは、例えば私たちがこの今回の動き、これをよしとすることが議論をするわけですけど、そのときに理解が得ているという客観でいろんな声がある。それがわからないと、それは単にいっぱいあるよという曖昧なこと、実際の目に見える形の住民説明会はよしとする意見はなかった。それで本当に米子市民が理解してるのかどうか。それは判断材料ないので、それが無いと判断できないというのが率直な思いなのでそれを言っているわけです。その辺の趣旨を理解していただいて、ぜひお願いします。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 今、土光委員が質問されておっしゃられてたんですけど、住民説明会もろもろとか、住民の意見とかがありまして、その回答ですとか、そういったところはどういったところで見えるんでしょうか。20日の住民説明会のときはホームページで公開されますという話だったんですけど。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** これは逐次、当社のホームページのほうに記録として公表してございます。全録をとというような御意見も先般ございましたけれども、なかなか逆に言うと3時間に及ぶ議事を全てお示ししても読みづらいというところもございますので、基本的には今、要約をした形で、境港会場までは既に公表が終わっております。今後、早い時期にこの米子会場の記録についてもホームページのほうでお示しをできると思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今回実施され、米子の特別委員会に来ていただいて、住民説明会、周辺・立地自治体も含めてこういった報告をしていただいたということで、こういったこと、これは米子市が余り言うことじゃないかもしれないけど、例えばほかの自治体でもこういった立地自治体、周辺自治体でも7カ所、こういった報告した、こういう声があった、これはほかの自治体でも報告というのはされたいかがですか。より理解が深まるのではないかなと思うんですけど、その辺は中国電力のスタンスとしてはどうなんでしょうか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 既に終わった自治体の執行部のほうに、ホームページの公表も含めて、あるいは状況についても、当然自治体の会場においていただいております自治体もかなりございますので、そういったところを含めて対応してございますけれども、今、土光委員がおっしゃったようなことも踏まえて各自治体とまた御相談をしたいと思います。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 保険金の金額のことで、先ほど話にもありましたけれども、賠償というのは

単に補填金で償うということだけではないです。今の福島の現状を見て、あの現状見て、事故が一たび起こったときにどれだけ責任が負えるのか、その辺の覚悟がとおりでしょうか。東電は福島の事故に関して、福島を中心としたあの地域の人たちの今の現状、まだ5万人の人が避難生活で、普通に生活を営むことができていない。そういうことを含めて全部、本当に責任がとれると考えておられますか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 あんまり軽々なこと言いますと逆に無責任になりますけども、私どもも東京電力のあれ以降、もう既に7年たったんですけれども、どんな対応を福島にしているか。原子力だけではなく、あのような形に会社そのものの存続形態まで変わってしまった。同じ事業者でございますから、東電からもいろんな情報も聞いておりますし、実際事故直後から各電力会社、いろんな形で応援もしてございます。そんなことを含めれば、何より、この事故を起こしたときにいろんな影響を及ぼすと、地域の皆さんに本当に取り返しのつかないような大きな御迷惑をかける、これも承知しておりますけれども、それを含めてもやはり原子力、私ども一定量必要だと思っております、今後続けていく必要があると思っております。当然そこには責任が生じるわけでございますから、お金だけではなく、そういった心構えも含めて原子力をやる以上は当然そういった責任、志は持っているつもりでございます。

○稲田委員長 石橋委員。

○石橋委員 電力会社のほうでも、それから規制委員会のほうでも苛酷事故は、あの新基準をもってしても起こり得ると、防げないという見解です。だとすれば原発を動かさない、これが原発をゼロにしたいと思ってる人たちの願いでございます。どれぐらいの人が賛成なのか、どれぐらいが反対なのかという話が先ほどありましたが、いろんな世論調査でも6割を超える人は原発を動かすなど、一定部分はそこだと思います。原発の事故はほかの事故とは違います。起こったときにダメージが大き過ぎます。そういう意味合いで本当に責任がとれるのか、もう一度問いたいという気持ちがあります。それがとれないのであれば、もうそこからは撤退すべきだというふうに思いますけれども、そこまでを考えて取り返しのつかないことだと思います。

先ほども言われましたけれど、今、電力足りてますよね。原発そんなに動いてないですけど。そういう現状の中でまだ放射能に汚染してない3号機まで何で動かすのっていうのが米子市民の大方、かなりの人の声ではないかと思います。

もう一度聞きますけど、何でこの状態で電力が足りてますのに、3号機まで、汚染してないものまで動かすんですか。もし動かした後で事故が起こって廃炉ということになればどれだけの費用もかかるかわかりませんし、被害も大きいんです。動かさないままで、まだきれいなままで廃炉にする、あるいは何かに利用するということのほうがはるかにいいんじゃないかと思いますけど、その辺どうですか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 そんな厳しい状況を踏まえて原子力を進めていくことに対する当社の思い、先ほど申し上げたとおりでございます。

補足をいたしますと、電気が足りてるというふうにおっしゃいます。しかしながら、今般のこの酷暑の中で、実は、毎日各電力会社ぎりぎりの今電力供給をしてございます。予

備率が当社の場合も、おとといでしょうか、８％を切るというような状況ですから、相当厳しい状況には変わりありません。もし１００万キロの火力発電所１台が緊急的にとまりますと、まさしく電力の融通にも支障が来るという状況でございます。こんな中で日中もエアコンをかけていただかないとなかなか本当に生命の危険を案じられるような状況でございます。この先、来年の夏がどうなるかわかりませんけれども、やはり苛酷な夏が毎年続いてございます。そんな中で電気をしっかり供給しないと、まさしく皆さんの生活そのものに支障が出てまいります。そんな中では、確かに今何とかバランスはとれておりますけれども、安定的に電気を供給する、一方で温暖化の影響も言われてる中、ＣＯ_２を出さない電源が必要だと思います。再生エネルギー、あるいは原子力、さらには石炭、こういったものをバランスよく、早い段階から電源を準備する、これがやはり今の世界的な気象とか、あるいは経済という生活の中からすれば必要ではないかと思いますので、何とぞ御理解をいただければと思います。

○稲田委員長 ほかございますか。

山川委員。

○山川委員 ７月２０日の住民説明会の際では、先ほど厳しい意見だったと言われたんですけれども、反対意見しか出なかったというふうに認識しています。

長谷川さん、そのときに言われたのが島根原発３号機稼働を米子市にノーと言わせないように中国電力としましては誠意を持って対応してまいりたいと長谷川さん、言われてましたね。長谷川さん、何がおかしかったのかわからなかったんですけど、ひな壇の壇上で笑っとられましたが、３号機の稼働を動かす、動かさない場合は想定しているかという問題に対して、そういうことは一切想定していませんと言われていました。

米子市でも担当の職員が数名ほど当日来られていました。米子市としては、この対応を聞いた上で、そのことを報告されていると思います、市長に。民意で選ばれた市長に報告されていると思いますが、７月２０日の反対意見、民意だったりを踏まえた上でどのように判断されたんでしょうか。

○稲田委員長 武田防災安全監。

○武田防災安全監 ２０日の意見については取りまとめをしております、それについてどのように判断したかということでございますけど、まだ分析中で、判断をしております。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 担当が判断ではなくて、住民の意見だったりこういう報告があったんですけどということを踏まえて市長に報告されましたよね、その当日の結果を。それを踏まえて、市長はどのように判断されたんですかということ。

○稲田委員長 伊木市長。

○伊木市長 判断はこれからいたします。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 ８月１日に判断ということではないですか。違いますか。

○稲田委員長 伊木市長。

○伊木市長 今後、取りまとめた上で、時期は調整の上、判断を御報告いたします。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 民意で選ばれた市長は、やっぱり民意を無視できないと思います。民意で選ばれた者の判断であるなら、住民の意見、一部の意見ではなくて、きちんとした判断材料にしたいということだったら、住民投票だったりをするだったり、検討する必要があると思うんです。8月1日に中国電力さんが笑われながら3号機の稼働を米子市にノーと言わせないように中国電力としては対応してまいりたい、3号機稼働しない場合は想定していないと言われた結果どおりにならないように検討されるようお願いします。

中国電力さんに2点ほどお伺いしたいんですけども、よろしいでしょうか。中国エリアの中で鳥取県の電気の自給率、その当日に全体の約6%で60万キロワットですよというふうに説明されましたが、県内の自給率、どのようになっているのでしょうか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 そういう数字は持ち合わせてないのと、逆に言うと当社の場合は鳥取県内では小水力しか持ち合わせておりませんので、その水力発電所を優先的に鳥取県内の電気としてお使いいただいているかどうか等も含めてその時々の方で変わってくるわけですね。ですから一般的に、私どもの会社として県ごとに幾ら発電をして、幾ら需要に対して提供しているという数字は持ち合わせておりませんが、実は鳥取の発電所でも余り大きなものはございませんので、俣野川はちょっと別でございますけれども、水力発電所として合計しても5万キロワット程度でございますので、60万キロワットに対してはもう全く足りない状況でございます。当然島根県の三隅とかそういったところの電気を供給させていただくということになるかと思えます。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 県の企業局に問い合わせました。そうしましたら電力の自給率ということを知ることができたんです。中国電力の俣野の水力発電のも、この電力自給率に入っていますよということだったんです。そのときに今言われたんですけど、俣野の水力発電120万キロワットのうち、中国電力が把握しているところに関しては7%しかないですよというふうに言われたんですけども、県だったり把握している情報と、要は行政が把握している情報と、中国電力が把握している情報、よくちまたで言われるのは中国電力って電力が余っているから送っているんですよ、よその県にというふうに言われているんですけど、今、原子力動かしませんよね。県外で賄っているんだとしたらどこが賄っているのか、具体的な割合だったりちょっと教えていただきたいんですよ。というのが、ソフトバンクのメガソーラー事業とか、崎津でやっているんですけど、あれ4万3,000とか5万キロワットとかですよ。あれとかは中国電力に売電として売っているんで、地元で使っているわけではないので県外にカウントされるのか。県内でどれくらい本当に自給があるのか、そこって大事になってくると思うんですよ。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 実はなかなか簡単ではないんですが、恐らく企業局さんは、例えば島根県などの場合も独自の水力発電所の電力、あるいは独自の風力発電、あるいは民間の太陽光発電、こういったものを足し合わせて再生エネルギー比率として算定されております。多分鳥取県も同じかと思っております。ですから私どもの電源でない電源が実は今相当あるんです。今おっしゃったソフトバンクの電源、これもそうは言いますが、実際には私ども電気を買わせていただいて皆さんにお届けしていますから、今、需給バ

ランスの中に取り込んでるんですね。この鳥取県で今お使いいただいている電気は、先ほど言いました当社の独自の発電所以外のものも当然入ります。それがどの程度今あるか私は数字を持ち合わせておりませんが、一般的にいいですよと今、太陽光、これ日中ですとほぼ1割ぐらい全国的に間違いなく発電をしてると思います。もっと多分出てると思います。太陽光、今この天気ですから、ほぼフル、余り気温が上がると少し効率落ちますけれども、1割ぐらいは間違いなく。ですから、最近需給の様子見てますと夕方、日が陰ってくると太陽光の不足分を私どもの発電所で補うような形で少しいびつなカーブが、昔は真昼に需要のピークが出てたんですけれども、その間太陽光がしっかりカバーしてるわけですね。それが夕方、4時、5時になりますと落ちてきますから、今度逆に発電所を立ち上げるといような、そういう形で今、電力を供給しておりますから、裏返せば相当太陽光はもう既に皆さんの御家庭でもよそで発電した、例えばソフトバンクの太陽光発電を今お使いになってるのは間違いのないと思います。ただ、私独自の中国電力の電源が入っておりませんので、なかなかその辺の数字をお示しするというのが難しい状況なんです。そこは御理解いただきたいと思います。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 単純なことなんですけど、電力が足りてないよ、足りてないよというふうに言われるので、だからそれがどれぐらい自給率があるかというようなことをお聞きしたんです。ですから太陽光発電が約10%、全体の中の、要は鳥取県内だったら10%だけど、4年前だったら8%とかだったけど、どんどんどんどんやっぱりふえていってるんですけども、自然エネルギー、太陽光だけでなく、小水力だったり、火力だったり、その組み合わせをしたら原子力が行かなくても今の電力データだってきちんと把握した上ですぐ動かさなくてもいいじゃないですかということなんですよ。

予備力も今月、8月は、ピーク時は8%しかなかったですよと先ほど言われたんですけど、前年だったりとか、過去のデータだったり中国電力さんのホームページから確認しても8月24日前後が一番最大出力じゃないですか。そのときが一番予備率8%ですけど、ほかのときは違いますよね。ですから本当に電力が足りないよ、足りないよと一般の市民の方とか国民の方にそういうふうには宣伝してるんですけど、実際の中国電力はこだけ余ってて、こういうふうには外に送ってるんだよ。じゃあ、その自給データはどうなのかというのをやっぱり把握したいわけですよ。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 一番端的に言いますと、今週の月曜日、当社92%まで日中電気をお使いいただきましたんで、予備率8%になってます。このとき、ソフトバンクのメガソーラーも入ってます、御家庭についてるソーラーパネルも入ってます。御家庭のソーラーパネルは、まず自分とこでお使いいただいて、余れば今うちが買ってるわけです。もう全ての電源を使って8%なんですね。だから8%しかもう余力が、この中国エリアにはないというふうにお考えいただけたらと思います。

うちだけの話を今してるわけではなくて、この中国エリアにある民間、あるいは企業局でお持ちのもの、あるいは個別の住宅の太陽光の発電、これも含めて8%。これがもし0になったら停電が起きます。そういう状況が今、国内で起きてるというふうにお考えいただきたいと思います。

ただ、太陽光あたりはどうしてももう夜はとまってまいりますんで、今度は逆に昼間、需要そのものも落ちてきますけれども、もし仮に太陽光がとまって不足するようであればうちの８％のうちの火力発電所が待機してますから、それを夜、電気をお届けすることになります。

一方、俣野川というのは、ちょっと実はあれは通常の水力発電所ではなくて、揚水発電所といいましてポンプで水をくみ上げないといけないんですね。ですから上池に水がたまってないと発電できません。その上池に水を揚げるポンプの電源が、従来は夜間の例えば原子力発電所とか、そういった夜間非常に需要が落ちるときにその電気を使って、いわば電気をためるといような考え方なんです、水にかえて。ですから、今は実はちょっと運用も変になっておりまして、太陽光が非常にたくさんふえてますから、その待機している火力発電所が日中、揚水発電所で上池に水を揚げるというようなこともしてます。

何が言いたいかというと、それだけ太陽光の発電は今ふえてますから、それをしっかり我々取り込みながら、なおかつこの夏は非常に厳しいというふうに御理解いただきたいと思います。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 この夏、８月が一番ピークで厳しい状況で、大体８％台というのはわかるんですよ、予備力で。ただ、俣野の水力だったり、蓄電という機能だったりを持ってるというののもわかるんです。

ただ、今、鳥取県の人が結局全体の中、中国電力のブロックの中で６％しか使わないじゃないですか。それでいて何か災害が起きたときにはリスクは同じじゃないですか。風向きによってはわかんない。ですから、きちんとした安全協定だったりも結んでほしいですし、ほかのこともなんですけれども、きょうの資料はちょっとこの間議会に提示された資料と違いますよね。若干ボリュームがあるやつになってるんですけども、きのうも夕方までいたんですけど、ずっとチャイムが鳴るまでいたんですけど、資料が配布されなかったんです。きょう朝来たらこれが資料が配布されて、見ましたら最終処分場のだったり、一番最後の７９ページに最終処分場では処分地選定の取り組みを進めているものの、いまだに候補地が定まっていませんというふうに書いてありますね。７月２０日でも長谷川さんは、適地は決まってるけど、処分地は決まってないというふうに言われたんですよ。

そこでお伺いしたいのは、原子力規制委員会、第２回廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合配布資料だったりを見ますと、廃炉の手順だったりを書いてあるんですけど、島根原発の沸騰水型、最後の７９ページなんですけど、廃炉だと廃棄物の量というのは沸騰水型だったら中規模だったら放射性物質ではこれぐらいの廃棄物が出ますよ、２２万４３０トン。放射性物質でないものだったら９，７５０トン、放射性物質が低いもの、クリアランス対象だったら出ますよ。低レベルの放射性物質、それで深いところに埋めないと高レベルの放射性物質だったら７０トン出ますよというふうなことがあるんです、ちょっとこれ見てください、あるんですけど、これは中国電力の１号炉の廃炉ではどのぐらいの量が高レベルのものだったりが出るのか。そして、それで国だったりのやつでは書いてあるのが現在の処分地だったりもありません、それ中国電力さんも適地はあるけど処分地は決まってませんとあるのにもかかわらず、捨てる場所がないにもかかわらず３号機進めようとされてるじゃないですか。だからその規模だったり廃棄物の量、放射性廃棄物、

放射性レベルの廃棄物の量というのが中国電力1号炉だったらどれくらいなのか御説明いただけますか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 1号機の推定値を申し上げますけれども、実は原子炉を解体しますとその放射性のレベルによってL1、L2、L3と3段階のものが発生します。L1というものが一番放射能のレベルの高いものというふうに御理解ください。こちらは私どもとしては60トン进行想定してございます。今、山川委員がお持ちの資料では中規模の沸騰水型で70トンですからそんなに違いません。L2が670トン。これが試算値では830ですから少し低目。というのが中規模というのは、恐らくうちの1号機は46万ですから小規模なんですね。中規模というと多分80万キロ、2号機クラスではないかと思ひます。一方、L3ですけど、これはたくさん出ますけれども、5,350トン、これが試算値では6,750トンですから、そんなに違ひませんが、全体の廃棄物の割合で言うると3%なんです、放射性廃棄物というのは廃炉にしても。それで少ないだろうと言う気はさらさらないんですけれども、割合としてはそれぐらいでござひます。

一方、ちょっと山川委員がおっしゃった、この79ページ目は、これ実はガラス固化体の話でござひますんで、L1、L2、L3とはちょっと違ひます。そこは御理解いただきたい。ガラス固化体、つまり使用済み燃料から発生する……。

(「再処理した。」と山川委員)

最終的な廃炉のごみですね。これの処分場が見つからないというのをここに書いてるわけです。

廃炉廃棄物も確かにまだどこへ捨てるか決まっておひませんので、同じようにこれからその処分場を探して決めていく必要がござひます。

○**稲田委員長** 山川委員。

○**山川委員** この国の資料によりますと、高レベルのやっぱり放射性廃棄物というやつは決まっておひないので、調査段階ということになってます。国の資料によりますと、放射性廃棄物の保管容量ということは27年末になるとどれぐらいになっているかということなんですけど、大体約70%から80%、多いものでは90%、もう保管状況が埋まってるよということになってるんですよ。だから処分の予定地、もんじゅだったり、もんじゅは廃炉になってますよね。六ヶ所村だったりもトラブルで稼働してない状況なんですけど、その処分は処分地がない中で、捨てる場所がない中で、3号機稼働という話がすぐすぐできる話じゃないじゃないですか。それが決まったので、これはこうなんですよ、こういうふうに対応するんですよ、300メートルのところに埋めます、10万年規模をやって、10万年ていったらもう次の世代、次の世代、次の世代、次の世代、もう誰もいないですけども、管理していきますよっていう話なんですよ。それが全然決まっておひない中で、3号機を動かすという話になりますかね。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 究極的に言うると委員がおっしゃったようにまだ最後決まっておひないんですね。捨てる場所がないので問題は解決してませんけど、今の現状申し上げます。今、委員がおっしゃったのは、いわゆる高レベルの放射性廃棄物ですから、これは使い終わった燃料の中で3%ぐらいあるわけですよ。これを我が国は再処理工場で分離

して、3%のごみだけ、高レベルのごみだけをガラスに固めて処分しよう、こういう考え方でございます。ですから、今はほとんどが使用済み燃料という形で各発電所あるいは六ヶ所村の共用プールで貯蔵されております。六ヶ所村の共用プールは、正直言っても90%までたまってますんで、もう持ち込める余地はございません。

しかし、島根原子力発電所単独で言いますと、この間も言いましたけれども、1号炉使用済み燃料は722本です。これに対してプールの容量は1,140本あります。これは廃炉ですからふえませんので、とりあえずは今の状況で何とか保管ができてます。

2号機は、プールの貯蔵容量3,518本に対して1,956本の使用済み燃料が今あります。これもまだ多少余力があります。

3号機は、これから仮に運転したとしても3,739本の貯蔵容量がある。普通に考えると10年以上は貯蔵ができます、臨界してから、普通に考えると。ということはつまり島根原子力発電所では、青森県に持っていかなくてもとりあえず島根原子力発電所の中で使用済み燃料の形でまだ容量的には余裕を持ちながら貯蔵ができるわけです。

私どものもくろみとしては、3年後に六ヶ所村が運開すれば再処理が始まりますから、そうすると共用プールの90%が徐々にあいてきて、うちの燃料も、特に1号機で使い終わったものはそこへ持って行って処分する。そうするとガラス固化体になります。ガラス固化体が、先般も御説明しましたが、ガラス固化体相当で2万本分が今、国内に使用済み燃料があります。ガラス固化体というのは、使用済み燃料大体5体から1本ぐらい出てくるんですけれども、今使用済み燃料をガラス固化体に換算すると2万本ぐらい国内でたまっております。これに対して4万本の貯蔵施設を今、国と私どもはつくろうとしてるわけですね。これが今の現状でございます。既に貯蔵してる4万本の処分場が決まってないからもうやめろという御意見もあるかと思いますが、回り出せば計算上も処分ができない話ではないというのが国とか事業者の考えでございます。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 燃料プールだと10数年でいっぱい、限界が来ます。だからほかの場所で処分しますという話なんですけど、処分の年数がすごい年数ですよ。だから10年スパンといたらすごい短いもんじゃないですか。これ一生の付き合いの話じゃないですか。燃料プールは10年ももちますからという話じゃないと思うんですよ、ですよ。適地自体もあるけど、処分地自体が決まってないということは、まだ全然計画が定まってないと思うんです。これについては本当にちゃんと捨てる場所があって、処分計画も行政にちゃんと報告して、そういうことができないと、やっぱり入り口が決まっても出口が見つからない状況では、入り口も入っていけないと思うんですよ、物事の道理で。だからそれを行政に報告して、鳥取だけじゃなくて島根県、30キロ圏内のところに報告して、その上でやっぱり3号機の稼働の話とかいうのを事前了解なり、同意なりということで求めるべきだと思います。

ちょっともう1個いいですか。もう1点なんですけど、自治体は国のエネルギー基本法に基づいてやって、業者は協力する義務がある。自治体は、市民の生命、健康、財産を守るのを第一義的な責務として地域防災計画をつくれればいいという形なんですけど、長谷川さん、7月20日の住民説明会でも説明されてましたよね。5キロ圏内の人は逃げてもらって、それ以外の人には家で待避してもらいますって。福島でも病院で職員がどうなったか。

市役所の職員もその対応に当たるのかどうなのか。逃げられないのか。これが成り立ちますかね。逃げないといけないという話をつくるようなものをするということをやっぱり進めるということはおかしいと思うんですよ、原理原則当たり前の話で。それを対応する職員、公僕だけなんていって、でも30キロ圏内だったら逃げんといけん、緊急時、避難せんといけん。子どもとか保育園とかは全部休園、休校になって、迎えに行かんといけん。親御さんは市役所で働いとるけん行けれん。病院で働いとるけん行けれん。それが成り立ちますかという話なんです。それを地域防災計画だったり行政がつくるから、私たちとしては関知しませんと言うんですけど、それを踏まえた上で3号機の稼働の判断を行政に迫るというのはやっぱりおかしいと思うんです。やっぱり人類が本当に住めなくなるのか、人類が滅亡するかしらないかの話、これ究極の話じゃないですか。だからこそ、きちんとした避難計画なり、やっぱり立地自治体と同様の事前了解だったりを、法的には同等ですから同等ですからといっても実際にそれ担保がないじゃないですか。だから明確にしていく必要があると思うんです。長谷川さんは、これ持ち帰ってもすぐすぐできる話じゃないと思いますけど。長谷川さん、どうですか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 前段の防災は、確かに本当にいざ事故となれば御心配のとおりでございます。

ただ、私どもは、まずはそういったことを起こさないようにすることが一つ。そして万が一そうは言っても起きるかもしれないので、決して避難計画、防災計画を自治体さんのほうにお任せしてるわけではございません。先ほど来言ってるとおりの対応、我々発災者としてやっぱりできることがあるわけですね、得意なことがあります。放射線の監視ですとか測定とか、そういったノウハウは我々は持ってますから、そういった形のことをしてまいります。

ただ、そういうことも含めて、やっぱり私どもは功罪を適正に評価した、特に原子力はまだできるというふうに思っております、やらなきゃいけないと思っております。ですからじゃあ、リスクのほうどこまで下げていくかを今、いろいろやってるわけです。

先ほど、今お話にありました学校の、つまり生徒さんたちの避難、これなども松江市あたりでは、米子市もやってらっしゃるかもしれませんが、一度学校あるいは一時避難所へ集結いただいて、そこから父兄の方、親御さんに迎えに来ていただくようなそういう訓練もしたりしていただいています。何が起きるかわからないので、できる限りのことをやっていく、これに尽きると思います。そして、最終的には安全協定の話がございました、これは今おっしゃったとおりでございます。もう本当にきのうも含めて行く先々でいろいろ御意見を賜っておりますので、私どももそれを受けとめておりますけれども、なかなか一朝一夕で答えが出る話では、当社としてはないと思っておりますので、引き続きしっかりと検討いたします。よろしくお願いいたします。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 最後に、ちょっと言わせてもらいたいと思います。万が一があったときは、中国電力はそういうノウハウを持ってるというふうに言われますけど、リスクを減らせるようにというふうに言われます。中国電力さんだったり最新の英知をもってというふうに言われますが、その英知をもってなかなか判断できない状況にあるじゃないですか。

東電が実際にノウハウがあつて対応したのかといったら、そうじゃないじゃないですか。だからこれは人類が残るか残らないかの本当に究極の話だと思いますので、私は3号機稼働に関して断固異議を申し立てて、次の方に譲りたいと思います。

○稲田委員長 ほかございますか。

今、土光委員から、土光委員以外ございますか。

じゃ、土光委員。

○土光委員 説明会のところに戻ります。当日のやりとりで、ちょっと私も当日聞いてたんですけど、多分やりとりが中途半端のまま終わったと感じて、意味不明なことがあったので、その中身、やりとりのことについてお聞きしたいと思います。

質問の趣旨は、やはり市民の理解をきちんと得るためにということでやりとりをもう一回わかるようにいうことで説明をしていただければと、その点が質問の趣旨です。

まず、先ほど山川委員からも出たんですけど、安全協定に関して、それから当日のやりとり、実際こういったやりとりがありました。市民から、安全協定、米子市が認めませんと言ったら一体これはどうなるのか、こういった質問もありました。米子市がノーと言ったときは3号機の申請はしないということになるのでしょうか、そういった質問がありました。それに対して中国電力は、このように答えました、決してノーというお答えが出ないようにしっかりと御説明をしまいたい。こうも言いました、そういったことはないように対応していきます。このときの質問というのは、進めるなとかそういった意見ではなくて、安全協定という約束事があって、その後、要は覚書と言われる立地自治体と同様に運用していく、そういった約束事に関して、これがどういった約束事なのかをきちっと明らかにしてほしいというのが趣旨です。だから立地自治体と同様といえば、例えば事前了解権と言われるもの、米子市がノーと言ったらもう次に進まないというふうに中国電力は対応するのか、しないのか。対応しろと言っているのではないです。するのか、しないのか、そういったことをはっきり説明してくださいというのが質問なのに、答えがそういったことがないように対応するとか、そういう答えしかない。この回答というのは、私も当日聞いていて、本当に米子市民に対して不誠実な回答だと、もっと言えば米子市民をばかにしたような回答です。約束事、どういう約束事かの中身を聞いてるのに、そうならないようにするというのは全然次元が違ったそういう回答しか常にしないというのは、というふうに私は思ったんですけど、改めてその辺のところの中国電力の見解を聞きたいです。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 不誠実、ばかにしたというふうに言われると、非常に申しわけないと思います。

しかしながら、正直言いまして、これに対してなかなか明確お答えしづらいところがあります。私どもは同様対応しておりますので、当然そういう厳しい御判断がもしなされると、非常にこれは会社として厳しいなと思っています。ですから、その前段でそういうふうにならないように御説明、対応していくしかないのかなと思っています。というのは、なかなかまだそういうケースがございませんので、どういう仕組みでこの整理がなされるか。特に鳥取県側のほうは、今、県が一元的に両市の意見を取りまとめて御回答されている、あるいは最終的には島根県知事が全ての周辺自治体の意見を踏まえて御判断になると、そういうプロセスがございますので、その中で米子市単独でノーとおっしゃったときに最

終的にどういうふうな回答が県あるいは島根県から出てくるか、これもなかなかわからないところがございますので、我々のすべきことはそうならないためにまずはしっかりと対応するという事かなと思っております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 具体的にどうこうするという事じゃなくて、安全協定という一つの約束事、契約事、これがどういった内容なのかを聞いてるだけなんです。例えば今のように、いろんなことがあって明確に答えられない、もしそうだったら米子市がノーと言った場合は、例えばの解釈ですけど、それは約束事に応じて立地自治体と同様というか、そういう解釈でノーと言ったら次には進まないというふうに思ってるけど、ノーと言われないように理解を求める、それなら話はわかります。そこを飛ばしてノーと言うことはもうはなから言われることは考えないような、そういう意味で私は人をばかにしてるような回答だと言ったんですけど、そういう回答というのは非常に不誠実だと思うんですけど、もうちょっとそこをはっきり明確にしていきたいと思うんですけど、どう思いますか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 正直言って社内でもいろんな考え方、議論してますんで、今ここで私がお答えすることはできません。再三再四そういう御質問があることも会社の中に伝わっておりますので、あるところで一定の腹固めしなきゃいけないと。少なくとも私が思ってるのは、もしそういう見解を示されるということは、これは非常に同様の対応するとお約束してるわけがございますから、厳しく重い判断をいただいたということにならざるを得ないと思っております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 これに関して市長にもちょっと見解をお伺いしたいんですけど、市長も私のこの前の質問とか、要はノーと言ったら中国電力はどういうふうに対応するか、次に進めないという認識かどうか、そういうことに関してやっぱり市長もというか米子市も中国電力と同じような曖昧、つまり回答は立地自治体と同様に扱われるというふうに、もうそれだけしか言わないんですよ。そういうふうな曖昧な対応するから米子市民は、市民の疑念とか、そういう言葉を使ってますけど、そういう曖昧な言い方しかないから市民は非常に疑念を抱くしというふうに私は思ってます。だから本当に中国電力の今の回答、対応というのは私は不誠実だと思うんで、そういったときこそ市民の代表である市長がきちっと中国電力にその辺の見解をただすべきだと私は思うんですけど、実際の答弁は中国電力と同じような曖昧な、それを追認するような、そういった認識しか示されないで、これって私は市長としての役割を果たしてないというふうに思わざるを得ないんですけど、いかがでしょうか。

○稲田委員長 伊木市長。

○伊木市長 まず第一に、仮定の質問にはお答えできません。今進行中のプロセスについて、仮定の質問には答えられません。

これまでの実績といたしまして、安全協定と、それから覚書ですね、その中で実質的に同様の対応をするという文言がございまして、これまでそうした対応をしてきていただいているという実績はあるということは御報告できてると思っております。以上です。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 仮定の質問に答えないというのは、それは全く暴論でしょう。約束事、契約というのは、こういうことがあればこうする、こういうことがあればというのは市長の言葉で言うと全部仮定ですよ。そういったことに対して答えられないというのは、全く約束事をするということに関して、契約ですから、その契約がこういった場合はどう対応することになっているのか、それは仮定の質問だから答えられない、答弁をしないというのは、それはおかしいじゃないですか。

○稲田委員長 伊木市長。

○伊木市長 何度も申し上げてますが、契約の内容については既に明らかにしております。その中に実質的に同様の対応するという文言があるということも明らかにしております。そして過去の対応として中国電力側は、こうした機会を設けるなど実質的に同様の対応しているという実績はあると認識をしております。以上です。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 その契約の内容は全て明らかになっていると言いましたが、それはなっていないから問題になってるんです。例えば一つの例として、米子市がノーと言ったら契約上どういうふうな対応になるのか、契約はどうなっているのか、それは全く明らかじゃないです、だから問題なんですよ。契約の内容が明らかになってないんです。曖昧なところで同様の対応とか、同様の扱いとか、それしかしてないから、だから具体的な事例でこういう場合はこうする、これに対しては答えない。明らかじゃないんです。どう思いますか。

○稲田委員長 伊木市長。

○伊木市長 契約の内容について、解釈といいましょうか、そこについては明らかでないというのは確かにあると思います。実際にどういう事例が出てくるのかということは、一つ一つの事例を一つ一つ検証しながら物事を進めていく、そのプロセスの中で実質的に同様の対応していただけるかどうか、そのあたりについてはこれから当然我々としてはチェックしていきたいと思っております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっとこれ以上話しても話が進みませんので、これに関してはおしまいとします。

それからあと、要は当日のやりとりの中でもう少しはつきり、曖昧なところをちょっとお聞きしたいと思います。

その前に、これは一つ確認なんですけど、当日のやりとりは、ある市民が島根原発、電力を多く需要している広島に何でつくらないの、そういったやりとりの中で、実際中国電力は上関原発という計画を持っています。それは山口県で、それについて多分これ私、言い間違いじゃないかと思ったんですけど、上関原発は広島から50キロもございませんというふうに言われたんですけど、これ間違いですよ。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 おおむね50キロ、60キロぐらいではないかと思えますけれども。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 広島というのは、広島市役所の地点からと理解していいんですか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 そのように思っております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 それ私、実際確認したんですけど、これは本質的なことではありませんけど、上関原発の敷地予定地から広島市の市役所まで約77キロ、それから広島ということで県境、上関原発に一番近い広島県ですね、近いところでも70キロ。だから50キロもありませんというのは、私は言い間違い、それはある意味で誤解を招くということで、これは指摘ということです。

それから次に行きます。当日、補償について、先ほどもちょっと出ましたが、事故が起きたときに補償を実際どこまでするのか、するとしたら原資はあるのかないのかに関してやりとりがあったと思います。この話は当日ちょっと中途半端になっていると思うんで確認をしたいと思います。

まず、大前提として確認したいのは、安全協定で、まず無限責任だということを中国電力はずっと言っています。それから安全協定で補償をするというふうに言ってます。具体的には、ちょっと読みますね、こう書いてあります。これは運営要綱ですけど、「人的または物的損害等の直接損害、これは自然環境への影響も含まれる」。どういう補償するかというと、「原状回復措置費用も補償する」そういう約束事があります。

まずお聞きしたいのは、3号機稼働で、もちろん事故が起きないようにというのはわかりますけど、事故が起きることを想定して、いろいろ対処、取り戻すことを考えているというのは常に言われてるんですけど、3号機で事故が起きて、どこまでの被害、どこまでの補償が必要だというふうに想定をしているんですか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 まさしく我々は、事故を起こさないことを前提に頑張ってるんですけども、そうは言いましても起きる可能性はございます。事故の規模にもよりますので、なかなか一概には申し上げられませんが、まさしく今、委員がおっしゃったように原状回復ということになろうかと思います。御承知かと思いますが、このあたりについては調停機能・機関もございまして、私ども会社自身もその体制を当然つくります。もし環境あるいは人的な被害を及ぼしたときは補償の問題に誠意を持って対応する必要がございまして、会社独自にもそういう調停部署を設けますし、また福島事故以降、国の仲裁といいましょうか、調整が入ったりするようになってございまして、いろんな第三者の視点を含めながら対応することになると思います。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 だから事故が起きたと想定して考えるときに、中国電力としてはどのくらいの補償額が必要だというふうに考えているのかを聞いてるんです。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 ですからなかなか事故の規模によって補償額変わりますので、私どもは制度的には先ほど言いましたように民間保険、原子力保険プール、今1,200億円まではもう既に準備ができています。

しかし、それを超えた場合は、きょうも御説明しましたが、福島事故を踏まえて機構制度ができておりますので、今そこへ私ども電力会社は毎年拠出をしております。今ほとんど東京電力の賠償のほうに充てられておりますけれども、仮にもし他地点で起き

ればそういった適用がなされるものだと思ってます。つまり、やっぱりその状況に応じて御心配なられるのは資金がショートするんじゃないかというお話だと思いますけれども、制度的にはそこは今カバーができてるんじゃないかと思っております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 制度的にカバーできてるかどうかはどのくらいの必要額を前提にするかで話は変わってくると思うんですけど、今聞いても明確にどのくらいを想定しているというお話かないので、やっぱりないんだったら福島を一つの例として考えざるを得ないというふうに思います。福島で考えると、今いろんな補償、原状回復に20兆円という数字が出て、島根でそういった事故が起きたときに20兆円ぐらいの額が想定されるので、本当に中国電力はそれを安全協定でちゃんと補償すると約束してるので、原資があるのかどうか、その辺はやはり確認をしたいと思います。原資に関しては、まず原賠機構で保険に入ってる、これ上限1,200億ですね。これ2桁違うんで、これだけで補償ができるというのは誰が考えても無理です。

ただ、もう一つ、車で言えば強制保険と任意保険みたいな雰囲気だと思うんですけど、国が今、福島でやられてる原子力事故の賠償、名前としては原子力損害賠償・廃炉等支援機構、そこで超える部分は何とか担保していくということを言われてるのだと思います。本当にこれで多分20兆円という額を想定してこれで補償されるのかどうか。もうちょっと中身をきちっと説明願いたいというか知りたい。中身に関して今、要は各電力会社の共済組合みたいなもんで各電力会社がお金をプールして、どこかで事故が起こったら使おうと、一言で言えばそういう制度だと思います。今、中国電力もやっぱり毎年40億ぐらい出してますよね。合計が1,600億ぐらい毎年プールしてる。これであと数年間だから約1兆円ぐらいプールしてることになってると思うんですけど、そこまで、その認識間違いないですか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 抛出はしておりますけれども、先ほど言いましたようにそこから今、東電の賠償金のほうに流れておりますんで、それはプールという意味で本当に全て残ってるかどうかは、制度的に私よく把握しておりません。

それと、なかなか20兆を前提にして、じゃあ、本当にという話は、我々も少し無理があるかなと思っておりまして、それに備えてお金を少なくとも持っておけると言われるのは、なかなか事業運営上は難しいと思います。ほかのリスクに対しても必ずこういう制度の中で、いわゆる現金を持っているかどうかという話とは別だと思っておりますので、事故の発生確率とかを含めて適切に対応できるようにいうふうに考えております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 この廃炉支援機構、これ今言われたように過去、抛出額が合計で1兆円ぐらい。ただ、これ実際福島で全部使ってますね。使ってるというか、足らない。明らかに足らない。だからこの説明として、事故が起きたときの補償の原資として、まずは民間の保険1,200億が入っている。次は、この賠償と廃炉支援機構があるから、それで補えるという説明は、やはりこれ事実ではない。この賠償支援機構でも事故が起きたとき、幾らを想定するかは話が変わりますが、そこでやはり任意保険的な役割は事実上果たせてない仕組みだというふうに私は思うんですけど、その辺の見解はいかがですか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 その額が多額でございますんで、事業経営上こういった額を常に保持、保有していくというのは現実的には無理だと思います。

国の制度上も必要と認めるときは政府は援助する、こういう一筆がございますので、やはり確率的にはそう頻繁に起きるものではないと思っております。しかも安全対策を施しておりますから、その可能性も幾分かは軽減されてると思います。そんな中で、さらにはこういう国の仕組み、そして最悪の場合は国が支援するというような制度がございますんで、そこに対しては現状とり得る最大の措置がなされているんじゃないかというふうには思っております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 大分やりとりでわかったと思います。要は今民間保険、それから支援機構で共済会があるから、それから出る仕組みはあるけど、事実上そこから出ることは期待できない。断言はしませんが、実際はほとんどそこから出ることは期待できない。じゃあ、それ以上は国が支援する。多分国は支援するでしょう。ということは事故が起こったときに最終的には国が支援する、つまり税金で事故の補償をする、今はそういう仕組みだということを確認できたと思います。

じゃ、そういう仕組み、そういう現状で3号機を動かすことがいいか悪いかは、これは議論の余地がありますけど、今の保険の賠償の仕組み、できると言ってるけど、でも実態は国が税金で補うということしか補償されてない、そういう仕組みだというふうに私は思います。

それからもう一つは、当然何兆もというお金をプールして、それからあとは稼働しようとする、事実上無理だと思います。でもそういうときにこそ保険というものが一般にはあるんだと思います。例えば、私たちが車を運転するときに事故を起こしたら何千万という損害賠償の責任を負うことは十分考えられます。そうすると車を運転する人は何千万のお金をプールしないと車運転しないかということ、そのときに保険に入るんです。保険はそういうものです。だから本当に被害が想定されて、ただそれは確率的に非常に少ない、そういう場合に、ただ起こればすごい賠償額が想定される、そういうときは保険に入って、いざというときはその保険から出す。それが普通の常識的な物の進め方ですね。

だから原発に関しても今1,200億の保険しか入ってないということですけど、これ10兆とか入ればいいわけです。安全対策もして事故の確率が非常に低いんだったら保険会社にちゃんとそれを説明して、事故は非常に確率が低いと保険会社に納得してもらって、それで保険に入って、その体制を整えて稼働の話をするべきだというふうに私は思うんですけど、安全性の説明というのは、まず私たちには当然してほしいですけど、保険会社に説明して納得してもらおう。それができないのに単に市民に説明して、通り一遍な説明で次に進むというのは、私は道理は通らないと思うんですけど、要は事実上は無保険で3号機を動かさないでくださいというのが最低限の市民の、周辺自治体の思いなんですけど、いかがでしょう。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 この1,200億円は、民間の原子力保険プールという組織でございます。損保会社からたくさんのお金をいただいております。我々事業者は、

当然国を含めてですけれども、この1,200億円の妥当性について常に議論してございます。今、委員から御指摘もございまして、また社内のそういった担当部署に伝えて、その可能性も含めて検討させていただきたいと思います。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 最後に言いますけど、損害が想定される、ただ確率は非常に少ないというのはそうかなと思います。そういうときこそ保険というのがあるので、無保険で3号機を動かすというようなことはぜひやめていただきたいというふうに私は思います。

これに関して、当日のやりとりで、この1,200億円、民間の保険、これは保険料幾らなんですか。幾ら支払ってるんですか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** これは言えないことになっておりますので、応分の保険料掛けておりますので、ちょっと数字は口外できないというようなことになってるようでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 言えないことになっているというのは、保険契約を結ぶときに相手はその契約の中で保険額は公表しないという、そういう契約をしてるということですか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 理由をちょっと確認しておりませんが、一般的にこういうお金の話は全てオープンにできるかというところもございまして、また確認させていただきます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** あえて聞くのは、例えば今回の島根原発の必要性の一つに安価な電気料金、安いよという、そういった主張してます。そういったときに、この1,200億円の保険料は必須な額なんです。そういったことを明らかにしないで安い安いと言われてもなかなか納得をできないということで、関連しているんじゃないかということであえてお聞きしました。だから、その辺のところをきちっとオープンにしないとなかなか安いと言っても納得はできないんじゃないか、納得なかなかしづらいという点があるということは御認識ください。

それからあと1点についてお聞きします。今、言われた電気料金が安くなる、安価だ、それに関して当日こんなやりとりがありました。市民から、もし2号機、3号機が動いたら電気料金が安くなるんですかという質問がありました。それに関して中国電力さん、こう答えました、2号、3号で現在まで進めてきた効率化の原資を回収したいというのが本音のところなので何とも言えない。これって効率化の原資って要は2号機、3号機の安全対策ですね。じゃないですか、違うんですか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** それは違います。会社全体で福島事故以降、例えば2号がとまっただけで年間450億円、いわゆる化石燃料代で新たに拠出をしている。これを効率化で、会社全体です、会社の事業運営全体の中で効率化でその値上げ分をしのいでいくと、こういう意味でございまして。

○**稲田委員長** 土光委員。

○土光委員 経営の効率化で設備、経費は節減できたとしたら、この原資を回収という意味がわからないんですけれど。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 どういうふうに効率化するかというと、いわゆる工事の先送り、言い方悪いですが、例えば火力発電所の補修も必要です。あるいは送電線、配電線、電柱の建てかえ、こういったものも必要になりますけれども、本来は10年でやるものを何とかそれぞれ技術評価をしまして15年に延ばすとか、そういうやりくりをして今値上げをしない原資を稼いでるわけです。ですからその辺の、一度延ばしたものをまた適正に戻していかないと、それこそ停電になりかねないというようなところもございまして、そういう御理解をいただけますでしょうか。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 わかりました、効率化という意味は。ただ、その効率化という表現は余りよくないと思うんですけど、それはわかりました。

ただ、これに関してですけど、2号機、3号機、両方だと思うんですけど、安全対策費で5,000億ぐらい、これ使ったんですか、使うんですか。今の時点でこの5,000億のうち幾ら使ってるんですか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 既にもう支払いをしたものもございまして、その辺の数字は整理してございます。何分2号機の工事を先行して進めてございますので、総工費が5,000億円程度というふうに考えてございますけれども、その中には竣工したものもございまして、もう支払い済みのものもございまして、一つの例として29年度分として700億円程度はもう既に支払いをしております。そういう意味でもう一部は払ってるものもあります。このあたりのために、つまり当社は値上げはしてませんよということを言ってるわけです。トータルで3,000億円ぐらいまでもう支払い済みです、29年度で。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 この5,000億というのは、安全対策費です。それから3号機の建設費が4,600億とされています。これは別のものですね。今、3,000億ぐらいはもう既に安全対策として払っている。これの原資は何か。それと中国電力の営業利益って350億ぐらいで、3,000億、これって福島事故後なので、この数年間で3,000億の支払いをしてる。どこからそんなお金が出てくるのかというのが疑問なんです。このお金はいっとうやって回収するつもりなのか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 そこはやはり先ほどの効率化で原資を捻出することになります。値上げの抑制も含めて、やはりそのあたりを社内でやりくりをする、工事の時期の見直しとか、そういったところで捻出をして支払っているわけです。電気料金の制度、御承知かと思いますが、値上げをするときには、例えば2号が運転をしていることを前提に、あるいは3号機を前提に、今の私どもは値上げしておりませんので、あくまでも2号機、もっと言えば1号機も動いた前提の料金体系で今、料金を頂戴しておりますので、相当現実とは乖離をしています。それを何とか先ほど言ったように経営効率化でしのいでいる。回収は、先ほど言いましたように逆に2号が動けば油代、ガス代で年間

450億円程度の出資が出てくると思っておりますので、そこで回収をしていこうというのが現状の計画でございます。

○稲田委員長 原田企画部長。

○原田島根原子力本部企画部長 ちょっと補足させていただきます。もちろんそういった日々いただく電気料金もありますけれども、例えば銀行からの借入れであったりとか、それから社債というものを発行して資金調達したりとか、そういったことを工面しながら当社として工事費等々、費用等々を捻出していく、そういったことになってございます。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 大体わかりました、どこからお金を調達するのか。基本的には電気料金は昔のままの体系なので、そこから出すことは到底不可能だと思ってまして、要は借入れをしてると。

（「それもあります。」と原田企画部長）

3号機、2号機が動けば、その分の借入れの返済ができると、こういうふうに中国電力の思惑であると。だから簡単に値下げとかそういう議論にはならないというのが中国電力のお考えというか、現状だということですね。わかりました。

それから、あとこの電気料金に関連して、もう一つ、ちょっとこれはぜひ中国電力の見解をお伺いしたいんですけど、ちょっと質問の趣旨を明確にするために資料お配りしていいですか。

○稲田委員長 資料が今、急に出てきましたので、その分の答弁の確度が云々についてはちょっと私のほうで采配させていただきますので、よろしく御了承ください。

では、土光委員。

○土光委員 今お配りした、今度の電気料金、中国電力自身が原発を動かすと電気料金が安くなる、安価な電気を提供する、そういうのを必要性の一つに挙げています。もう一つは、もし2号機、3号機が動けばその分は今使っている火力の燃料代は今1年間に460億かかる、それが不要になるからその分だけ経費が浮くと。それは事実でしょう。

ただし、私たちというか、私が思うには今選択というのは、2号機、3号機をいろんな必要性で動かすか、それとももう原発はやめるか、島根原発2号機、3号機は動かさない、つまり廃炉にするか、そのどちらかの選択をある意味で私は今迫られてると思います。だから、電気料金がどうなるか云々に関しても原発を使わないという前提で電気料金がどうなるか、原発を動かすということで電気料金がどうなるか、その比較をしないと意味がないというふうに思ってます。

今、お配りしたのは、これは龍谷大学の島堅一さんがそういった視点で、一般論ではなくて、中国電力の2号機、3号機、これに基づいて試算をした結果、これは実はテレビで放映された一場面の画面を印刷したものですけど、そういった試算を出してます。

これ簡単に説明しますと、今、現状は原発動いてないです。だからその分だけ火力でいっぱいやってるから、火力は燃料費が要ります。それから他社からも電力を購入しているというのと、それから原発の動いてなくても原発維持費も要りますというのが現状という意味です。これをもし原発をやめると何がなくなるかというと、火力の燃料費はやっぱり同様に要ります。ただし、原発の維持費は、もうそれはやめるんだから要らないですというのが左の図です。もし原発を動かすとどうなるか。火力の燃料費は要ります。ただし、

原発が動くので、原発の維持費は要ります。それから、原発も当然燃料費は要ります。そういったのをあらわしたのが右に書いてある。そういう考え方で試算をすると、この大島さんは、ここに書いてますけど、原発やめたほうが電気料金が安くなるという試算を示しています。

お聞きしたいのが、これに関して中国電力のお考えとか見解をお聞きしたいんですけど、まずこういう考え方で原発廃止のときの想定される電気料金、経費、原発2号機、3号機を動かすときの経費を考えると、こういう考え方でいいのか、それともこの考え方で正しくは結果は出せないのか、まずこれをお聞きしたい。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 この番組は私どもも拝見しておりまして、こういう数字を含めて放送の中で示されたのは承知しております。

右のたてつけですけれども、仮に動いたときのおおむねの費用の積み上げというのは、これでほぼ構わないかと思っておりますけれども、逆に、左の原発廃止のときは、これだけ、こんな単純な話ではないと思っております、例えば端的に言うと廃止の費用が入っていないとか、あるいは2号、3号機の停止分の電気一体が本当にこれだけで、簡単に書いてございますけど、火力と他社受電と書いてありますけれども、その辺の安定的な確保、そういったものが明確にされていない気がいたします。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 この後段で、いわゆる断定的な云々という話です。少なくとも今も原発は動いてなくて、電気供給してるわけですから、廃炉にしても同じだというのは普通の考え方だと思います。ただ、言われてるのは多分火力に頼ると老朽化云々があるから、その費用を見積もる必要があるんじゃないかというふうにとりました。

それからもう一つ、最初に言われた廃炉費用に関して大島さんは、廃炉費用は別途積み立てるので、電気料金には影響しないと言ってるんですけど、それは事実ではないんですか。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 電気料金に今、廃炉費用が入っているのは間違いございません。3号はまだ入っていないので、そこはやはりここには含まれてないと。恐らく全く運開前のプラントを廃炉にしていくというような形になっておりますので、もちろん運開したものに比べれば、余りそれこそ今の段階で運開しないで解体するというのは当社は考えておりませんが、それなりのやはり費用は当然かかると思います。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 3号機は廃炉にするんだったら観光施設になるという話もありましたが。ちょっとこれ以上細かいことはしませんけど、基本的な考え方は大きな違いはない。多分、具体的な金額の積み上げは、大学の先生でもきちっとしたデータは限られてるんで、だからこの辺の具体的に3.2%値下げとか、3.7%値下げということですけど、この辺はどういう考え方で中国電力として試算するとどうなるかというのを示してほしいんです。そうしないと私たちは比較できないんですよ。

○稲田委員長 長谷川副本部長。

○長谷川島根原子力本部副本部長 御指摘のとおりかと思います。それ今、持ち合わせし

ておりませんけども、検討してみたいと思います。

ただ、大島先生は、これに限らずよく電気料金のことでいろんな場で御発言になってるんですけども、一切そのあたりの詳しい条件を明らかにされておりませんので、なかなか我々も検証しづらいところがあります。そこも含めて考えてみたいと思います。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 大島先生は何を明らかにしてないんですか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 算定の条件の細かいところが余り明確になってないです。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これ要求しても大島先生はそれ公開しないというふうに言われたんですか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** いや、そこまで私どもは対応しておりませんが、そういうお話もちょっと聞いております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから電気料金云々のことを考えるときにこういった視点で考えないと、本当に動かすことが私たちにとって必要なことなのかどうか判断しづらいんで、中国電力としての具体的な、当然当事者なので、数字とか全部お持ちだと思ってるんで、そういったのをきちんとデータとして示してほしいという意味です。

それから大島先生に関しても、こういった試算を出してるデータとかいうのは多分求めれば私は明らかにしてくれると思うので、それはそれで何らかの機会のときにと私は思ってるんで。逆に言うと、大島先生はこういった試算をするときに電力会社はなかなか資料を出さないというふうに言ってることも私は聞いてますんで、こういったところをきちんとオープンの中で議論して、本当に必要性の議論ができたらというふうに思いますんで、データを出すことを検討していただきたいと思います。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ほかにありませんので……。

（「済みません。」と土光委員）

質問ですか。

○**土光委員** はい。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 風向に関してちょっとお伺いします。4ページとか、あといろいろ条件を出してますけど、風向をとるときに1時間後の何のデータをとってまとめているのか。例えば1時間の最大のときの風速なのか、風向なのか、もとは何なんですか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 測定としては連続で監視してございますんで、2分単位で記録が残っておりますんで、それを平均化したものでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 2分単位のデータを集計してプロットしたもの、そういうふうに思えばいい

んですか、わかりました。

それから6ページ以降、これは気象庁の測定結果をあらわしてますけど、これ風向、高さは幾らでこれは想定してるんですか。それから何分置きのデータなんですか。

○**稲田委員長** 原田企画部長。

○**原田島根原子力本部企画部長** 気象庁のほうに、地方气象台ですね、聞いてますと、各地点でちょっとまちまちなところがあるようなんですが、例えば気象庁が入ってらっしゃる事務所の建物、ビルの屋上で計測しているというふうなことでございますので、そこは済みません、はっきりとどんな基準があって、何メートルですということになってないようでした。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** この気象庁のデータ、ホームページでも公開されているので、それは1時間置きとか10分置きとか……。

(「1時間置き。」と原田島根原子力本部企画部長)

1時間置きでやってるということですね。

それから、もし事故が起きたときに放射性物質を外部に放出されることが想定される。この放射性物質は大体、風向きによっていろいろ飛びますけど、高度どのくらいの高さで飛んでいくのかというのは中国電力はどういうふうに想定、考えているんですか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 基本的には事故が起きても排気塔から放出をするのがほとんどでございますので、2号は120メートル、3号は57メートルになります。特に私どもの特異の地形として三方に山がございまして、この山はおおむね150メートルの山、山というか、ありますので、そこを越えなきゃいけないんですね。ですからそういったところも含めて気象解析をしておりますので、それ以上ちょっと今、私も申し上げられませんが、かなり高いところを越えた後の拡散だというふうにお考えいただければと思います。いずれにしても周辺の地域に行くときは一つ山を越えております。ここは何が言いたいかというと、かなり敷地の中でとどまる、あるいはとられるという傾向がございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 中国電力は、放射性物質の拡散のシミュレーションをやっているというふうに聞いてるんですけど、だから多分こういった風向データのもとで、どんな過程を設ければどんな感じで拡散するかというのはもう御存じだと。で、これはちょっと総括的にお聞きしたいんですけど、よく立地自治体の首長は、近いんだから被害も私たちのほうが大きい、それから鳥取県側は西風が多いから、むしろ西風のこちらのほうに被害が同等かもしくは大きいかもしれない、そういった議論がいろいろ交わされるんですけど、中国電力としてこういった風向データを持って、拡散シミュレーションすることができるという前提でお聞きしますけど、立地自治体に被害が起きたときに想定される被害の大きさ、立地自治体と例えば米子市、そんなに大きな差があるというふうにお思いでしょうか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 私どもの解析装置は、あくまでも敷地の境界まででございますので、敷地の外は国が持っているスピーディとか、そういったものの解析が必

要になります。ただ、傾向としてはやはり距離が近いほど放射性物質の影響が大きいのは、これは間違いないと思います。そんな中、その時々気象状況によっては、御承知のように福島の際も飛び地でかなり離れたところにホットスポットができる、これも事実でございますので、ですから今、防災上はそのときの実気象を用いて推定をしないとなかなか判断が難しいと、これは我々もある意味妥当なお考えだと思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、お聞きしたのは、立地と米子市と言ってもいいです、想定される被害に差があるというふうにお思いなのか、一般的にです。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 一般的にはそれは近いほうが被害が大きいと思います。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 長谷川さんの発言で、以前住民説明会で各電力会社は放射性物質の拡散シミュレーションはみんなできる能力を持っている、やってるといふふうに言われたんですけど、今の発言で、それは敷地内だけしかやってないんですか。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** そういう意味ではある意味修正をさせていただきたいと思います。電力各社が持っておりますのは、もちろん少しのバウンドはございますけれども、基本的には敷地の中を評価するものでございますので、敷地の外まで、特に米子あたりになりますとかなり離れておりますので、そこまでケアできる、カバーできるものではございません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それに関連して、例えば新潟県のいろんな検証委員会、その中で東京電力がシミュレーションを出してる、データを出してるという話を聞いてるんですけど、それは敷地内だけではなくて、新潟県内から避難計画の被害を想定するときにシミュレーションを出してるというふうに聞いてるんですけど、今の話では、それはできないことになっている、ちょっとそこがよくわからないです。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** それは、実は東電だけではなくて、うちもそうですけれども、内閣府がシミュレーションをしていますので、多分そのデータを使っておられるのか、ちょっと東電がどういう数字を出してるのか今把握しておりませんが、少なくとも各プラント、福島並みの事故が起きたときにどのように被害が及ぶかのシミュレーションは、内閣府がどこかの研究機関を使ってやられてるといふふうに認識しております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと待ちましょうか。

○**稲田委員長** 内閣府が行っていることは確実ですね。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** はい。そこは確認させてください。私の記憶では、内閣府の飛散値だと思いますけれども、ちょっと確認をさせていただきますでしょうか。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 内閣府のシミュレーションはスピーディなことなんじゃないですか。福島事

故以降にやってから、新聞にも載っていました。

それからもう一つ、確認してもらいたいんですけど、本当に東京電力が新潟県にそういったシミュレーションを出していないのかどうなのか、それも確認してください。

○**稲田委員長** 長谷川副本部長。

○**長谷川島根原子力本部副本部長** 確認をいたします。ただ、スピーディは規制庁が持っているはずですので、少し内閣府とは違うと思います。以上です。

（「じゃあ、その確認はしてみてください。」と土光委員）

はい。

○**稲田委員長** いいですか。

○**土光委員** はい。

○**稲田委員長** ほかにはございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ほかにございませんので、本件については終了いたします。

参考人及び市長には退席をしていただきます。ありがとうございました。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 04 分 再開

○**稲田委員長** 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を再開いたします。

続きまして、陳情の審査に移ります。

23日の本会議で本委員会に付託されました陳情第2号から第10号まで及び第13号から第18号まで、以上15件の陳情を一括して議題といたします。

15件の陳情につきましては、それぞれ別紙のとおり、陳情の趣旨等を説明したい旨の申し出がありましたので、参考人として招致しております。

それでは、参考人の皆様、前へお越しください。

〔参考人、保母氏、山中氏、手塚氏、参考人席へ移動〕

○**稲田委員長** 審査に入ります前に、参考人の御紹介をいたします。

陳情第2号から第10号につきまして、陳情提出団体、島根原発・エネルギー問題県民連絡会より、事務局長、保母武彦様でございます。

○**保母氏（参考人）** よろしく願いいたします。

○**稲田委員長** 陳情第13号から第15号につきまして、陳情提出者、えねみら・とっとり共同代表、山中幸子様でございます。

○**山中氏（参考人）** よろしく願いいたします。

○**稲田委員長** 陳情第16号から第18号につきまして、陳情提出者、市民エネルギーとっとり代表、手塚智子様でございます。

○**手塚氏（参考人）** よろしく願いします。

○**稲田委員長** それでは、早速、順次趣旨説明をしていただきたいと思います。説明は、わかりやすく簡潔にお願いいたします。

それでは、陳情第2号から第10号につきまして、保母様、お願いいたします。

○**保母氏（参考人）** ここの場所でのろしいんですか。

○**稲田委員長** はい。

○保母氏（参考人） 島根原発・エネルギー問題県民連絡会から、2号から8号まででしたでしょうか。

○稲田委員長 10号。

○保母氏（参考人） 10号までですか、陳情いたしました。その説明をします。全体で10分でせよという話で、一つ1分ぐらいですけども、よろしくお願いします。座ったほうがいいですか。

○稲田委員長 着座で構いません。

○保母氏（参考人） ということは、立つつてもいいわけですね。

これについて、先ほど中国電力の皆さんのほうからのいろいろ議論を聞いておりましたが、今、焦点となってる島根原発の3号機問題、この問題について、一番最後に3号機のシミュレーションの問題などが出て、敷地内のみだというような話が出て、米子がどうなるのかどうかかわからないような恐ろしい話が出てきて、それでこの7月、8月に事前了解問題について結論をあなたたちは出すのというのが、ここへ来て新しく知った驚きの話です。

陳情の第2号から説明していきます。ただ、2号と3号まとめてちょっと説明します。これは安全協定の問題です。事前了解権を持っているか持っていないか、安全協定の問題。鳥取県側については、少し中国電力からの文書が出たりして、いわゆる安全協定ということだけで完結しとるわけじゃないですけども、これについては、一番重要な問題だと思いますけども、先ほど聞いておまして、事前了解をノーを出させないような、そういうふうにするんだという話が出ておったんですけども、これは島根県のほうともちょっと議論しましたけども、この事前了解をするかしないかを中国電力に報告しますね、それぞれがね。これは立地自治体、それから周辺自治体ともそうです。その後に、どのようにするかという話を島根県のほうの担当者に、担当者といっても知事の代理ですけども、聞いて、極めて曖昧です、どのようにするか。例えば、周辺自治体が5つと県、複数のところから、そのうちの一つでも了解しないという意見が出た場合にどうなるかという話を聞いたら、その手続について総合的に判断するというような話でした。総合的にというのは、普通使う言葉でいえば、これこれの3つの判断基準があって、総合的に判断すればこうだということで大体するもんだろうと言ったら、そういうものではありませんと。だから、立地自治体、それから周辺自治体の答えが出てきた段階でそれを見て判断すると。そのときに私たち3人のほうから、後出しじゃんけんだと、ちゃんとこういったことを決めるのであれば、後の処理方法、判断基準、これをまとめて明確にした上で判断を聞いて、だから最初の基準に沿ってこうだということをすべきで、この極めて曖昧な形で今は始まっている、これは大きな問題です。

それは、島根県側もそうですけども、鳥取県側は、特に安全協定をやはりもう一度協定をし直す必要があるだろう、そういうのを明確にした。それは、いろいろ島根側でも出て、そういった意見を出した周辺自治体からの話は中国電力に話をするんだけど、聞きおく段階で終わっていて、必ず立地自治体と同様な事前了解権、同意権を認めるかどうかということはいまだに明確になっておりません。だから米子市が、例えばですけど、事前了解をこの審査請求についてしたとして、同時に安全協定についてよろしくと言っても、これはほごにされる危険性がありますという意味では、今回のこの回答の段階で、明確に

やはり安全協定についての中国電力との約束をとった上でやらなきゃいかん、これが3号目の陳情。

それから、4号、5号が市民説明会の件ですけども、市民説明会、人数も少ないし、先ほどのまとめを聞いていても、皆さん、どう思われたでしょうか。なかなか市民に説明して納得をいただいたと、合意が得られたからもう説明会を開く必要はない、だから打ち切りますという話では一切ないんですね。理解が進んだから市民説明会をこれ以上やらないという話じゃないんです。この意味では、市民の理解が進むまでしっかりとこれをやる必要がある。いろいろ皆さんの議論を聞いておりまして、必要があれば、米子の議会が何とか行政と一緒に主催して、そして中国電力と、あるいはいろいろ意見がある住民団体を呼んで議論させて、本当に今の問題が市民に理解されるようにしていく必要があるのではないだろうか、これも検討してみてください。

それから、陳情の6号目以下ですけども、これは検討委員会です。島根側と鳥取側で少し表現が違ふかもしれませんが、要するに第1段階と第2段階と判断の段階が違ふと。今の第1段階では、とにかく規制委員会の審査は、これについて申請するかどうか、これを言うだけで、なぜ3号機が必要だというようなその内容的な判断は1段階目ではないということなんですね。

ただ、普通で考えれば、20年前、それ以上前につくった工場なり機械なり、これがその設計どおりにでき上がってきたかどうかとその審査の前に、もう技術進歩の著しい中で本当にそのままでいいのかどうかということを検討されなきゃならない。第1段階でそれをすべきだと私たちは主張したんですけども、その第1段階は事前了解するかしないかということだけで、そういう実質的な、稼働させるかどうかというのは第2段階ということが出ておりまして、これは納得は私たちはしておりませんが、そのように鳥取側も島根側も周辺自治体がそう言われるのであればいいんですけども、その場合、キーワードとして大事な点は検討委員会です。審査について、今、島根原発の3号機問題にかかわっていえば、顧問委員会などは県の段階でつくられてるんですけど、ここは単に知事が諮問したら、それに対してその説明をします。それともう一つは、現地視察などについて同行するというぐらいしか島根では書かれてないんです。

結論的に言えば、新潟県のほうの委員会に私、ことしの4月の末に行ったんですけども、相当大がかりな検討をしております。避難の問題も、ただ道路がそこを通れるか通れないかというだけの話じゃないです。もう心理学から病理学から、長期間ですから、数年間そこで避難しなきゃいかんので、こういう事態にどう対応するのかということをいろいろ全面的な検討をして、その中で結論を出そうとしてるんですよ。そういったことのいろいろ機関がないので、これをぜひつくる必要がある。それがつくられると、これは島根県と鳥取県を中心にしてやればいいと思いますけども、そののところをやはりしっかりと申請していくと、米子市からよろしくということを書いてもらったほうがいいじゃないかということ 생각합니다。

10分間で、ちょっと飛び飛びになってしまっていて済みませんが、以上でとりあえず終わっておきます。

○稲田委員長 次に、陳情第13号から第15号につきまして、山中様、お願いいたします。

○山中氏（参考人） よろしくお願ひします。失礼ですが、着座でお願いいたします。

○稲田委員長 どうぞ。

○山中氏（参考人） エネルギーの未来を考える会、えねみら・とっとりの山中です。このたびは陳情について説明の機会をいただき、ありがとうございます。3つの陳情を提出しているので、順番に説明させていただきます。

ただ、その前に、一言言わせていただくと、今回の中国電力による島根原発3号機の申請願については、稼働を認めるわけではなく、安全性の審査を認めるだけの意見があります。けれども、申請を認めるということは、国が安全と判断するなら新しい原発を動かしてもよいと認めることになると思います。審査に合格すれば3号機は今後40年以上も稼働し続けることになり、その間、米子市は自然災害対応だけでも大変な中、原発からの避難計画を抱えて、膨大な人材と資金を注ぎ続けなければなりません。しかも、最後に残される膨大な高レベル放射性廃棄物の処分場はまだ決まっていません。今、米子市で本当に検討すべきなのは、地域の未来を危険にさらしてまで中国電力の言う稼働の必要性が本当に妥当なのかどうかということだと思います。現在この時点で、今こそ米子市にとって本当に大きな岐路だと思っています。私たちの孫やひ孫の世代に大きな負債を残すことにならないように、慎重な審議をぜひよろしくお願いいたします。

1番目の陳情について説明します。これは、住民説明会の回数を多くしてほしいということなんですけれども、現在では、夜1回のみ住民説明会を少なくとも2回以上行うことを求めます。そのことによって、さまざまな層の住民が情報を得る機会をふやすことができると思うからです。立地自治体では、3号機について平成9年に増設の申し込みをしてからずっと何度も説明を受ける機会がありました。けれども、鳥取県側は、福島原発事故の後にやっと安全協定が結ばれたため、3号機の説明を聞くのは初めての人がほとんどです。

今回、立地自治体である松江市では夜と昼の2回説明会があったのに対して、米子市では1回のみ、しかも開始時間は夜のみで大変遅いため、小さい子どものいる方や高齢者など、外出しにくかったのではないかと思います。立地自治体と同じように扱ってほしいと思っています。中国電力さんは、質問があれば個別に問い合わせてくださいと言いますが、ほかの住民の意見を聞くことでより理解が深まることも多いので、説明会は大事だと思います。多くの場所で丁寧にしてほしいと思います。少なくとも立地自治体同様、最低2回は行う必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

2番目の陳情について説明します。事前了解権のある安全協定に改定されるまで申請を認めないということを求める陳情です。

中国電力は、5月22日に島根原発3号機の新規稼働に向けて国に適合性審査を申請するために、立地自治体である松江市と島根県には事前了解の申し入れを行い、米子市、境港市、鳥取県など周辺自治体には事前報告を行いました。

広範囲に汚染が広がった原発事故の経験を踏まえて、米子市は国から避難計画を義務づけられています。つまりこの時点で立地自治体の範囲は5キロから30キロに広がったと考えるのが妥当だと思います。原発災害から住民の命と暮らしを守るために米子市は大変な負担を押しつけられているにもかかわらず、松江市と異なる安全協定でなければならないという、そういう理由はないと思います。

米子市など鳥取県側の3つの自治体は、安全協定の文言が違っただけで運用上は実質的に同じであると考えていますが、私たちが島根県、松江市に申し入れに行った際、この点について聞くと、はっきり周辺自治体と立地自治体は違うという答えが返ってきました。もし米子市など周辺自治体と立地自治体の意見が異なる場合どうなるか、島根県に尋ねると、島根県が総合的に判断すると答えました。松江市は原発から5キロメートル圏の地域を抱えており、周辺自治体より危険性は高いので、稼働にかかわる重大な判断においては立地自治体の意見を尊重してほしいと答えました。

私たちとしては、米子市など周辺自治体が安全協定で同等になったほうが立地自治体の安全性をより高めるといふふうに考えているんですが、立地自治体としては、決定についての優位性を放したくないというふうに聞こえました。肝心の中国電力に安全協定について聞くと、周辺自治体の安全協定は実質的に立地自治体と同じとしながらも、意見が異なる場合については、丁寧に説明して理解していただくとし、現時点で反対の意見は聞いてないと答えました。

以上の答えを踏まえると、米子市など周辺自治体は、立地自治体と異なる意見を言った場合は同等に扱われないのではないかというふうに思ってしまう。これでは実質的に同じとは言えません。中国電力との交渉は大変難しいと思いますが、3号機稼働に向けての申請というそういう事由が生じた今、安全協定の19条に基づいて協定の改定を求め、協議会を開いてほしいと思います。結果はどうあれ、今きちんと事前了解権を求めなければ、今後ますます立地自治体と同じ安全協定を求めることは難しくなると思います。住民の安全を最優先させるなら、毅然とした姿勢を見せるべきだと思います。

3番目の陳情についてです。島根原発2号機、3号機が稼働しているとき、深刻な事故が生じた場合の放射性物質拡散シミュレーションを提出することを中国電力に求める陳情です。

島根原発3号機で事故が生じた場合について、米子市は避難計画を策定しなければなりません。どのような被害が生じるのかを予測することで、より実効性のある避難計画を立てるための参考になると思います。また、シミュレーションによりフィルタベントの性能と効果がどの程度のものかを知るのには、中国電力の説明を裏づけるものとしても参考になると思います。

先ほども保母さんからありましたが、新潟県では大変いろいろな検討をされていまして、シミュレーションについても、2015年に柏崎刈羽原子力発電所における事故を想定した放射性物質の拡散影響評価を実施して、東京電力に対してフィルタベント設備検討のため、放出開始まで25時間後、18時間後、6時間後の3ケースと、注水できず格納容器が破損し、フィルタベントを通さずに放出される参考ケースなどのシミュレーション結果を出しています。このときの新潟県のシミュレーションはスピーディを使用しています。2014年10月の8日に原子力規制委員会は、スピーディの運用を緊急時における避難や一時移転などの防護措置の判断に当たってスピーディによる計算結果は使用しないとしています。それは逃げるときに使わないということであって、ハザードマップとして、日ごろから、こちらの風が吹くとういうふうになるっていうような、そういう危険がどのような状態にあるかというのを知るためには利用できるのではないかと思います。

また、中国電力の島根原子力発電所の山本所長は、住民説明会のとき、そのシミュレー

シヨンの能力、シミュレーションが作成できますかと聞いたところ、できますというふうに答えられました。私たちがぜひしてほしいと言ったら、それは市民じゃなくて自治体が要望すれば出しますと言われました。なので、米子市さんが要望すれば中国電力さんは出してくれるということだと思います。新潟県と同じように、いろいろなパターンのシミュレーションを提出することをぜひ求めていただきたいと思います。避難計画への協力として、中国電力にシミュレーションの提出をぜひ求めていただきたいと思います。

以上なのですが、新潟県のホームページにこのような拡散シミュレーションのこういういろんなものが載ってます。ちょっとたくさん資料があつて皆さんに配布することはできないんですけども、ホームページを見ればすぐにありますので、ぜひ参考にさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○稲田委員長 次に、陳情第16号から第18号につきまして、手塚様、お願いいたします。

○手塚氏（参考人） 本日は、陳述の時間をいただきまして、どうもありがとうございます。事前に事務局の方に御相談いたしまして、1枚だけ追加で資料を配らせていただければと思っております。どのようにしたらよろしいでしょうか。

○稲田委員長 これは手塚様がおつくりになったということですか。

○手塚氏（参考人） 市民エネルギーとつとりが作成した資料です。

○稲田委員長 関係する資料だと思いますので、じゃあ、配布をお願いいたします。

○手塚氏（参考人） お願いいたします。

○稲田委員長 しばらくお待ちください。

〔事務局、資料を配布〕

○稲田委員長 では、行き渡りましたでしょうか。

では、改めまして、手塚様、お願いいたします。

○手塚氏（参考人） お時間をとらせてしまいまして、申しわけありませんでした。私のほうからは、16から18、この3点の陳情につきまして、内容的な面から18号、次に17号、そして16号という順番で御説明させていただきます。

まず、18号、この原子力発電所に係る事故リスクへの備えについて中国電力に情報公開を求める陳情、こちらにつきまして、この間、傍聴させていただき、米子市議会の皆様が真剣に深い議論をされているということを目の当たりにいたしました。非常に重複する議論もありますが、資料をもとに御説明させていただきます。

まず、原子力発電所の事故について、中国電力のほうで十分な損害賠償の金額であったり、対象について情報の公開がなされていないということが午前中の議論でも明らかになったかと思います。そして7月20日の説明会に私、参加いたしまして、その際に、損害賠償について質問いたしました。その際のお答えとしましては、質問の想定は、今30キロ圏が避難計画の策定が義務になると、その場合、30キロ圏には50万人の住民がいますよという話がありました。この50万人、30キロ圏が避難をするということを考えたときに、どのように損害賠償について対象、それから何年間を想定して幾らぐらいを考えているかということをお聞きしましたが、そこについてのお答えはいただけませんでした。

また、そのときに驚いたことは、その認識は間違っていると、まず5キロ圏だと。5キ

ロ圏が避難をして、その周りは屋内待避だということで、あれっという。ということは、米子市や境港市はどうなってしまうんだろっというのを感じました。そういった点からも、事故のリスクということを中国電力が、先ほど敷地内という話もありましたが、真剣に取り組まれているのかということについて情報公開をまず求めるということが非常に重要ではないかと思っています。

さらに、実際に起きていることとして、1つ目、原発事故の対応費用は上方に修正されています。当初5.6億円でした。それが12兆円になり、現在では約22兆円、研究機関によっては70兆円という数字も出てきています。その費用は電力の販売で賄っていくということになると思いますが、中国電力の需要は減少傾向、しかも、図が小さくて申しわけないんですが、こちら中国電力の電力の需要の見積もりです。この点々となっている折れ線グラフが各時代における中国電力の需要想定ですね。70年代には右肩上がり需要を伸ばすよと。ところが、実際の供給が棒グラフです。中国電力の想定と実際の供給とは乖離が過去にもあったということです。その中で、世の中は既に人口減少、少子高齢化です。さらに、電力小売が自由化しています。そうすると、中国電力から電力を買わないという消費者もふえていく可能性は避けられません。

さらに、自然エネルギーの導入ですね、それから発電部門も自由化しています。先ほど昼のピークは太陽光発電で賄っているという話もありました。それで、私、毎日の、いつでもどれぐらい需要があって、それをどの発電で賄っているかというデータがございまして、それを確認しても、そうなっています。昼間に太陽光発電の電気で揚水用の水を揚げています。さらに、太陽光の電気というのは、今、フィット、固定価格の買い取り制度上、卸価格を固定してます、それほど高くないんです。つまり電力会社にとっても、再生可能エネルギーがふえるということは経営面でお得になっているという現実があります。そういった中で、電力が余ったりするのではないかと。一方で、高くなる可能性がある原発の電力は、中国電力の競争力をそぐのではないかと。そういった会社が事故が起きたときの損害賠償費用、そういったものも積み立てる体力が持てるのかという心配があります。

原発の安全対策費用、こちらもう上がっていきます。バックフィットという考えがありまして、実際に活断層なんかが島根でも広がり、基準地震動というものの数字がふえ、対策費用が上がりました。最初1,000億だったものが、今では5,000億になりましたと言っています。さらに上がるのではないかとということが不透明です。

さらに、右上のほうを見ていただきまして、こちらは中国電力の説明資料の18ページにあるものと同じです。こちらに関して、じゃあ、原発は本当に高いのか安いのか素人なりに考えてみたところ、まず、こちらは2014年という4年前のデータだということ、それからあくまでモデルプラントであって、島根原発ではないということで、小さい字で恐縮ですが、原発のところを見ると、2014年時点で10.1円、そこによろよろとほかの電源にはない文字があります。つまり10.1円より高くなるんですよ。上限が示されていない、これが幾らになるんだろっという心配になります。

そして原子力の感度分析っていう、小さい字で本当に申しわけないですけども、こちら追加的な安全対策費、それから廃炉や賠償の費用、こういったものがふえる予測がしてありますよと。さらに、2号機はモックス燃料、その加工費がふえますとなっています。

下のほうを見ていただきまして、小さいのは本当に見るのが難しいと思うんですが、重

要なところだけを読みますと、損害費用はふえる可能性があるため、下限を提示となっています。つまりマックスはわからないし、費用には載っていないということです。

そして先ほど御議論もあったように、核燃料・核ごみ対策、候補地は未定です。費用はもっとかかるかもしれません。六ヶ所の再処理施設、97年完成予定でしたが、23回延期です。こちらに対して中国電力の方は何ておっしゃってたかというのと、回り出せば計算上できなくはないとおっしゃっていたことについて、再生可能エネルギーは不安定とよく聞くんですが、どちらが不安定かということの検証が必要なのではないかと思います。そして六ヶ所費用も、建設費は当初の4倍で約3億円になっています。維持管理費用も1.3兆円ふえ1.4兆円になっています。先ほど、研究者の大島さんの分析での事例がありましたが、島根に置きかえると、一例ですが、2号機は約26%増し、3号機は18%になるという電気代の試算があります。

ということで、私としましては、住民の命、財産、暮らしを守る視点から、安全審査が始まる前に、中国電力に対して本当に守られるのかということの情報、そのことのために納得できる材料になるような必要な情報の公開を求めるべきではないかとお願いしたいです。

じゃあ、2点目、17号に行きます。17号は、先ほどの1人目の方からありました第6号と趣旨が似ているかと思います。安全協定、このことに対して誠意を持って補償に当たるとあります。それは本当に当然のことだと思います、安心しました。

さらに、損失に対し、農林水産物の価格低下、営業上の損失等、それらに対して最善の措置を講ずるとあります。誠意を持った対応、最善の措置が、じゃあ、具体的に何かというのと、私のわかる範囲で見ますと、協定の運営要綱に、放射線の作用等による人的または物的損害等とあります。これは先ほどの御議論もありましたので、ちょっと皆さんお疲れだと思いますので省略しますが、結局保険は限られた範囲でかけてますよ、そしてそれでどうにもならない部分は国が支援しますというお話だったかと思います。そうすると、国というのと、いきなり大きなお財布があるように感じるんですが、結局それは国民負担になる税金あるいは、福島原発に事故で現に起きてるように、福島で起きた事故、東京電力が発災者ですが、中国電力を通して私たちも福島原発事故の費用を払っています。こういった現実について、じゃあ、実際どうなのかということを知りたいですが、なかなか中国電力のほうからは核心的な情報が得られないというのが現実です。

という中で、御提案したいのは、この主体的に検証するための委員会です。私のほうでは専門家委員会としましたが、お一人目の参考人の方からは検討委員会とありました。つまり現状は、事前了解権、決定権が残念ながら米子市にはありません。本来はあったほうが望ましいです。ところが、事前了解があってもなくても原発の事故のリスクは負っています。避難計画策定の義務も負っています。その一方で、先ほど中国電力の方は、会社としての責務だとは思いますが、事故が起きれば取り返しのつかない影響があると承知しています。それでも原発は必要だ、志と責任を持ってやるとおっしゃいました。ただ、志と責任も大事だと思うんですけど、実際の被害に対してどうやってその日その日を生きていくか、汚染された場合に、水を飲めるのか、畑で普段取っていた食べ物が食べられるのか、山に山菜を取りに行けるのか、鳥取の名産であるシイタケであったり、米子の海産物が売れるようになるのかということについては、正直検討はされてないように思います。

であれば、主体的に検証が必要なのではないかと。特に私が大事だと思いますのは、まず健康と暮らしですね。当たり前のようにともに暮らしてきたコミュニティーも壊されてしまうという現実です。それから地域経済にどんな影響があるのか。このなりわいの根本は自然資源です。それらが根こそぎ奪われてしまうかもしれない。

そして最後に、じゃあ、そういった状況に対して本当に賠償できるのか。誠意と志とおっしゃったんですけど、責任を示していただけるのか、全くわかりません。ですので、議員の方々もおっしゃってましたが、私としては、3号機の安全性の審査の前にこのあたりをはっきりさせないと、とても納得はできない、余りに軽率ではないかと思います。

この段階で実際にやめた、中身がきれいな段階で稼働をやめた原発が世界にあります。例えばオーストリアやフィリピン、ドイツにあるカルカーという高速増殖炉は遊園地になりました。ワンダーランド・カルカーという遊園地になっています。例えば中央制御室はレストラン、タービン室はお手洗いになったり、原子炉建屋はホテルに改装されてるという事例もあります。ということでぜひ……。

○稲田委員長 簡潔にお願いいたします。

○手塚氏（参考人） はい。米子市の議会としても言っていたきたいです。

そして最後に、ここを手短に申し上げます、3点目、16号ですね。こういった点から、ぜひ公聴会、多様な社会の階層の利害関係者、当たり前にならなく暮らしている一般市民向けの公聴会をぜひ開いていただきたいと考えています。実際に、松江市民のアンケートを2013年にとったものについては、大いに不安が約40%、やや不安も約40%、全く不安ないは約2%という状況です。そして最も心配な要素は何かに関して、自分や家族の体の汚染74%、食物汚染70%、そして避難生活62%とあります。こういったことをただすのは、安全審査が終わった後では遅いと思います。2段階でという言葉は私も耳にするんですが、2段階で判断した場合に2点問題があります。

1点目は、まず、その安全を審査する規制委員会、規制委員会は現在の安全基準に基づき真剣に審査をしてもらいたいと思います。ただ、常に明言しているのが、私たちは基準に基づいて審査をします、それは絶対的な安全の保障ではないということです。つまり安全は中国電力からの申請に基づいて審査はしますが、安全を保障しているわけではないということです。これは非常に重要な前提です。

そして2点目は、もし2段階論で規制委員会が安全基準にのっとっているという結果を出した場合、じゃあ、それは本当に安全なんですか、危険じゃないですかということを当事者以外が証明するのは非常に難しいと思います。つまり2段階で本当に安全かどうか、自分の暮らしが壊されないかを再検討する、中国電力に、それちょっと待ってって言うのがもう難しい雰囲気づくりがされていきます。安全審査を通ると、米子市だけでなく、鳥取県だけでなく、国の経済産業省であったり、もうさまざまな政策に組み込まれていき、にっちもさっちもいかなくなります。ですので、この段階で踏みとどまって真剣な議論というものが必要だと思います。

最後に、この3点に共通していますのは、まず米子市、周辺自治体としてリスクと義務だけ負わされているという現状ということについて、まずできることは、じゃあ、そのリスクと義務を負わされた、本当に最悪な被害が起きてしまった場合に、どんな状況に立たされてしまうのか、自治体として対応し切れるのか、そこを改めて考えて、とにかく必要

な情報は中国電力から公開をしていただく。そして本当に原発というものを、しかもきれいな3号機というものを受け入れていいのか、容認していいのか、各層で真剣に議論することだと思います。これはエネルギーだけの問題でも政治の問題でもなく、民主主義の暮らしをどう守れるのかの問題だと思います。

ちょっと長くなって申しわけありませんでしたが、以上で終わりといたします。

○稲田委員長 参考人による説明は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

初めに、陳情第2号から第10号、保母様に対して質疑はございませんか。

土光委員。

○土光委員 陳情第2号、3号関連で質問します。安全協定の事前了解権、事実上のというか、米子市にあるかないかというのはさまざまな議論が今されています。要は米子市の言ってることは、同等な扱いを受けるというふうに、事実上、言質をとっていると言うわけですけど、陳情者から見て、その議論はどういうふうに見えるのかということと、それから実際、事実上、米子市は今の時点で事前了解権を持っているというふうに思われますか。

○稲田委員長 保母参考人。

○保母氏（参考人） 事前了解権の件ですけども、これは、鳥取県のは全国のと比べてみて、もう少しやはり全国的な様式というか、合わせて、これは明確にしたほうがいいんじゃないかと。協定があって、同時にもう一つ、中電からの文書がありますよね。だから、その文書をつけて解釈してますから、なかなかわかりづらいです。あるいは島根側と比べてどこがプラスかマイナスかと、これもよくわからないです。だから、もう少し、改めてその30キロ圏以内の自治体が権限を持つということを文書として、文字として明確にするということが、どの市民にも理解されると、ほかの市の市民にも理解されるという上では重要じゃないかと。

それから、もう一つ、今持ってるかどうかと、説明を聞くと持ってるというふうに説明をされるんですけども、実際に最終段階でいろいろ発言権も、どの規定に基づいて島根県知事がああいう、最後に発言をする発言権を持ってるかというのはよくわからない話ですけども、そのあたりは数日前に島根県の副知事と会っていろいろ議論しました。その前には、松江市とも議論しましたが、事前了解権を米子市が持ってるということは全く認識ないですね。99%ないんじゃないですか。

○稲田委員長 よろしいですか。

土光委員。

○土光委員 続けて質問をします。陳情第3号に関して、安全協定締結という改定まで判断を行わないということに関して、こういった意見があります。今回の申請というのは、稼働云々ではなくて、国に安全性のことを審査してもらうためだけのものだから、だから稼働そのものの是非を問うてるのではないから申請は構わないんじゃないかというような、そういった意見があるんですけど、それについてどう思われますか。

○稲田委員長 保母参考人。

○保母氏（参考人） この安全審査をするかしないかというだけに今絞って、そこだけを進めてしまおうという議論なんですね。言いかえてみると、この事前了解のところ、要す

るに規制委員会での審査、これだけを進めるか進めないかという中身なしの議論にすることによって、この3号機の事業を進めてしまおうという思惑がどっかで働いていると、電力会社からだと思いますけどね。その意味では、安全審査と言われている規制委員会の審査を受ける必要があるかどうか。これについて、そもそも、先ほどもちょっと言いましたけども、その新しい工場、新しい機械、例えばこれが本当に必要かどうかという問題はその前に議論すべきで、20年も、それ以上も前の設計に基づいてつくったのが、今その設計どおりかというような審査をしてもしょうがないですよ、言ってみればね。本当にそれが必要かどうかということなんです。ここのところが、きょうの9時からのをいろいろ聞いておっても、なかなか進まなかった点です。

中国電力では必要性が3点出てるんですよ。これは要するに、別な表現をすれば、CO₂、二酸化炭素の地球の大気汚染の問題、それを減らすために原子力を使えという話なんです。原子力だとCO₂は減りますけど、だから安全だということは誰も言いませんよ。こんな議論を出したら世界で笑われますよ。それを認めたら、それを認めたと言っちゃいかんけど、米子市議会もそのまま了承したんかと言われたら恥ずかしいですからやめていただきたいんですけども、CO₂の削減の問題ね。

それから、もう一つは、安全供給の問題ですね。安全供給の問題も数字的な説明がないんですよ。しかも、いろいろ説明の文書を見ると、一番冒頭に国のエネルギー計画、これに基づいて原発が必要だというのが、そこから急に出てくるんですよ。ただ、私は、国のエネルギー目標がいいか悪いかという議論を今してるわけじゃないんですけども、たとえあれを認めたとしても、それと同じ比率で中国電力がしなきゃいかんのかと、これは話が違うんですよ。さらに、それをどこの県が、あるいは山陰か、山陽か、どこがそれを負うのかというのは、全国の比率で何%だからというのでやってくる話とは違うんですよ。国全体が、どうしても原発が必要だと、これについては、どここの地域を確保してここでやって、国民には一切被害を与えないというようなことを言えば、それはそれであり得るかもしれないけども、そのあたりが極めて曖昧です。

それから、電気料金の問題が3つ目に出てますけども、電気料金の問題は、先ほど中国電力のときでしたでしょうか、委員さんのほうから配られたNHKの資料、これについては、数値の根拠については、私、これ以外の表もいろいろ持っております、大島堅一先生がつくられたものですけども。先日でしたが、夜と朝のNHKの番組でやった、そのためにこれ大島先生がつくられたものですけども、島根原発の2号機、3号機問題、これは中国電力のところで数字がないと言われてましたけども、出せば見れます。その大島氏の説明から見ると、経済産業省の試算と同じ方式を使っている。経済産業省の試算方式、まだ改善点、問題点はあるんですけども、あえてそれを使って同じ方式でやってるということを説明しておりますけど、こういったものです。

○稲田委員長 改めて申し上げます。質疑、答弁、陳述される場合は、簡潔にお願いいたします。

土光委員。

○土光委員 第5号について伺います。第5号で、市民の理解が進むまで判断を行わないでくださいというのがあるんですけど、この市民の理解というのをどうやって、何を基準に判断すべきだというふうに思われるのでしょうか。

○**稲田委員長** 保母参考人。

○**保母氏（参考人）** これ出した後に、その基準をもう少し明確にすべきだったなというふうに、申請者としてのちょっと反省はあるんです。ただ、これだけ人数が少ない、その上で出てきた意見が、みんな疑問点があれだけ出てくる。それを、もうこれでよくやった、終わりということではなしに、やはりこれ以上質問が出ないぐらいの状況。文学的な表現で申しわけないんですが。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

土光委員。

○**土光委員** 第6号に関して、この検討委員会の性質なんですけど、陳情理由を読むと、検討委員会の性質というのは、完全な安全性を担保するためにというふうに書いているので、ここで言う検討委員会というのは、安全性を検証するためという、そういう意味なんですか。

○**稲田委員長** 保母参考人。

○**保母氏（参考人）** 新潟県では、そういうような技術的な委員会と、それから健康と生活に対する影響の検討の委員会と、それから実効性ある避難ができるかどうかの避難の検討委員会と、この専門の委員会を3つつくりまして、その上で、ことしの1月から総合的な委員会をその上にかぶせてますよね。そういう意味で考えてみると、これは安全性だけの問題ではもちろんなしに、いろいろ市民生活にどう影響を及ぼすかという視点から必要な項目を立てて、専門家を呼び、科学者も呼びというようなのをやったほうがいいじゃないでしょうかということです。

○**稲田委員長** ほかにございますか。

土光委員。

○**土光委員** そうすると、第6号に関しては、陳情の意味では、完全な安全性を担保するためにというふうに書いているのですが、性質としては、今の環境では、安全性のことだけではなくて、市民生活にどう影響するか、そういう幅広いことを検討するための委員会、そういった性質を有していると理解していいですか。

○**稲田委員長** 保母参考人。

○**保母氏（参考人）** はい、そのとおりであります。文章的に十分ではなかったかもしれませんが、そういったことです。

この問題は、私、島根県松江市におりまして、特に松江市長の発言が、要するにいろいろ周辺市が返事を出しても、最大限優先されるのは松江市の意見というのを盛んに言ってるんですね。何度もこれは新聞に出ております。その中で見ると、原発の安全性や事故の特徴を考えると松江が優先だと、こういうふうに言ってる。原発の安全性や事故のいろいろ特徴を考えると。

ただ、福島事故の、まさに健康だとか生活への影響だとか命への影響、これを見ると、立地自治体、2つの立地町、あそこ南相馬市とか、それから周辺部、この数字を見ると、隣地2町が断トツに多いということは言えないんですよ、人口割合もそうですよ。市町村の役場、市役所まで移転しなきゃいけないような、そういう事態も立地自治体だけじゃないんです。という意味で、ちょっと素人的に見れば、それは原発が一番近いところが一番被害を受けるなというのは素人考えで、実際にはそうではないんですよ。このあたりも

しっかりと見なきゃいかんだろうなと、安全性の問題としてね。

○稲田委員長 ほかごございますか。

土光委員。

○土光委員 それから、検討委員会に関して、鳥取県に求めるというのが6号と8号なんですけど、このほぼ同じ内容を7号と9号で島根県にも求めるという内容の陳情が出ていますけど、あえて米子市が鳥取県だけではなくて島根県にも求めるというのは、何か意味というか、どういう思いで島根県にも求めるかということです。

○稲田委員長 保母参考人。

○保母氏（参考人） 島根県に求めないと、あるいは島根県をそういうふうに動かさないと、今度は島根県が無視し、無視した島根県を表に出して中電が事態を進めていくという動きが出る可能性があるんです。そういう意味では、島根県のちゃんと首根っこをつかんでおく必要がある。そのときに米子市だけがそういうことを言って動くかという問題で、その点では、鳥取県と、それから境港市、米子市と一緒にあって、鳥取側について何の相談もなしに3号機をつくって、最後に1回だけ説明して終わるかという今の状況をちゃんとこの問題でもやっておかないとだめだろうと。そういう意味では、島根県にやったほうがいいと。

もう一つ、島根県と鳥取県とそれぞれにつくる必要があるかという問題は、ちょっとここには入れてないんですけども、両県で私はつくるのがいいんじゃないかと。そうすると、鳥取県側の意見も、米子、境港の意見も鳥取県を通じて出せるしね。じゃあ、そういう専門家を集めてくる金はどこにあるかと。これは正式に検討したわけじゃないけども、松江市、島根県、原発交付金をたくさんもらってるから、そこから出させたらいいんじゃないかと思います。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 次は、10号に関して質問します。実効性ある避難計画を策定するまで申請を行わないようにと。避難計画、一応米子市でもできたということですので、実効性があるかないか、これはどうやって判断すればいいと思いますか。

○稲田委員長 保母参考人。

○保母氏（参考人） 実効性ある避難計画はつくれないというイメージでこれは質問するのはよくないですけども、アメリカのあたりがもう新しい原発をつくるのをやめてるんですよ。それはなぜかという、実効性ある避難計画がつかれないからなんです。日本では、それは原発をつくってあげておる地元の自治体がつくれと、こういうのを日本ではやっとするんですけども、アメリカの場合は、こういうような避難計画をここで実施しますからどうぞ原発をつくらせてくださいと、原発の電力会社がそれをつくるわけです。そして地元の自治体、州がここで、これじゃだめだ、もっとこうしろとか、これをやるのが自治体で、危ない施設を持ってくるのに、ちゃんと地元の了解を得るとか、人の庭に危ないものを持ってくる、逃げ方は自分で考えろという、それはあり得ない話です。というので、アメリカではやめてる。実効性ある避難計画の問題ですよ。中国のあたりで8割まで……。

○稲田委員長 実効性についての説明を簡潔にお願いします。

○保母氏（参考人） ええ、そうです。これも結局、そういう問題なんです。だから実効性については難しいけども、実際にはこれはつくれない。やはり検査をやってみること

ですよ。全市民が参加して岡山へ行ったり、広島に行ったり、そういうのを何度かやって直していくと。そこまでやってないですよ、今のところ。

○稲田委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ないようですので、次に参ります。

次に、陳情第13号から第15号、山中様に対して質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ないようですので、次に参ります。

次に、陳情第16号から18号、手塚様に対して質疑はございますか。

石橋委員。

○石橋委員 17号の専門家委員会についてですけれども、17号の専門家委員会というのは、先ほどの2号から10号の中で触れられていました検討委員会に近いものではないかというふうに思いますけれども、どうなのか。公聴会というのは、それとは違って、幅広く市民の意見を聞いていく、反映させていくための別の考え方だというふうに思うんですが、それでいいでしょうか。

○稲田委員長 専門家委員会が、先ほど2号から10号のところにあった検討委員会ですかね、これと同質であるのか、全く違うのかということと、それから公聴会の性質について参考人のお考えはどういったものかといった趣旨だと思われます。

手塚参考人。

○手塚氏（参考人） 座ったままお答えさせていただきます。まず、1点目につきまして、枠組みとしては、主体的に専門家から情報をインプットしていただける場という意味で共通です。その6号の、済みません、文章を読んでいないのでちょっとわからないところもあるんですが、私のほうで強調したいのは、実質的な地域への影響というものを主体的に自治体が専門家の力をかりて、本物の客観的な情報を得て検討する場、そのことによって判断ができるようにするための検討委員会ということです。鳥取県では、原子力安全顧問、それから専門家チームというそれこそ専門家の委員会があります。そこも専門家の力をかりて真剣に主体的に検討されていますが、テーマがほぼ原子力防災のみに、ある意味、集中的であるというか偏っています。地域経済の影響とか、本当に原発の電気が高くなるのか安くなるのかといった環境経済の視点であったり、リスク管理の視点からの専門家の検討の場というものはありません。なので、そういった地域として本当に必要としている情報を得て、主体的に判断をするための専門家委員会ということ趣旨にしています。

2点目ですが、公聴会というのは、さまざまな立てつけがあると思うんですが、基本的に広く一般、特にさまざまな社会層、漁協の方であったり、商工会議所の方であったり、中小企業の方であったり、商店主であったり、学校の方であったり、一たび原発事故が起きた場合に影響を受ける、そういう心配を持つ方、ありとあらゆる方が参加できる場ということです。そして趣旨は、中国電力の説明会がどうしても一方通行になりがちということを感じています。問いかけたことに対して、ちょっとはぐらかされるというか、問いに対して適切な答えが戻ってこない。そうではなくて、住民同士で思っていることを率直に意見を出し合う、原子力発電所というものに対して可否をざっくばらんに意見交換をする、本当に住民が何を考えてるかを腹を割って出し合うというような場を想定しています。

○**稲田委員長** ほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

参考人の皆様、ありがとうございました。傍聴席にお戻りください。

〔参考人、保母氏、山中氏、手塚氏、傍聴席へ移動〕

○**稲田委員長** 委員の皆様にお諮りいたします。ここで暫時休憩とし、午後１時から開始の総務文教委員会終了後に再開したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 御異議なしと認めます。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を暫時休憩といたします。

午後０時１８分 休憩

午後３時０８分 再開

○**稲田委員長** 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を再開いたします。

次に、賛同議員からの説明を求めます。

初めに、陳情第２号から第１０号につきまして、又野議員。

○**又野賛同議員** そうしますと、陳情第２号から１０号につきまして賛同の意見を言いたいと思います。

まず、第２号についてですけれども、全国の自治体でも事前了解権を含む安全協定を求める動きが広がっています。そして米子市民も求めていますし、これまで米子市も事前了解権を含む安全協定を中国電力に求めているところでありますので、これと一致していると思いますので、採択されるべきものと考えております。

次に、第３号ですけれども、先ほど話したように、米子市は中国電力に対し、何年も前から事前了解権を含む安全協定の締結を申し入れているにもかかわらず、中国電力は運用については立地自治体と同様な対応をするという回答だけで、いまだに安全協定の中に事前了解権は含まれていないということです。幾ら回答で同様の対応をすると言っても、ここまでずっと同じ回答では、とても誠実な対応とは言えないと思います。市民の皆様から本当に同様の対応をするのか疑われても仕方がないような中国電力の対応だと思います。いつまでもこのままでは市民の皆さんの納得が得られないと考えます。この際、きちんと事前了解権を含む安全協定が締結されてからでないと、適合性審査申請に関する判断を行わないようにすべきだと考えます。

続きまして、第４号の陳情です。これまでお話ありましたが、先日２０日に文化ホールで市民説明会がありましたけれども、参加者のほとんどはもう心配だという声でした。まだまだとても米子市民の皆様が島根原発３号機に納得しているとは言えない状況だと考えます。要望がなくても、積極的に公民館単位などでの説明会を開くなど、本当に理解を求めるのなら、中国電力にそのように誠実に対応していただき、市民の理解が得られるまで、心配の声が出なくなるまで説明会をしていただく必要があると考えております。

続きまして、第５号の陳情についてです。島根原発で重大事故があれば、米子市民にも深刻な影響があることは明らかであります。市民説明会は米子市ではまだ１回しか開催されていません。とても米子市民の理解が進んだとは思えません。米子市民が島根原発３号機について理解、納得するまでは手続をするべきではないと考えております。

続きまして、第6号についてです。検討委員会のことです。中国電力の市民説明会だけでは、住民の皆さんが納得できるような回答がなかなか出てこないように思います。中国電力さんからの説明だけではなくて、これも午前中の話にもありましたけれども、原子力発電所に係る学者の方や研究者、さらには、文書には載ってなかったですけど、避難のことについての専門家の方とかも呼んで検討委員会をつくって、住民の皆様がさまざまな専門的な意見を聞いて納得できるような場をつくる必要があるとあります。ですので、これも鳥取県に求めていく必要があると考えます。

第7号、次は島根県に対して求めるということですが、島根県のほうでも多数の方が心配の声を上げておられたということを知っております。島根県に対しても、同じように検討委員会の設置を求めてもいいのではないかと考えております。

続きまして、第8号、第9号も同じですけども、当然そのような検討委員会が開けることになった場合、十分な審議をして住民の皆さんが納得するまでは当然適合性審査申請に関する判断をすべきではないと考えます。8号、9号、同じような理由となります。

そして最後、第10号ですけども、避難計画の策定の件です。避難計画は確かに自治体で定めることにはなってますけれども、結局、原発がなければ原発事故での避難計画の必要はないわけで、そのため中国電力さんも原発事故のときの避難、その責任は中国電力のほうにあるということはおっしゃられますけれども、それなら本来は、事故があったときの被害の検証とか避難計画の検証を本当はすべきであると考えられますが、まだしておられない、はっきりとしてないとは言われないんですけども、そのような回答であったと私は思っております。5キロ圏より外の場合は、とりあえずは屋内待避というふうには言われてますけども、その後の避難で結局は迅速な避難をしなければなりません。しかし、物理的に迅速な避難が困難であると、ほかの周辺自治体、立地自治体もそうなんですけども、言われています。責任があると言うのであれば、中国電力さんもきちんと被害や避難計画について検証されて、実効性のある避難計画が策定されるまで適合性審査を行わないようにすべきだと考えます。

以上、陳情第2号から10号まで、採択をしていただくべく賛同理由とします。終わります。

○稲田委員長 次に、同じく陳情第2号から10号につきまして、土光議員。

○土光賛同議員 陳情の第2号から第10号まで、賛同理由として、まとめてという形で述べたいと思います。

今回、要は島根3号機という新たな原発を動かそうという手続の第一歩が始まる、そういった段階です。そのためには、周辺自治体と立地自治体、同じルールで進めるべきだというふうに思います。ということで、安全協定に関して陳情内容に同意をします。

それから、進めるに当たって、やはり市民の理解が必要だということで、市民説明会をきちっとやること、それから専門家によって3号機の稼働の必要性も含めて多角的に議論する、そういった市民説明会とか検討委員会を設置というのは私も必要なことだと思います。

それからもう一つは、事故は起こり得るという前提で物事を考えるということで、避難計画。この避難計画が十分見通しのないままに適合性審査基準、これは、中身は安全性だけのことで避難計画に関しては一切議論されませんので、それをやる前提として、やはり

避難計画のめどがあるまでという内容に賛同すると。以上の理由で第2号から第10号まで賛同をいたします。

○稲田委員長 次に、陳情第13号から第15号につきまして、岡村議員。

○岡村賛同議員 原発というのは、もともと軍事目的で開発された技術です。これを安全性の保障のないまま、安易に民間の発電用に使い出した、この成り立ちにそもそも問題があると考えます。そして実際に原発には2つの大きな問題がございます。1つは、災害防止の絶対的保障がないことで、一旦苛酷事故が起これば、現在の技術では制御するすべを持たないということ、2つ目は、原発が生み出す放射性廃棄物を処理する手だてがいまだに見つかっていない、こういうことです。そうしたことから原発の稼働に向けた動きに対しては、専門家や陳情者を含めた住民の意見に十分に耳を傾けるべきだというふうに考え、これら陳情について賛同したということです。

特に陳情内容については、えねみら・とっりの山中様より内容については説明いただきましたけども、陳情第13号については、丁寧な説明会をすることを求めるものですが、3号機の稼働を前提とした適合性申請であり、市民に多大な影響を及ぼす問題であるにもかかわらず、中国電力が開催した市民への米子市内での説明会は先日7月20日の1回限りでした。航空自衛隊美保基地への新型空中給油機の配備やバイオマス発電所の開設について、周辺住民の理解を得るために実施主体が周辺の公民館単位で説明会を開催したものと比べても、雲泥の差と言わなければなりません。ぜひ陳情を採択していただきたいというふうに思います。

陳情第14号については、事前了解権のある安全協定に改定されるまで申請を認めないということを求めるものです。住民の安全に最終的に責任を負わなければならないのが米子市です。これまでと桁が違う137万キロワットの出力を有する3号機の稼働に向けた動きについて、責任ある判断を米子市が下すためには、事前了解権を持つことに付随して発生する判断を下す専門的知見を市独自に持つことが必須となると考えます。3号機の稼働に向けた動きに合わせて、そうした方向での安全協定の改定を強く求めていくべきだと考えます。

陳情第15号、これは放射性物質拡散シミュレーションを提出することを求めるものです。陳情者の説明にもありましたように、新潟県での東電柏崎刈羽原発事故を想定したシミュレーションを参考に、中電でも自治体からの要望があれば、放射性物質拡散シミュレーションを提出できるとしているわけですから、実効性ある避難計画を立てるために提出を求めるべきだと考えます。

以上、賛同理由を述べさせていただきました。

○稲田委員長 次に、同じく陳情第13号から15号につきまして、土光議員。

○土光賛同議員 陳情の第13号から15号まで、これも一括して賛同理由を述べます。

これも先ほどのとダブる部分がありますが、基本的には、新たな原発を動かそうという第一歩の時点の時点で同じ理由が必要だということで、安全協定に関してこの陳情の内容に同意するものです。

それから、市民の理解が必要ということで、市民説明会、これ特にきょうの午前中の議論でもありましたけど、米子では1回しかしていない。そこにいろんな多様な人の参加ができる状況ではなかったということがありますので、さらなる市民説明会は必要だという

ふうに私は思います。

それから、もう一つは、やはり事故が起きたときに放射性物質がどのように拡散していくのか、これは避難計画を考えた際、それから事故の想定をする場合もやはり必要なことだと思います。ある住民説明会で、中国電力はそういった拡散シミュレーションをすることができるというふうに明言してました。きょうの午前中の議論では、中国電力は敷地内だけしかできないんだ、ちょっと言葉を濁した面もありますけど、そのことをはっきりさせるためにも、議会として、きちっと中国電力にこれができるのかどうかを含めてシミュレーションを提出することを求めるというのは意味のあることだと思います。事実、新潟県において、新潟県の要請で東京電力はこういった数字を出していますので、中国電力もできるはずだと私は思いますので、要請すべきだと思いますということが賛同理由です。

○稲田委員長 次に、陳情第16号から18号につきまして、岡村議員。

○岡村賛同議員 それでは、それぞれ3点について賛同理由を述べさせていただきますけれども、内容につきましては、陳情者である市民エネルギーととりの手塚様より詳しく説明していただきましたので、賛同する簡単な理由を述べさせていただきます。

第16号は、公聴会の開催を求める陳情です。3号機稼働に向けた動きについて、米子市議会としても責任ある判断を迫られることになります。原子力工学、地震学者、周辺住民、また福島第一原発事故被災者など、さまざまな立場の方の意見に耳を傾けて、議会や市民が見識を高めていくことが重要だと考えます。

第17号については、専門家委員会の設置を求める陳情です。昨日24日に開かれた鳥取県原子力対策合同会議で4人の鳥取県原子力安全顧問の方が発言されましたが、膨大な資料をこなすのにわずか2日間の審議だったと言われました。これで県民の安全に責任を持った審議がなされ得るのか、疑問に感じました。しっかりとした審議を保障するためにも、専門家によって論議する機関を設置すべきだと、こういうふうに考えます。

最後に、第18号、これは事故リスクへの備えについて中国電力に情報公開を求める陳情ですが、今月20日に米子市文化ホールで開かれた説明会でも、事故が起こった場合の影響、損害賠償を中国電力はどう考えるのか、そういった趣旨の質問が数多く出されたところでした。そういった事故を起こさせないためにも、影響の重大さを事前に明らかにしておくことが必要だと考えます。

以上、賛同理由の説明を終わります。

○稲田委員長 次に、同じく陳情第16号から18号につきまして、土光議員。

○土光賛同議員 陳情16号から18号までの賛同理由を述べます。

この3つに関して、一つは、公聴会の開催を要請しています。これは当然、新たな原発の稼働に向けての手續、これが市民の理解がどこまで進んでるのか、多様な意見を聞くことが必要だと思いますので、そういった意味で公聴会というのは適当な手段ではないかと私は思います。

それから、専門家委員会の設置。この専門家委員会というのは、陳情者の説明では、単に安全性のことだけではなくて、原発事故が及ぼす経済的影響、生活に及ぼす影響、補償体制、そういった広くそれをきちんと検討していく、その結果を踏まえて3号機稼働の是非を私たちは考えるべきだというふうに思いますので、意義のあることだと思います。

それから、もう一つ、18号に関しては、事故リスク、つまり事故が起きるとき、どの

ぐらい損害の影響があるのか、その損害を中国電力は安全協定上、無限責任で補償するとは文面上では言ってますけど、本当にちゃんと原資があるのかどうか。きょうの午前中の議論でも、実際ないに等しいような実情だったと私は思います。そういったことをきちんと公開させて、私たちが把握して、3号機の稼働に向けての手續の是非を考えることが必要だと思いますので、この3つの陳情に賛同というふうに思っています。

○稲田委員長 賛同議員の説明は終わりました。

これより賛同理由に対する質疑に入ります。

初めに、陳情第2号から10号につきまして質疑はございませんか。ある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ないようですので、次に参ります。

次に、陳情第13号から15号につきまして質疑はございませんか。挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ないようですので、次に参ります。

次に、陳情第16号から18号につきまして質疑はございませんか。挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ないようですので、以上で賛同議員に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。

討論、採決につきましては、1件ずつ行いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、陳情第2号について討論に入ります。

採決に向けて、御意見をお一人ずつお願いいたします。

尾沢委員。

○尾沢委員 陳情第2号については、過去に私ども米子市議会として、安全協定、立地市と同様、改定を強く求めてきておりますので、この陳情に対しては採択すべきものと考えます。

○稲田委員長 続いて、戸田委員。

○戸田委員 先ほど尾沢委員さんが述べたとおりの同様な内容で、採択すべきものと考えています。

当局のほうとも、この内容についてはいろいろと質疑応答があったんですけど、立地自治体並みの同様な対応という答弁をずっと繰り返しております。そうした中で、いろいろと私たちも考えましたが、やはり事前了解をとというのは明文化したほうがいいんじゃないかというような観点から、採択すべきものというふうに考えています。

○稲田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 採択すべきものと考えます。

先ほど尾沢委員もおっしゃったとおり、平成25年に米子市議会としても、決議をもって中国電力さんに対して安全協定の改定を強く求めている中でもありますので、こちらのほうは採択すべきだと考えております。

○稲田委員長 中田委員。

○中田委員 この事前了解権という言葉が、ちょっといつごろから出てきたのかというのは本当あって、民間事業者と行政が結ぶ協定ですので、法的拘束力の、実効性の問題なんかもあると思うんですけども、先ほど来あるように、これまで県や境港市や、そういったところと歩調を合わせてきておりますので、これについては私も採択すべきものと考えています。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 採択すべきものだと思います。

理由は、これまで何度も言いましたので、当然立地自治体並みの同じ協定というのは必要だと思います。

○稲田委員長 石橋委員。

○石橋委員 福島原発事故以来、やはり30キロ圏内の周辺地域も立地市と同じ条件で安全協定を結ぶべきだというふうに思います。同様な対応をすると中電が言われ、そしてお隣の島根県や松江市などと同様に誠実にしてもらえようというふうに市長、副市長などは言うておられますけれども、やはり協定に書いてある言葉は違います。書いてあるとおりにやっぱり進行します。最終的にまとめられるのは立地市のほうになりますので、安全協定の内容はきちんと事前了解を含んだものに、立地市と同じ言葉にすべきだというふうに感じます。採択ということでお願いします。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 採択でお願いします。

3号機稼働だったり、周辺自治体であっても事前了解を得るという文言だったりを中心に明確化すること、やっぱり権限がより明確になるということに違いが出てくると思いますので、必要だと思いますので、採択で。

○稲田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 採択でお願いいたします。

まず、事前了解権という、単語にしてしまうということについての少し私もどうなのかなというところがありますけれども、事前に了解を得ていくという電力会社側に課されたその義務というものと、こちらの自治体側からの権利ということがイコールなのかというところは、私は、ちょっと済みません、勉強不足なので、そこところは疑問でございますけれども、この陳情の中の最後の2行、事前了解権が盛り込まれた安全協定を締結するように取り組んでいくという、そこところに、今まで本市の議会でも求めてきたところでありますし、境港市も求めてきたところですので、この件につきまして陳情2号は採択でお願いします。

○稲田委員長 今、全員述べていただきました。全員の方から採択すべきという結果であったかと思っております。

それでは、これから諮ります。陳情第2号、中国電力との間で事前了解権を認める安全協定を締結することについて、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○稲田委員長 御異議なしと全会一致で認めます。よって、本件は、採択すべきものと決しました。

先ほど採択といたしました陳情第2号について、委員会審査報告書に記載する意見の取

りまとめでございますが、採択ということで、願意に賛同したためでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田委員長 御異議なしと認めます。

これ以降も1件ずつ意見については取りまとめを行いますので、よろしくお願いいたしますします。

次に参ります。次に、陳情第3号について討論に入ります。

採決に向けて御意見をお一人ずつお願いいたします。

今度は土光委員からお願いいたします。

○土光委員 採択を主張します。

これは、繰り返しになりますけど、3号機の手続に入るという時点で、同じルールが確保されていないままにやはり手続が進むというのは私はおかしいと思うので、判断をする以前でまずルールを求める。実際これまで議会も米子市も含めて、中国電力にもう数年前から協定の改定を申し入れても何も事態が動かないとか、だからこの段階でこれを曖昧にしたまま手続が進むと、最後まで曖昧なままで終わっていくと、そういった危惧もありますので、この最初の時点できちっとルールを整備する、つまり立地自治体並みの安全協定を結ぶということが必要だというふうに私は思います。

○稲田委員長 採択すべきですね。

○土光委員 はい。

○稲田委員長 石橋委員。

○石橋委員 採択すべきでお願いします。

3号機はまだ放射能汚染してない、新しい原発ですけど、一番日本で新しい原発で一番長く管理を要する原発になると思います。その原発が稼働するのかどうか、この審査に向けた申請というのはその第一歩、稼働に向けての第一歩だと思います。その一歩を踏み出すところから安全協定は先に締結すべきだというふうに思います。

○稲田委員長 採択ということですね。

○石橋委員 はい。

○稲田委員長 次に、山川委員。

○山川委員 採択でお願いします。

やはり権限が明確になることによって、1市でも事前了解によって3号機稼働を認めないということになると、やっぱり3号機の稼働だったりができなくなると思いますので、採択でお願いします。

○稲田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 採択しないでお願いいたします。

理由ですけれども、この審査につきまして、一番その審査をする力といいますか、専門性を持っているところにきちっとその判断を仰ぐべきだと思いますので、盛り込まれることを条件にこのことについて判断を行わないというこの3号につきましては、採択しないでお願いします。

○稲田委員長 次に、尾沢委員。

○尾沢委員 私は、採択をしないということでございます。

先ほどの安全協定、事前了解権云々ということがございましたが、やはりより高い安全

性を求めている申請であるということでございますので、この陳情に対しては採択しないということで私のほうは意思表示をさせていただきます。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私は、採択しないということでございます。

理由でございますけども、先ほど来から出てますが、事前了解権が盛り込まれないと安全協定は整備されないと、そういうような申請はいかかなものかというようなことでしたけども、矢田貝委員もおっしゃったように、やはり知見を有した新規制基準の規制委員会ですか、そこら辺でいろいろと審査をしていただくのが私はいいんじゃないかなと思いますので、そういう理由で採択をしないということでございます。

○**稲田委員長** 続いて、奥岩委員。

○**奥岩委員** 採択しないものと考えます。

理由は、先ほど戸田委員もおっしゃられたとおりというようなところもありますし、また米子市議会といたしまして、中国電力さんの申請に関するところに市議会がこの判断についてというのはなじまないと考えます。以上です。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 私も、結論的に採択しないということでお願いしたいと思います。

福島を経験を経て新たな規制基準が決まって、それに適合してるかしてないか、こういったところは、今後のいわゆる２段階方式の２段目の判断をするときの大きなところだと思いますし、それは先ほど来出てるように、専門性から考えて、我々がその専門性に追いつくだけの知識やそういう知見を持ち合わせてはおりませんし、やはりそこをきちっと審査を受けるということが私は必要だと思っておりますので、採択しないをお願いします。

○**稲田委員長** では、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第３号、事前了解権を認める安全協定締結まで島根原子力発電所３号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○**稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

先ほど不採択と決しました陳情第３号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

今出た意見の中で、専門性による審査が必要であるということがより高い安全性を求めていくことにつながるという意見、集約するとそのあたりだと思いますが、今言った文面を中心に調整させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**石橋委員** 採択側の意見はどうされますか。

○**稲田委員長** 失礼しました。ですので、訂正します。結果が不採択となって、不採択となった理由は先ほどのとおりで、採択を求めた側の意見としましては、同じルールが確保されるべき、権限を明確にすることということがございました。これは立地自治体と同じルールという言葉でいいですか、同じ協定内容で。

岩永主任。

○岩永議会事務局主任 協議中に済みません。

今回の意見の取りまとめというのは、委員会審査報告書に不採択となったというのと、あと、意見を付すというふうになってますので、こういう意見があって不採択になったという主な意見を今協議していただいています。あと、最後、本会議で委員長報告をする際には、この会議で出た賛成の意見、反対の意見は盛り込んで入れますので、その賛成、反対の意見については、後日また委員の皆さんに御協議いただいて、文案のほうは調整したいと思います。よろしくお願いいたします。

○稲田委員長 主たる結果の部分については確認をしておく。

○岩永議会事務局主任 はい、お願いします。

○稲田委員長 では、次に参ります。

次に、陳情第4号について討論に入ります。

採決に向けて御意見をお一人ずつお願いいたします。

では、尾沢委員。

○尾沢委員 採択しないものと考えます。

7月20日に米子市においても市民説明会が開催されております。私も参加をさせていただいたわけですが、そう多くの方々が会場に見えてるわけではありませんし、それから米子市以外の方々の松江で会があつて、またこうやって米子にも来たよということで、意見を述べられる方々の中に、非常に多くの人たちがそこに参加してみようと、関心度もそんなに高くないんだなというふうに私自身は感じました。これは、事業者である中国電力においては、今後きちっとした形で情報提供を積極的にしていただくということによって、もっともっと市民の関心を原発に求める、関心を高めていく必要があるものだと感じておりますが、今回の陳情に対しては不採択でお願いしたいと思います。

○稲田委員長 続いて、戸田委員。

○戸田委員 私も採択しないということでございます。

きょうの説明にもありましたように、公民館単位でも説明をしていくとか、ホームページでもいろいろと提供しとるというような説明もあつたかというふうに思います。7月20日の説明会に私も行きましたけれども、ある程度説明をしてるのかなというふうに考えておりますので、採択をしないということで考えています。

○稲田委員長 続いて、奥岩委員。

○奥岩委員 私は、採択しないものと考えております。

先ほど来から委員の方々がおっしゃられていますが、7月20日に米子市においても市民説明会を開催されておりますし、つい先日、鳥取県原子力安全対策合同会議のほうでも、知事から同様に扱いをされて市民説明会が開催されたという認識でお話もありましたとおり、こちらのほう開催されておりますとともに、本日質問させていただきましたとおり、ホームページ等でも情報公開を積極的に行うということでしたので、以上から採択しないものと考えております。

○稲田委員長 中田委員。

○中田委員 私も採択しないでお願いします。

理由は、今、各委員から出た意見と同様です。ただ、今後も引き続き市民に対する説明責任はしっかり果たしていただきたいというのは申し添えるべきだと思います。

○稲田委員長 次に、土光委員。

○土光委員 採択するということです。

これは、1回しか開かれてなくて、午前中にも議論がありましたけど、夜の時間帯で託児もない、十分に多くの市民が参加できる体制では全然ないので、少なくとも、例えば夜間であったり、昼の時間という、これは実際立地自治体の松江市ではそうやってますので、この1回だけでも市民に対する直接の説明は終わりというのは理解を得られるということにはほど遠いと思いますので、市民説明会の開催を求めるということで採択を主張します。

○稲田委員長 石橋委員。

○石橋委員 採択をお願いします。

米子は、結局3号機については、申請をするというところまでも1回しか説明を受けていけませんので、単に説明をするのではなく、市民に本当によくわかってもらう、そして市民の意見を聞くというこの会議でもっと説明会を開催すべきだと思います。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 採択です。

回数じゃなくて中身の問題だと思うんですよ。委員さんの中で、結局7月20日の市民説明会に行って、自分はそれで要らんと思ったという判断をするんだったらまだわかるんですけど、行ってなくて、人から聞いたけど、それで人数が少ないけん要らんじゃないというのは全く理由になってないと思います。中身が問題なので、やはり市民説明会というのは必要だと思いますので、採択をお願いします。

○稲田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私は、採択しないで考えております。

まず、この陳情を忠実に読ませていただきました。審査に関する説明会の開催を求めるということで、回数のことはこの陳情の中では求めておりません。それぞれの賛同議員とかいろいろなところで、これ以上の質問が出なくなるまでであるとか公民館であるとか、ほかの自治体の例等をとられたりとか、中電さんの回答という話もありましたけれども、そのところではなく、内容についての中電さんの努力を求めていくというところでは、山川委員の意見に賛成でございます。

公明党といたしましても、あえてここで発言をさせていただいておりますけども、今後は原発ゼロに向かっての姿勢を持っておりますが、この3号機の適合の審査につきましては、先ほども言いましたように、きちっと審査を求めていくべきと考えております。説明会のこの陳情4号につきましても、開催を求めることについて、十分な説明の機会の場というところの判断がいたしかねますので、採択しないでお願いします。

○稲田委員長 では、全員が終わりました。討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第4号、中国電力に対して、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に関する市民説明会開催を求めることについて、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○稲田委員長 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

先ほど不採択と決しました陳情第4号について、委員会審査報告書に記載する意見の取

りまとめを行います。

ということで、不採択となりましたので、不採択のもととなった意見の集約をしたいと思いますが、手元で書き取ったところによりますと、公民館単位あるいはホームページ等でも情報公開を積極的に行うということがございました。この内容を中心でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田委員長 では、そのようにいたします。

では、次に参ります。

次に、陳情第5号について討論に入ります。

初めに、土光委員、お願いします。

○土光委員 採択です。

市民の理解が進むまで判断を行わない、これは当然なことだと私は思います。それから市長自身もある時期まではこう言ってました、まず市民の理解が必要だというふうに言っていました。これは当然の内容であり、採択しない理由はないということで、採択を主張します。

○稲田委員長 石橋委員。

○石橋委員 採択です。

やはり1回限りの説明会で終わりっていうことにはならないと思います。参加者が少なかったというお話もありましたけれども、市民によく知らせて、よく理解したものを取り入れてから進めるべきだと思います。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 採択で。

市民の理解というのが、その数が少ないんじゃないか、どうなのかというふうな判断で、ならないかもしれないですけども、住民投票をしてもいいレベルだと思います。やはりこれは本当に当然のこととして、採択を主張します。

○稲田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私は、採択しないでお願いいたします。

4に続いて、5につきましても、意見を言われた方が、これ以上の質問が出なくなるぐらいまでの市民の理解が求められているというようなことをおっしゃっていただきましたけれども、その市民の理解というのは不安をとるということなのかなというふうに思いますけれども、そこは多くの国民の皆様が原発から依存しない方向に向かいたいという願いの中で、どのようなエネルギー政策を判断していくのかということについての説明が、4のときに言いかけましたが、中電からの説明の内容に対しての改善といった部分は期待するところでございますけれども、この陳情5につきましても、どのぐらいまでの市民の理解という判断ができません。採択しないでお願いいたします。

○稲田委員長 次に、尾沢委員。

○尾沢委員 採択をしないものと考えます。やっぱり肝は、「市民の理解が進むまで」と書いてありますが、ここには基準といいますか、具体的な指標は示されておきませんので、採択をいたしかねると思います。

○稲田委員長 続いて、戸田委員。

○戸田委員 私も採択しないという考え方でございます。

先ほど来からありますように、市民の理解が進むまでという、その指標をどこまで基準を設けるのかというのが、なかなか理解ができにくいという部分がありますので、今の採択しないという考え方になりました。

○稲田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 採択しないものと考えます。

市民の理解が進むというのは当然のことではありますが、先ほど何名かの方もおっしゃっておられましたとおり、ここの理解の基準というところが非常に曖昧でありますので、採択しないものと考えております。

○稲田委員長 中田委員。

○中田委員 私も採択しないというのでお願いします。

先ほど来出ているように、市民の理解が進むまでというところの抽象的な部分がどういうところまでなのかよくわかりませんが、いずれにしても、その理解をしていくということに関しては、必ず材料が必要になってくると思っておりますので、私は先ほども申し上げましたが、その判断する材料としても、適合しているかしていないかというところは重要な部分だと思っておりますので、採択しないということで。

○稲田委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第5号、市民の理解が進むまで、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○稲田委員長 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第5号について、委員会審査報告書に記載する意見取りまとめを行います。

私の手元で書きとめた内容ですと、市民の理解が進むまでというものに対する基準が曖昧で判断ができない。あるいは、抽象的であり、判断する材料に乏しい。この2点になります。ほかございましたでしょうか。以上が中心でよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田委員長 では、次に進みます。

次に、陳情第6号について討論に入ります。

採決に向けて、御意見をお一人ずつお願いいたします。

尾沢委員。

○尾沢委員 採択しないものと考えます。

これは、鳥取県に求めるということ、島根原発にかかわる検討委員会設置を鳥取県に求めるということですが、県のほうでは既に、せんだっても報道されてるように、鳥取県原子力安全顧問会議というふうなことで現実にされております。これはまさに求めている姿ではないかというふうに考えますので、私は、これは採択しないでお願いします。

○稲田委員長 続いて、戸田委員。

○戸田委員 私も採択しないものと考えております。

先ほど尾沢委員さんがおっしゃったように、今もう既に顧問会議が設置されております。

そうした中で、知見者や、いろいろ広い分野のほうから意見を求められておられますので、そういう理由から採択しないものと考えます。以上です。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 私は、こちら、不採択と考えますが、こちらの陳情に上がっております検討委員会というものが、先ほどから上がっております県の原子力安全顧問のほうで、既に平成26年度から複数回開催されていることでもありますので、そういったふうに考えますが、こちら要望になるんですけど、当委員会におきまして、この県の顧問のほうを呼んで説明をしていただきたいなと要望いたします。

○**稲田委員長** では、この6号が終わったときに、後で諮りたいと思います。

○**奥岩委員** はい。

○**稲田委員長** 陳情に向けては、不採択という意見でよろしいですか。

○**奥岩委員** はい。

○**稲田委員長** 続いて、中田委員。

○**中田委員** 私も採択しないしたいと思います。

理由は、先ほど来出ている顧問会議が設置されておりますので、その顧問会議のほうでどのような、いろいろ会議の内容とか、そういったものの充実は今後も求めたいと思いますが、これで対応していけばいいというふうに考えておりますので、採択しないと。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 採択を主張します。

この陳情6号に関して、陳情書の文面だけ見ると、安全性を担保するというふうに書いていますけど、午前中の陳情者とのやりとりで、この検討委員会の性質というのは、もっと幅広く市民生活でどう影響するか、そういったもっと広い視点で検討する、そういう性格だというふうに述べられたので、陳情の趣旨も私はそう理解します。もしそうであるならば、先ほど出た鳥取県の安全顧問会議というのは、そういった市民生活へどう影響するか、そういったことは審議をされていません。それは顧問会議のメンバーを見れば明らかです。だから、そういった意味で、県の安全顧問会議があるから、こういったことができるというのは、それは私は誤解だと思いますので、改めてこういった検討委員会の設置を県に求めるべきだと思います。ということで、採択を主張します。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 採択を主張します。

先ほどから出てますけど、その顧問会議には原子力の研究者的な専門家、それに特化されてますけれども、先ほど土光さんが言われたような、じゃあ市民生活にどう広く影響するのかっていうようなところまで論議ができるような顔ぶれではないと思います。26年からやっている会議の中では、3号機はきのうの会議で初めて審議されたわけですけども、よって、これについては採択することを求めたいと思います。

○**稲田委員長** 山川委員。

○**山川委員** 採択をお願いします。

県の顧問会議があるから、そこにやってもらえばいいじゃないかと言われたんですけど、具体的にどういうことが検討されて、どういうことを見られて、それを必要ないと判断されるんでしょうかね。丸投げしていいですかね。市民の生命、財産、健康とかを守ると

というのが自治体に課せられた一義的責務です。議会は何をするのか、この特別委員会は何をするのか。県の顧問会議がされているからいいでしょう、だったら議会不要じゃないですか。検証委員会、検討委員会というのは、安全な避難方法、健康と生活への影響、事故原因だったり検証していくって具体的な検討をしていくものなんですよ。それを、何も検証しなくて、なぜそれで納得するんですか。それが全くわかりません。採択を主張します。

○**稲田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 私は、不採択、採択しないでお願いします。

後から続いてまいりますけども、検討委員会というところと専門家委員会としてという、そこは少し区別して私は意見を述べさせていただきたいと思いますが、この陳情6につきまして、「鳥取県に対して、完全な安全性を担保するために、原子力発電所に係る学者・研究者などを含めた『検討委員会』（仮称）」というところについては、安全対策合同会議なり顧問会議が満たされているところだと思いますけれども、さらにそのメンバーであるとか検討内容の充実を求めていくというところについては理解しますけれども、この6につきましては、採択をしないということをお願いいたします。

○**稲田委員長** では、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第6号、島根原子力発電所に係る「検討委員会」設置を鳥取県に求めることについて、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○**稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第6号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

私の手元で書き取った内容ですと、恐らく正式名称は鳥取県原子力安全顧問だったと思いますが、こちらがこの趣旨となる委員会に相当するものであるということが多くあったと思います。こちらの内容でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** 次に、奥岩委員から提案のございました鳥取県原子力安全顧問の招聘と受け取っていいのでしょうか。

○**奥岩委員** はい。

○**稲田委員長** 実際に全員の方というのは、私が、呼びするに当たって、ちょっとその対応については、また正副委員長であつたり皆さんたちと相談するということで、委員の皆さん、まず、そのように顧問の方をこの議会に呼びする動きに対応してよろしいでしょうか。また、正副議長にも相談をしなきゃなりません。

○**戸田委員** 正副議長に相談されたらいいじゃないですか。

○**稲田委員長** では、相談して、またその結果を皆様に報告させていただきます。

土光委員。

○**土光委員** 相談というのは、基本的に一任をされるということですか。

○**戸田委員** そうですね、どうしたらいいか。

○**土光委員** で、皆さん構わないんですか。

○**戸田委員** だけん、皆さんも意見言われたらいいんじゃないですか。私は私の意見を言

っただけです。

○土光委員 わかりました。

○稲田委員長 では、次に参ります。

陳情第7号について討論に入ります。

採決に向けて、御意見をお一人ずつお願いいたします。

土光委員。

○土光委員 採択を主張します。

先ほどの検討委員会で、繰り返しになりますけど、新たに稼働させようとしている島根原発3号機、この必要性を含めて、その影響、そういったことをきちっと検討委員会を設けて議論して、それで手続を進めるかどうかを判断するということは必要だと思います。

これも繰り返しになりますが、この適合性審査というのは、単に安全性のことだけについて議論されるわけで、例えば必要性とか事故が起きたときの影響とか、そういったことはここでは全く議論されないの、その施設のもともとの必要性というのは、それ以前にやはり私は議論すべきであると思います、といった意味で採択を主張します。

○稲田委員長 石橋委員。

○石橋委員 採択を主張します。

島根県に求めるということなんですけれども、県境はありますけど、30キロ圏内で、同じ圏内にいる住民同士ということで、やっぱり島根県側にもそういう検討委員会の設置を求めたいと思います。

○稲田委員長 以上でいいですか。

(「委員長、ちょっと。発言の訂正いいですか。」と土光委員)

○稲田委員長 御自身の分ですか。

○土光委員 はい、そうです。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 私、先ほど、この適合性審査というのは安全性を審査すると言いましたが、そこはちょっと言葉が正確でないので言い直します。

これは、基準があって、この規制基準というか、それに適合してるかどうかだけを判断する、そういった審査ですので、これに通ったからといって、例えばこれが安全であるとかいうのは規制庁自身も言ってません。ある一定の基準を満たしているかどうかだけの判断、これが適合性審査基準。名前もそのとおり、適合性審査基準です。これ、昔、安全審査基準と言われましたけど、そうではないということを示すためにそういう名前になっています。そこはちょっと、私の発言が不正確だったので訂正します。

○稲田委員長 次、山川委員。

○山川委員 採択をお願いします。

米子なので、鳥取県だけに求めて島根県までに求める必要はないじゃないかという意見もあると思うんですけども、原因は島根原発というもので、結果は、効果は30キロ圏内で影響は一緒ですので、立地自治体、周辺自治体かわりなく求めていくべきだと思いますので、採択を主張します。

○稲田委員長 次に、矢田貝委員。

○矢田貝委員 6と同じ理由でございます。検討委員会の考え方について、この陳情の理

由の後半3行のところを忠実に読ませていただきました。現在の安全対策合同会議、また顧問会議等で対応されているもの、今後、内容の充実、メンバーの充実については求めていくことがあるといたしましても、この陳情につきましては採択しないをお願いいたします。

（「委員長、いいですか。」と土光委員）

○**稲田委員長** 先ほどの訂正ですか。

○**土光委員** はい。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** たびたび済みません。ちょっと私、採択の理由を8号とちょっと混同して述べたので、今7号ですよね。

○**稲田委員長** 今、7号を審査しております。

○**土光委員** 7号のということで、ちょっと改めて言います。

これ、7号は島根県に求めるということで、採択を主張しますが、理由としては、やはり今の時点で周辺と立地はある意味で安全協定上、ルール上、歴然とした差があるので、島根県にもきちっとそれをやってほしい。それから、それが発展すれば、例えば鳥取県・島根県合同でそういった検討委員会というふうに発展することも含めて、島根県にも求めていくということに賛成するというのが7号の採択の理由です。失礼しました。

○**稲田委員長** 矢田貝委員は不採択の立場で先ほど主張されました。確認です。矢田貝委員さん、そうですね。

尾沢委員。

○**尾沢委員** 採択しないと考えます。

その理由は、6号と同じというところでございます。

○**稲田委員長** 顧問会議において行われているという認識でよろしいでしょうか。

○**尾沢委員** はい。かつ、島根県のしておることに対して……。

○**土光委員** 島根県に顧問会議はないでしょう。

○**尾沢委員** 私どもがこれを求めるべきものではないと私は考えます。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**土光委員** ちょっと当局に聞いてみますけど、島根県は顧問会議を設置しているんじゃないですか。

○**稲田委員長** 武田防災安全監。

○**武田防災安全監** 島根県原子力安全顧問という組織というものがあまして、ちなみに30年6月6日には島根県原子力安全顧問会議というのが開催されているというふうに認識しています。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私もそういうふうに仄聞を受けたものですから、今の、既に顧問会議が設置されておるという背景を鑑みれば、この陳情書はなじまないということで、採択しないものと考えます。

○**稲田委員長** ちょっと確認させてください。矢田貝委員のおっしゃったのも、島根県のほうの、あるいは鳥取県のほうの。

○**矢田貝委員** 島根です。

○**稲田委員長** 島根県なんですね。

○**矢田貝委員** はい。

○**稲田委員長** 戸田委員も同様に島根で、尾沢委員も島根県にある原子力顧問会議ということで。

○**尾沢委員** はい。

○**稲田委員長** それでは皆さん、不採択の立場としてですね。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 不採択と考えます。

先ほど来から出ておりますように、6号の陳情書でもありましたとおり、島根県のほうにも原子力安全顧問というものがございますので、こちらは不採択と考えております。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 島根県のほうにもそういう組織があるということなんですが、そもそもの話で、それぞれの自治体の行政組織の判断・決定のプロセスというのはそれぞれあると思うんです。結果、どういうことを審議して、どういう内容でその判断に至ったかというところのプロセスは大事ですが、そのプロセスのところに検討委員会という具体的なものの設置を自立した他の自治体行政に求めていくというのは、私はなじまないと思っております。

私は、したがって採択をしないと。

○**稲田委員長** では、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第7号、島根原子力発電所に係る「検討委員会」設置を島根県に求めることについて、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○**稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第7号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

私の手元で書き記した部分ですと、島根県原子力安全顧問、あるいは顧問会議、ちょっと正式名称、私知らないもので……。

武田防災安全監、お願いします。

○**武田防災安全監** 島根県原子力安全顧問が正式です。島根県原子力安全顧問。で、会議につきましては、島根県原子力安全顧問会議というふうな名前を使われております。

○**稲田委員長** では、島根県原子力安全顧問会議にて対応している、もう一つが、他の自治体行政には設置を求めることがなじまない、これが主な意見かと記載しております。よろしいでしょうか、皆さん。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** では、次に移ります。

次に、陳情第8号について討論に入ります。

採決に向けて、御意見をお一人ずつお願いいたします。

尾沢委員。

○**尾沢委員** 採択しないものと考えます。

6号、7号で検討委員会の設置については採択しないということになっております。そ

の検討委員会が審議を終えるまで適合申請を判断しないということには賛同できないので、採択しないということです。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 先ほどの尾沢委員さんと同じような内容でございます。採択しないものと考えております。

先ほどと同じような内容であります。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 採択しないものと考えます。

先ほど6号の際にも申し上げたとおり、こちら、鳥取県原子力安全顧問会議が複数回開催されておりますので、以上の理由から採択しないと考えております。

○**稲田委員長** それでは、中田委員。

○**中田委員** 私も6号のところで検討委員会に対する考え方を申し上げたとおりです。そのことと、それ以前にも申し上げた新規制基準適合性審査に対する考え方、この上で採択しないということを主張するものです。

○**稲田委員長** 続いて、土光委員。

○**土光委員** 8号ですね。

○**稲田委員長** 8号です。

○**土光委員** 採択するということで。

理由は、先ほどちょっと間違えて7号のときに述べたので、そういった理由でということとで、採択を主張します。

○**稲田委員長** 理由が、どう。

○**土光委員** 改めて言ったほうがいいですか。間違えて言ったので。

○**稲田委員長** 6号と。

○**土光委員** 違うんです。もう一回言います。7号の理由を言うときに、私が勘違いして8号のそういった理由をそこで述べているので、もう一回改めて言ったほうがいいですね。

○**稲田委員長** 簡潔にお願いします。

○**土光委員** はい。簡単にします。

これ、一つは、この検討委員会の設置というのは単なる安全上のことだけではなくて、もっと広い意味で影響を及ぼす、そういったことで設置ということを行っています。それは、鳥取県の安全顧問会議ではそういったことまではやられていないので、改めてそれを申請して議論したほうがいい。その前提で、そういう手続を具体的に始める前に、そういったことはきちんと議論して、それを踏まえて申請に関する判断を行うというのが順序だと思いますので、そういった意味で採択です。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 採択でお願いします。

新基準において、適合性の審査でもし合格したとしても、それは過酷事故が起こらないという保障にはなりません。きょうも中電も言われておりましたし、規制委員会もずっと言っています。そういう意味で、本当に安全性について市民の立場で検討していく場が必要だというふうに思っています。ので、その検討委員会が十分な審議を終えるまで申請はしない、申請は、要するに診断に向かう第一歩だというふうに考えます。診断はしないと

いうことで、採択をお願いします。

○**稲田委員長** 山川委員。

○**山川委員** ちょっと当局の方に聞きたいんですけど、鳥取県の安全顧問会議で、会議はもう実際されましたというふうに言っとったんですけど、会議で具体的に話し合われた内容ってどういう内容が話し合われましたか、具体的に。具体的に検討だったり。どういうことが検討されるんですか、具体的に。

○**稲田委員長** 武田防災安全監。

○**武田防災安全監** 会議の開催については承知しておりますけれど、まだ具体的な検討の中身については、今、いろいろ検証している最中でございます。

○**稲田委員長** 山川委員。

○**山川委員** では、採択をお願いします。

鳥取県内でされてる顧問会議だったりの、その具体的な内容も知らずに、調べもせずに、無責任に、検証せずに、3号機稼働っていうことで推進、これを審査には関係ないですっていうことは無責任に言えませんので、採択を主張します。

○**稲田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 私は、採択しないでお願いをいたします。

理由は、今まで述べたところに当たります。納得するまではというところの、裏面に当たりますけれども、陳情書の中の。まず適合性審査を受けて、さらに県民の納得ができるような、前進の審議なり判断ができる状況になってくると思っておりますので、採択しないでお願いいたします。

○**稲田委員長** では、討論を終結いたします。

では、これより採決をいたします。

陳情第8号、鳥取県に設置を求めた「検討委員会」が、十分な審査を終えるまで島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○**稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第8号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

これも私が手元で書き取った部分で申しますと、鳥取県原子力安全顧問が先ほどの検討委員会に相当していること、そして、新規制基準適合性審査を受けることが安全性につながっていくという2つの意味合いであったと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** では、次に参ります。

次に、陳情第9号について討論に入ります。

採決に向けて、御意見をお一人ずつお願いいたします。

土光委員。

○**土光委員** 島根県に求めると。これは、先ほど言いましたけど、今の時点で立地と周辺は差があるということで、島根県にもそういった部分をきちっとやってもらいたいと。発展的には山陰でという、そういったことも含めて、発展することを含めて、当然そういつ

た結論が出てから3号機稼働の具体的な手続に入るべきだというふうに思いますので、順序としては、まず検討委員会の審議を見るというのが優先されるという、そういったことを島根県にも求めるべきだと思うということで、採択を主張します。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 採択を求めます。

先ほども言いましたけれども、過酷事故は起こり得るって何度も規制委員会も電力会社も言われています。それが新基準です。そういう意味では、まだ福島原発事故が収束もせずに、原因もはっきりしないままに進んでいくということの中で、その新基準にはそれを防ぐことは盛り込まれていない、当然のことであると思います。私たちが求める検討委員会は、そういう事故が起こったときに、どれだけの影響が市民の生活にあるのかということも含めて検討していきたいというふうに思います。そういう意味でいうと、要するに審査に申請するのは稼働の第一歩ということですので、その前に十分な審議を市民の立場でしていくということで、採択です。

○**稲田委員長** 山川委員。

○**山川委員** 採択をお願いします。

先ほどと一緒になんですけども、やっぱり原因が同じものですので、立地自治体、周辺自治体にかかわらず検証いただきたいということで、採択を主張します。

○**稲田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 私は、採択しないでお願いいたします。

理由は、7と同じでございます。8でも同じです。

○**稲田委員長** 続いて、尾沢委員。

○**尾沢委員** 採択しないでお願いいたします。

○**稲田委員長** 理由は。

○**尾沢委員** 前段と同じ。

○**稲田委員長** 前段がどこですか。

○**尾沢委員** これは島根県ですよ。先ほども話に出てた審査はなじまないということで、よって、不採択と思っております。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 繰り返しになりますけれども、既に島根県も今の原子力安全顧問会議が設置されてますので、その辺で検討、協議されるであろうというふうに推測しますし、また先ほどから繰り返していますように、やはり行政プロセス、中田委員さんもおっしゃったように、行政プロセスの中でそれらのことを鑑みれば、本市議会でしんしゃくするというのはなじまないのではないかなというふうに私は思います。そういう結果から、採択しないものと考えます。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 採択しないものと考えております。

理由といたしましては、7号の際と同じになります。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 私も先ほど7号で言いましたけれども、他の自治体に対してのものがなじまないということと、書かれている「十分な審議を終えるまで」というところの考え方で、

米子のほうから出すというのは、これもまたなじまない話だと思っておりますので、採択しないということで。

○稲田委員長 では、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第9号、島根県に設置を求めた「検討委員会」が、十分な審議を終えるまで島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○稲田委員長 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第9号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

7号と同じ、8号と同じでございましたが、改めまして文言にいたしますと、島根県原子力安全顧問がこの陳情書における検討委員会に相当している、そして、他の行政に設置を求めるということはそもそもなじまないという、この2点でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○稲田委員長 では、次に参ります。

次に、陳情第10号について討論に入ります。

初めに、尾沢委員。

○尾沢委員 これは、第10号は採択しないものと判断いたします。

今も避難計画というのはありますし、毎年訓練も行われておるという現実もございます。そして、その訓練を検証し、改善して繰り返されているというのが現状でございまして、今、このことを採択する必要はないというふうに思います。

○稲田委員長 続いて、戸田委員。

○戸田委員 今、尾沢委員さんがおっしゃったような、同様な意見でございます。

この中に実効性のある避難計画が作成されるまでと明文化されておるんですけれども、実効性のある避難計画とはどういうものかというのがなかなか想定しがたい。今現在も避難計画をつくって避難訓練もしている状況の中ですので、そういうふうなことを鑑みれば、採択をしないものとするという考え方でございます。

○稲田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 採択しないものと考えております。

先ほど戸田委員からも御意見の中でありましたとおり、本日の陳情されました保母さんのお話でもありました実効性のある避難計画というところが不明瞭なところと、あわせまして、こちら避難計画、米子市においても平成24年から開始されておりまして、都度都度、検証と改善が繰り返されているとなっておりますので、こちらは不採択と考えます。

○稲田委員長 中田委員。

○中田委員 新規制基準適合性審査のことについては先ほど申し上げたとおりです。それで、先ほど、この陳情者のほうから趣旨で、どう判断するのかという、この実効性の部分についてですが、つくれないという考えが示されました。それで、この原子力エネルギーに関しては、国のエネルギー政策の中で事業者の意で進めようとしているんですが、我々地方自治体としては、まさにここの避難計画をどうするのかといった、ここの部分が肝と

いうか、責務の一番肝心なところだと考えておりますので、これは法律に基づいて、災害対策基本法とか原子力災害対策特別措置法とかに基づいて、まさにこのところを地方自治体の役割としてつくらなければならない、そういったものですね。そういった位置づけの中で、ここが、どうせつくれないんだからという言い切りで出ている陳情に私は賛同することはできません。私としてはむしろ、ここを自治体としてどうつくっていくのかというところが肝要だと思っておりますので、この陳情には賛同できません。不採択でお願いします。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっと当局に質問が一つあるんで、いいですか。

今、米子市は実際、避難計画を策定して、訓練も毎年やっているというのは知ってます。今の時点で、今現在での避難計画、実効性のある避難計画という認識でしょうか。

○稲田委員長 武田防災安全監。

○武田防災安全監 実効性のある計画だというふうに認識はしています。ただ、実効性というのは切りがないといえますか、どこまで行ってもあれですので、当然実効性を高めるというのか、進化していくと、そういうことは必要であるというふうに考えております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 実効性のあるのは認識してるけど、より高める、ちょっとそれが理解できないんですけど、まずこの陳情10号に関しては採択を主張します。

実効性があるというのは、なかなか判断難しいと思うんですけど、私なりに考えると、一つは実際に今、毎年、避難訓練はしてますけど、ごく一部の市民の参加だけで、本当にこれが計画どおり機能するかどうかは、本当に一回きちっと、ある意味で本番と同じような体制でやるべきだと思います。それで実効性を初めて確認できると思いますので。

もう一つは、参加した市民がこの避難計画、実際に訓練に参加してみて、まあ大丈夫じゃないかと思うことが必要だと思います。実効性があるかどうかは、そういったことで判断できるものではないかと思います。今の避難計画、これはちょっと何年か前のアンケートですけど、米子市民は、米子市がつくってる避難計画、これ実効性があると思っているのはほとんどもう数%しかないというのが、これ4年か5年ぐらい前の島大の意識調査でやった結果が出ています。だから当然実効性のある避難計画では、まだないんじゃないかと思います。

今回、3号機を動かそうという第一歩の手続、これは繰り返しになりますけど、規制基準適合性審査というのは、避難計画については全く何も審査はされませんので、事故は起こるものとして考えなければならないという意味で、まず事故が起きたときに避難計画がそれなりの、いわゆるこの言葉でいくと実効性のある、それが担保されていないのに動かすための手続だけをやっていくというのは、私はやはり順序が違うと思うということで採択を主張します。

○稲田委員長 石橋委員。

○石橋委員 採択を主張します。

避難計画のことですけど、訓練、毎年やっていますけれども、私も3度ぐらいは皆さんと一緒に動きながら、いろんな声を聞きました。でも、これをやって安心だという声は一つも聞こえません。これをやっても実際にもし原発の事故が起こったら、こんなことでは

逃げれんだろうと、少数の人間があらかじめ決まった計画によって動くのは、それは整然とできますけど、実際にはそうはいかんでというふうに。そして、福島原発事故の経験者からも、自家用車で逃げる人がどうしても多くなるというのは、米子市もそう言っておられますけれども、ガソリンがなくなって逃げられないという例がたくさん出ています。渋滞も大変なことになります。いろんな意味で、今のやり方の避難計画では、なかなかみんなが安心だというふうなものにはならないというふうに思っています。そういう意味で、本当に実効性があるっていうふうにまずしよう、誰もが本当にこれならやれると思うような計画をつくるっていうことにもっと本気で取り組まないとけんっていう意味で、これは必要だというふうに思います。海外では、大体基準の中にこの避難計画があるのかどうかっていうのは盛り込んでいます。日本のように、それが自治体任せになっているっていうことではありません。そういう意味で、これはやっぱり必要なことだと思っております。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 採択をお願いします。

実効性ある避難計画、先ほどできないからって言われたからって言って言葉尻を捉えるのではなくて、本質で捉えていただいたら、単純に考えたらわかると思うんですよ。5キロ圏内的人是に逃げてもらって、5キロ圏内以外の委員さんたくさんおられますけど、家で待避する。こういう避難計画、成り立つのか。これをこのままで、3号機稼働の審査を求めるって言い切っているのか、この状況で。単純に考えたらわかることだと思います。採択を主張します。

○稲田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 採択しないでお願いいたします。

避難計画を、より実効性を高めるために自治体のほうで努力をしているという部分と、このたびの島根原子力発電所3号機の新規の適合性審査を受けるというところを引き合いというか、そこを求めてくるところがこの陳情には合っていないというふうに考えています。かえってこの内容を読みながら、米子市においての避難計画は大丈夫かというふうに宿題というか、突きつけられているというふうに捉えたら、今後、私たちのこの委員会なり議会での取り組みをとというふうに自分の中では決意をしているところでございまして、この10につきましては、採択しないでお願いします。

○稲田委員長 中田委員。

○中田委員 ちょっといいですか。ちょっと先ほどの私の意見に補完させてください。

先ほどつくれないという発言に対して言葉尻を捉えたということがあったので、私はその言葉尻を捉えたということではなくて、まさにこの議会は言葉の世界のやりとりのところなので、その言葉の大切さを踏まえて、さらには、私の理由としては、新しい新規制基準に適合しているかどうかを判断するべきだということを申し上げたその背景には、新しい基準は福島の事故を踏まえて、それを改善させて、それでとめるとか冷やすとか閉じ込めるということをより強化する計画としての部分に適合しているかどうか、この審査ですよ。そうすると、避難するための時間とか、そういったこと的前提が福島で起きたこととは違う想定になるように持っていくような計画をやっているというものですよね。だから、そういったことをちゃんと受けて、どのぐらいの時間が福島の時よりも確保できるのかと、そういったことをきちっと分析した上で、それに合わせた避難計画をつくり

上げていく。それで、そういうリスクアセスメントとかマネジメントというのはたゆまない努力が必要なので、完成して、これでいいということにはならないわけで、常にバージョンアップを狙っていくって当然のことですから、そこら辺のことはもう一度言っておきたいと思います。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 陳情に来られた方は、結局本音のところ、実効性がある避難計画なんかつくれないだろうというふうに言われたんですよ。それを、そういうことを言われたので、できないというふうに言われたんですけど、その陳情に来られた方の言葉ではなくて、言葉尻ではなくて、本質のどこを理解してあげる努力というのは議員だったら必要だと思うんですよ。

現在の避難計画は5キロの人が逃げてもらって、それ以外の人は待避してもらって、30キロ圏内の区域で避難しないといけない人たちは学校だったり休校・休園で、全員が親子さん迎えに行かないといけない、こういう状況ですけど、これがレベルアップしないといけない、それはもちろんです。でも、この今の現状で、すぐすぐ言葉尻で避難計画っていうので判断できますか、避難計画が逃げれるっていうのが。その避難計画が実効性があるものをもって求められとる陳情者の趣旨を鑑みれば、3号機の今の避難計画だったらならないという判断になると思いますので、そういう意味で、本質を捉えてくださいということを言ったんですよ。

○稲田委員長 中田委員。

○中田委員 多分かみ合っていないと思いますけれども、私は、その避難計画の実効性を高くするためのものとしてどうなのかということについて、まさに判断するためにも適合しているかどうか、新しい基準に、必要だと思っているわけです。それが、より実効性を高めるということになるので。だから、その趣旨が、陳情者の気持ちとか、そういう趣旨がわからないからそう言っているということではありません。

もう委員長、採決。

○稲田委員長 これは、まずもう紙で提出されてますので、陳情者の方がその思いの振る幅のどの部分を言われたのかまでは、もうここで申し上げませんけれども、紙で提出しておりますこれを正式に受理して、この内容によって審議しておりますので、言葉尻がとか、そのあたりの部分はもう脇に置きます。先ほど申しました、この書いてある内容について、今、各委員が採択すべきもの、あるいは採択しないものという討論がもう終結したとみなしまして、採決に入ります。

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第10号、実効性ある「避難計画」を策定するまで、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請を行わないよう中国電力に求めることについて、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○稲田委員長 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第10号について、委員会審査報告に記載する意見の取りまとめを行います。

まず、私が書き取った中で重立ったと思えるものを申し上げますと、避難訓練が毎年行われており、その中で検証と改善が行われている。それと、実効性のある部分は高めていくが、この部分までという想定はしがたいものである。逆のほうがいいかな。想定しがたいものであるが、実効性を高めていく行為は続けられているという、この2つの理由でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** それでは、次に参ります。

次に、陳情第13号について討論に入ります。

土光委員。

○**土光委員** 採択を主張します。

これ、内容としては、中国電力に丁寧な説明を求めるということで、実際に今の時点でやられていることは1回だけの市民説明会。それ以外、説明会としては途中、翌年これやるということはないということで、それをホームページとか公民館の訪問活動とかよくわからないような、活動報告が出ないような、そういうところで代替えというのは無理だと思いますので、やはり多くの箇所時間をかけて、この多くの箇所というのは、陳情者の説明では、少なくとも2回以上というのはありましたけど、そういったことは当然必要だと思うということで、採択を主張します。

○**稲田委員長** 次に、石橋委員。

○**石橋委員** 採択を主張します。

本当に1回しか、今、説明会等もされていないというふうに思います。多くの箇所ですというのも、どれだけ多くかということになると、際限もなくたくさんということになりません。それでも、じかに対話されるとか、あと何回かされたりということは必要ではないかというふうに思います。

○**稲田委員長** 山川委員。

○**山川委員** 採択を主張します。

4号と同じ理由によります。

○**稲田委員長** 続いて、矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 採択しないをお願いいたします。

少し私、読み切れてなかったかなと思っているところなんですけれども、申請をする前に十分な説明会を多くの場所でというふうに読んでおりました。読み返しておりますと、そのところが、申請をした後についても、この申請内容について、今後も多くの箇所時間をかけて丁寧な説明会をするということを求めているのかなとも読めるんですけれども、ちょっとそのところ、今までの流れでいきますと、申請前にしっかりと今後も多くの場所で時間をかけて丁寧な説明をと読みましたので、採択しないをお願いいたします。

○**稲田委員長** 尾沢委員。

○**尾沢委員** 採択しないと考えます。

理由は、陳情第4号と同様の内容になると考えますので、そのようにお願いいたします。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私も採択しないものと考えます。

先ほど来からいろいろ議論しておりますけども、先ほど違った意見があったんですけど、

中電のきょうの説明会の中でも、公民館等でも話をして説明をしたりというようなお話もあったところですので、その辺のところも十分に今後していかれるだろうということと考えております。採択しないものと考えます。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 4号と同様に考えて、こちらは採択しないものと考えます。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 私も4号と同様な意見で、採択しないと。

○**稲田委員長** 確認いたしますと、4号というのは、公民館単位であったりホームページ等で積極的に情報公開していくという趣旨であると。

○**中田委員** はい。

○**稲田委員長** そういうことで確認しました。

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第13号、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請について、住民が十分に理解できるように、多くの個所で時間をかけて丁寧な説明会をすることを中国電力に求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○**稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第13号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめですが、先ほど私が確認した部分を引用でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 次に参ります。

次に、陳情第14号について討論に入ります。

尾沢委員。

○**尾沢委員** 採択しないものと考えます。

これも先ほど陳情第3号にほぼ内容が酷似しております。よって、3号と同じ理由で採択しないということにさせていただきます。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私も採択しないということで考えております。

事前了解権は、先ほども議論があったんですけど、了解権という、ちょっとなじまない言葉なんですけど、既に立地自治体並みの、同様の対応をするという中電の回答もありますので、その辺の当局も答弁を繰り返しておるわけですけども、それら等を踏まえれば陳情はなじまないという考え方で不採択と、採択をしないということでございます。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 3号と同様に考えますと、こちら採択しないものと考えます。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 私も陳情第3号と同様な意見で、不採択といたします。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 採択を主張します。

理由としては、3号の採択の理由と同じということで。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 採択を主張します。

何度も言いますが、審査を申請するというのは稼働への第一歩です。安全協定を結ぶまでは一步も踏み出さないという意味で、採択をお願いします。

○**稲田委員長** 山川委員。

○**山川委員** 3号と同じ理由で、採択を主張します。

○**稲田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 採択しないでお願いいたします。

3号と同じ理由です。

○**稲田委員長** それでは、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。陳情第14号、立地自治体と同じ「事前了解権」のある安全協定に改定されるまで、中国電力に対して島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請を認めないことを求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○**稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第14号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

第3号と同じというものが大勢を占めておったと思います。第3号を不採択とした理由は、そのものをちょっと私がメモをとっておりませんので、3号のときにある言葉を見ながら言いますと、要は、より高い安全性を求めることが今回の審査申請であるという旨であったかと思いますが、そちらでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ただ、3号のところはちょっと、同じ文言になると思いますが、確認の上、提出したいと思います。

では、次に参ります。次に、陳情第15号について討論に入ります。

採決に向けて、御意見をお一人ずつお願いいたします。

初めに、土光委員。

○**土光委員** 採択を主張します。

とにかく中国電力はこの放射性物質拡散シミュレーション、これをやる技術、能力を持っているというふうに述べてますので。このシミュレーションというのは避難計画を考える上で、それから事故のときの被害を想定する上で非常に意味のある情報になると思います。そういう意味で、ぜひ中国電力に求めるべきだと思うということで、それが採択の理由です。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 採択を求めます。

このシミュレーションの結果をもらって避難計画を実効性あるものにしていく。原発の事故というものがどういうことであるのか、もう一遍やっていくということが必要だと思います。

○**稲田委員長** 続いて、山川委員。

○山川委員 採択を主張します。

やっぱり情報が、結局何となく影響があるんじゃないかとか、もやもやする感じが一番気持ち悪いと思うんですよ。そこでやっぱり新潟だったり、外部被曝、成人だったらどういうふうに影響受けますよだったり、子ども、1歳の子供だったら内部被曝はどういうふうに受けますかっていう、そのシミュレーションが実際にされています、これはスピーディによるものですが、具体的にやっぱりこういうふうに影響は受けるんだ、もやもやではなく、具体的に知ることが必要だと思いますので、採択を主張します。

○稲田委員長 続いて、矢田貝委員。

○矢田貝委員 私は不採択で、採択しないをお願いいたします。

米子市として提出を求めていく、その先、どこに提出を求めていくのかというところについて少し不明確だなというふうに思っております。仮に米子市が求めたところで、それが判断できるのかというところがあります。この適合性審査の中で、必要な書類であれば、その中で判断が出てくるものだろうと思っております。採択しないをお願いいたします。

○稲田委員長 続いて、尾沢委員。

○尾沢委員 私は、採択しないということをお願いします。

深刻な事故が生じた場合の放射性核物質のシミュレーション、私、実はこのシミュレーションというところの部分、拡散シミュレーションというものを中国電力に今求めるっていうことを、実は想像できないんですね。この陳情の意味するところが私は理解ができないので、この陳情を採択することができません。

○稲田委員長 戸田委員。

○戸田委員 私は、採択しないものと考えております。

きょう、午前中の説明の中で、拡散にかかわるもの、風向・風速のモニタリング、環境アセスメント調査も出てきたんですけども、中国電力にも、データが古いので直近のデータを提出してくださいということで話をさせていただいたんですけど、この風向・風速等々を鑑みれば、ある程度理解できたのかなというふうに思っていますが、さらなるシミュレーションも必要であろうというふうに考えますけれども、今のところ、そういう陳情についてはなじまないという考え方で、採択しないものと考えております。

○稲田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 先に、当局に質問になるんですけど、平成30年の原子力防災ハンドブックも出されていると思うんですが、こちらの15号のほうで陳情出ておりますのが、シミュレーション、スピーディのことだと思うんですが、こちらの中にはスピーディのものが載っていないくて、避難もろもろのときに、こちら、かわるもので何を使っておられるのかなと見たところ、19ページのところを見ますと、モニタリングポストのことが書いてあるんですが、さっきの避難計画のところ、じゃあ実際、このモニタリングポストのほうに信頼性があるからそれをもとに避難計画を策定される、また今後、それを改定、改善していけるということでしょうか。

○稲田委員長 武田防災安全監。

○武田防災安全監 避難計画におきましては、放射性物質の放出前と放出後に分けて対応をいろいろ考えているところですが、放射性物質放出後につきましては、今のモニタリングポストのモニタリング結果に基づいて屋内退避であるとか避難ということをやっ

いくという計画になっているところでございます。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 済みません、たびたび失礼します。

そうしますと、質問に戻るんですけど、スピーディよりモニタリングポストのほうが確実だということですか。

○**稲田委員長** 武田防災安全監。

○**武田防災安全監** どちらが確実っていうわけではないんですけど、避難計画におきましてはモニタリングデータ、モニタリングポストの結果に基づいて行っていくという計画をしているということになっております。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 済みません、脱線しましたが、採択、不採択に関してですが、不採択、採択しない……。

（「考え方をちょっと。」大塚防災安全課調整官）

○**稲田委員長** 答弁ですか。されますか。

○**大塚防災安全課調整官** ちょっと今の補足させていただきたいと思います。

○**稲田委員長** 大塚防災安全課調整官。

○**大塚防災安全課調整官** スピーディの基本的な考え方というのが原子力規制委員会から平成26年10月8日に示されまして、スピーディの予測は間違った防護対策につながるおそれもあるということから、スピーディは防護措置の参考にはしないという考え方が示されております。それをもって、そういったハンドブック等にはスピーディの記載を落としているものであります。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** そういたしますと、15号の採択、不採択に戻りますが、こちらは不採択と考えます。

理由といたしましては、さきの中国電力さんからの説明でもシミュレーションについてお話がありましたのと、当局の回答と認識というところでございます。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 結論的には不採択、採択しないということです。

仮にこのシミュレーションが避難計画をつくるために必要だということであるならば、これは中国電力に求めるべきではないと私は思います。むしろ客観的に、あるいはそれこそ県とかと協力し合って、話し合って、必要であるとするならば、そういった立場のところで、中国電力のような、それを進めていこうとする立場のところから求めるべきではないと思っています。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** ちょっと質問です。スピーディじゃなくてモニタリングポストのほうが有効だっていう話が先ほどあったと思うんですが、平時の、事故がないときにモニタリングポストをどういうふうに使ったらいいんですか。事前にそういうことは予測ができるんですか。

○**稲田委員長** 武田防災安全監。

○**武田防災安全監** モニタリングポストにつきましては、予測をするためのものではなく

て、実際に空気中の放射線を測定して監視するという形で使うものというふうに認識しております。

○稲田委員長 石橋委員。

○石橋委員 そうしますと、ここで山中さんが書かれています、住民説明会の際にあった、実際に要望があれば放射性物質拡散シミュレーションを提出することができると、こう述べておられますけど、このシミュレーションのかわりにはモニタリングポストはならないんですね。

○稲田委員長 武田防災安全監。

○武田防災安全監 シミュレーションのかわりにはならないと思います。

(「ならないんですね。はい。」と石橋委員。)

○稲田委員長 よろしいですか。

土光委員。

○土光委員 奥岩委員と当局のやりとりの部分で、ちょっと感じたんですけど、この陳情の趣旨を誤解しているのではないかと私は思います。この避難計画で、これは実際に事故が起きたときにどういうふうに避難するかというときは実測値で避難をする、そういう判断をするというのが避難計画の内容です。

ここの陳情で言っているのは、避難するときに実測値じゃなくてシミュレーションでやれて、そういうための提出を求めている、そういう趣旨ではなくて、避難計画そのものを考えるときに、放射性物質がどのように拡散するかというシミュレーションがあれば、より確かな避難計画がつかれるのではないかと。例えば今、鳥取県は県内で避難をすることとしていますから、西風が吹いて、鳥取県にこういう放射性物質が来るときは基本的に西風か北北西の風が吹くとき。今、鳥取県は、風下に逃げる、結果的にそういう避難計画になっています。そのときに、じゃあ、今30キロ圏で避難計画、30キロ圏っていうことを国でやってるけど、本当に30キロの時点で、それより遠いところには影響が及ぶか及ばないか、これはやはりシミュレーションをやってみれば、ある程度そこが判断できると。その結果によっては、やっぱり40キロでやらないといけないとか、そういうことを判断するために、避難計画を策定するときにこのシミュレーションが有効だということで提出を求めている。実際に避難するときにシミュレーションでやるためにという意味ではない、それが陳情の趣旨です。なので、そこはちょっと混同して判断するのは、陳情者の趣旨を取り違えているのではないかとというふうに私は思います。

○稲田委員長 ほかがございますか。

土光委員。

○土光委員 それから、ちょっと尾沢委員に私は言いたいんですけど、この陳情の意味がわからないから賛同できないというのは、余りにもこれは陳情者に対して失礼だと。きょう、実際に陳情者が来て意見陳述して、もしわからないのなら、そこで質問すべきでしょう。それをせずにして、わからないから不採択というのはちょっと、私は陳情者に対して余りにもというふうに思うのですが、いかがですか。

○稲田委員長 尾沢委員。

○尾沢委員 私は、この陳情の趣旨が理解できないということです。で、採択できないと申し上げました。

○稲田委員長 よろしいですか。

土光委員。

○土光委員 いや、陳情の趣旨が理解できないんだったら、陳情者に陳情の趣旨を聞けばいいじゃないですか。それをしなくて、単に理解できないからもうだめというのは、ちょっとあんまりだと私は思うんですけど。

○稲田委員長 尾沢委員。

○尾沢委員 いや、私は2号機、3号機がこういう深刻な状態が起きるということが自分の中で想定できない部分も、私の中にはあるんです。あなた方と私の違いはそこにあるかもしれません。したがって、そういった発言になってしまいました。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 発言の意味はわかりました。

もしそういった事態が想定できないというふうに思われるとしたら、それはそれぞれ思いは違うと思うんですけど、だからこそシミュレーションというのが必要なんじゃないですか。どういうことが想定されるかを客観的に把握するためにシミュレーションが必要だと。で、このシミュレーションをする能力は、中国電力は持っている。だから提出して、そこをちゃんと客観的に判断しようというのが、この陳情の内容なんですけど、そういう意味で、むしろ求めたほうがいいとは思いませんか。

○尾沢委員 そうですか。

○土光委員 思うんだったら、変わるんですか結果は。

○稲田委員長 尾沢委員。

○尾沢委員 あなたの意見を理解しましたというだけです。

○稲田委員長 じゃあ、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第15号、島根原子力発電所2号機・3号機が稼働している時、深刻な事故が生じた場合の放射性物質拡散シミュレーションを提出することを中国電力に求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○稲田委員長 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第15号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

手元に書き取った中では、シミュレーションを求める先が中国電力ではないという意見がございましたが、そちらを中心にまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

ほかございますか。

〔「異議なし」と声あり〕

○稲田委員長 では、こちらを中心にさせていただきます。

続いて、陳情第16号について討論に入ります。

採決に向けて、御意見をお一人ずつお願いいたします。

初めに、尾沢委員。

○尾沢委員 第16号の陳情については、不採択を求めます。

米子市議会として、公聴会を開催するということを求められましても、ちょっと私は適

していないというふうに思いますので、不採択にさせていただきます。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私も採択しないものと考えております。

尾沢委員さんと同様な意見でございます。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 採択しないものと考えます。

戸田委員と同様で、米子市議会としては、公聴会に関してはなじまないです。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 私も採択しないです。

大体、同趣旨です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっとその前に質問をしてもいいですか。

○**稲田委員長** はい。

○**土光委員** この公聴会が適していないとかなじまないという、それ結果なので、それ、なぜそう思うか、ちょっとお聞かせ、まず姿勢をお聞かせいただきたいのですが。なぜそう思うんですか。

(「討論。」「討論だ。」と声あり)

○**稲田委員長** 個人の意見ということで述べられたということで進めます。

(「じゃあ、ちょっと加えて。」と中田委員)

中田委員。

○**中田委員** 加えて言いますと、先ほど来言っているように、要は、今の段階で、安全という問題と安心という問題と私はあると思っております。それで、材料を持ち合わせてないと、その安心かどうかというところがなかなか変化しない。どこから材料を集めてそのところに答えを求めていくかということはさまざまだとは思いますが、安全性についての確認を、まず私はすべきだという立場なので、そういった材料を集めた上です、いろんな意見を聞くというのは、私はあると思っています。ただ、ここの段階で開くということは、私は、そこで聞いた意見がどういう形に活用できるのかというところでは、なじまないということです。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 私は、採択を主張します。

これ、とにかく繰り返し言っていますが、この3号機という新たな原発をこれから動かそうという、そういうときに、一つの安全性の指標である審査基準、これに適しているかどうか当然必要ですけど、それ以前に、やはりこの施設そのものが必要なのか、それから事故が起きたときの被害はどうか、そういったことを広く、公聴会というのは、広くさまざまな意見を求めるということですけど、そういうことは、私は必要なことだと思いますので、採択を主張します。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 私も採択を求めます。

まず、国会でも地方議会でも、そういう大事な問題、こういう大きな問題、何かがあったときには、この地域の人が大きな影響を受けるような問題を考えていくには、広く意見

を聞く公聴会を開くべきだと思います。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 採択を主張します。

先ほどからあったように、島根原発2号機、3号機、わし何にも起きるともわからんわっていうか、いろいろ立場があると思うんです。原発推進派だろうが脱原発だろうが、いろいろと立場があるからこそ、住民説明会で結局反対の人とか、もう偏った人しか結局行かないんですよ。だからこそ推進派と反対派だったり、脱原発だったり、いろんな立場の人が公聴会において議論するっていうのは必要だと思いますので、採択を主張します。

○稲田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私は採択をしないでお願いいたします。

この陳情第16号の最後の2行でございますけれども、公聴会を開催し、利害関係者である住民の声を聞いてというところについてなんですが、まず、何号のときだったかしっかり覚えてないんですけれども、党といたしまして、今後の政策として原発ゼロを目指しております。きょうの午前中の中電の方々の御説明、また今までの全員協議会等の説明とかを聞きましても、原発3号機であるとか、原発で何かが起こったというところについて説明を受ける機会は多々、私も得たところでありますけれども、それでは、きょう言われました、何かあったときの責任はしっかり受けとめている、そして、それも含めて今回の3号機の申請に臨んでいる判断をしたというところのような、そんな説明がありました。そこに至るまでの説明がしっかりなされない限り、幾ら住民説明会をしても、不安があるということはみんなある、その中でどういったエネルギー政策を国がとっていて、またそこに理解をして、私たちが生活をしていかなければいけないのかという判断をするための説明がすばっと欠けていると思っております、それを求めずして、議会として公聴会を持って答え切っていけることは無理だと思っておりますので、これにつきましては、採択しないでお願いいたします。

（「委員長、ちょっと私も補足させてください。」戸田委員）

○稲田委員長 戸田委員。

○戸田委員 土光委員からあったんですけど、私、正直言って、今の鳥取県の顧問会議でいろいろと、いろんな知見者の方々が多角的に協議されておられるでしょうし、先般も安全対策協議会が開催された。そういうふうな会議でいろいろと知見者の方々なり、多角的な見地から協議されておるということを私は思っておるんです。その推移を十分に見守った上で、公聴会についてどうするかというステップがあるんだろうなと私自身は思っておりますので、現時点では、ですから、今、これは採択しないという考え方です。

○稲田委員長 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第16号、島根原子力発電所3号機の適合性審査申請に関する公聴会の開催を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○稲田委員長 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第16号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

中田委員からあった安全と安心の部分で、材料を持ってくる場合、安全については適合性審査に向かうということが主であるという旨で、理解でよろしいでしょうか。

○戸田委員 もう1点、私が言ったのは。今の時点ではそういう考えというのは。

○稲田委員長 現時点では。はい。

では、次に参ります。

陳情第17号について討論に入ります。

採決に向けて、御意見をお一人ずつお願いいたします。

初めに、土光委員。

○土光委員 採択を主張します。

ここで言う専門家会議というのは、説明によると、単に安全ということだけではなくて、原発事故が健康と生活に及ぼす影響、経済影響、損害の補償体制、そういったものを広く客観的に検討する、そういったものだ、という性質です。

今の県の安全顧問会議は、そういった多角的な議論は、私はされていないと思いますので、そういったのを改めて求めることに賛成をします。

○稲田委員長 石橋委員。

○石橋委員 採択を求めます。

今ここに書かれていますように、環境経済学や防災学等の専門分野の学識者を含めた専門家委員会、そういう広い会議を設置して、審査の申請に対する意見をまとめる前に十分な論議を行うということで、やっぱり採択を主張します。

○稲田委員長 山川委員。

○山川委員 採択を主張します。

逃げる逃げないの話だったり、人類が残る残らない話ですので。それで情報が本当に限られていますので、だからこそ専門家による委員会、必要だと思いますので、採択を主張します。

○稲田委員長 続いて、矢田貝委員。

○矢田貝委員 私は、採択しないでお願いいたします。

理由につきましては、陳情第6号とほぼ同じでございます。検討委員会の設置のところで申しあげましたけれども、顧問会議とか安全対策合同会議というところの今の現状が、原子力防災に限られるというか、偏っているのではないかなというような説明のときのお話もございました。その中で、しっかりとさまざまな角度で話し合っていくということは、今後は求められてもいいのではないかと思います、今のあるものについての充実であるとか、内容の、あとメンバーの拡充というようなことを求めるということはあるかと思いますけれども、新たな専門家委員会の設置というものを鳥取県に求めていくという、この17号の陳情に対しては、採択しないでお願いいたします。

○稲田委員長 続いて、尾沢委員。

○尾沢委員 採択しないものと考えます。

理由は、第6号で私申しあげましたが、検討委員会を鳥取県に求めることという内容に類似した、これは専門家委員会という名称で陳情が出ておりますが、鳥取県に原子力安全顧問会議というのがもうあるわけですから、それは採択しないでお願いします。

○稲田委員長 戸田委員。

○戸田委員 私も採択しないということで考えております。

内容につきましては、先ほど矢田貝委員さんがおっしゃった内容で私もほとんど一致しております。今、顧問会議が設置してありますし、これからその手続並びに事務の進捗状況に応じて、やはり拡充していくのかなというふうな観点は持ち合わせておりますけれども、今の状況では、既に顧問会議が設置されておりますので、新たに専門家委員会を設置するというのは、私はそぐわないというふうに考えております。

○稲田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 先ほど矢田貝委員、戸田委員もおっしゃっておられましたが、6号、8号の陳情と同様の理由になると思いますが、鳥取県原子力安全顧問がここで言う専門家委員会に該当すると考えます。また、私、6号のときにも委員会招聘もお願いしておりますし、矢田貝委員も御指摘ありましたとおり、その中で、現時点においてはこちらを新たに設置というふうな考えはございません。

○稲田委員長 中田委員。

○中田委員 私も6号のときに申し上げましたし、陳情書とは適合性審査に対する考え方が違いますので、私は不採択でお願いします。

○稲田委員長 それでは、討論を終結いたします。

これより採択をいたします。

陳情第17号、島根原子力発電所に関する「専門家委員会」の設置を鳥取県に求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○稲田委員長 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第17号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

こちらは、鳥取県原子力安全顧問がそれに相当しているという意見が中心であったということでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田委員長 次に参ります。

次に、陳情第18号について討論に入ります。

採決に向けて、御意見をお一人ずつお願いいたします。

初めに、尾沢委員。

○尾沢委員 18号については、採択しないものと考えます。

これは、損害賠償といいますか、リスク想定、損害賠償体制について情報公開するようにと。そういった、こういう大きな問題については最終的には国がここらを行うものであれば、そのように損害賠償体制をあらわしていると考えますので、私はこの陳情については不採択とさせていただきます。

○稲田委員長 次に、戸田委員。

○戸田委員 私も採択をしないという考え方でございます。

先ほど尾沢委員さんもおっしゃいましたが、事故の影響を想定すると、どのように想定できるのかというのは、なかなか難しいであろうというふうに私も思います。そうした中で、損害賠償体制については、都度、7月20日の説明会でも質疑がありましたけ

れども、やはりその辺のところも最終的には国の判断だというような対応はあったかというふうに私も記憶しておりますけれども、そういうふうな観点からいけば、採択をしないという考え方でいきたいと思います。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 先ほど戸田委員もお話しされましたが、7月20日の中国電力さんの説明会の際にもお話ありましたとおり、最終的に国のほうになるだろうという考えもありますし、こちらについては不採択、採択しないものと考えます。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 私も採択しないでお願いします。

理由としては、今、意見に対する答弁の中でも出てましたけれども、これ、国のほうの制度設計の中で無限責任という部分があります。国が進めるエネルギー政策として、政策の流れの中でやっていくことで、その補償に対しては国の無限責任というのをわざわざ制度の中に組み込んでいる。まさにそこに理由があると思いますので、採択しないということですね。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 採択を主張します。

これ、米子市と中国電力で結んでる安全協定で、中国電力自身が損害の補償はすると約束をしています。中国電力が損害を補償すると約束する限りは、当然その担保はきちっと確認すべきです。その辺を確認するために中国電力に関しての、これに関するいわゆる情報というのは、それを確認できないと、その担保も私たちは確認できませんし、これは電気料金とかに関して直結する問題です。中国電力は原発が動けば電気料金安くなるという結果だけは言いますが、それはなぜそのようになるのか。密接に関係あるこの損害補償の関連、そういったところをはっきり中国電力に情報公開を求めて確認しないと、安全協定で言われていることが全く担保できない。つまり文言上だけの問題になると私は思いますので、そういったことは市民に対する責任の上からも、それはするべきではないと思うので、議会としてもここはしっかりやるべきだと思います。

○**稲田委員長** 続いて、石橋委員。

○**石橋委員** 採択を求めます。

国がするのであれば、それは税金という形で国民が払っていくということになります。どれくらいの影響が出て、それに対する賠償がどれくらいで、それを誰が責任を負うのか、それはやはりきちんと指摘していくというふうな意味で、国のエネルギー政策が根幹ですけれども、それによって市民がどんなふうな影響を受けるかというところは、やはり市議会としてはしっかり捉えなければならないというふうに思います。採択を求めます。

○**稲田委員長** 山川委員。

○**山川委員** 採択を主張します。

やはり住民は情報が限られています。民意によって選ばれた議会はまだ、中国電力からの説明があります。7月12日の開会後の中国電力の説明会、そこでも質問せず、7月20日の住民説明会、そこには行かず、7月25日、きょうの説明会でも質問せず、全部納得した状況なんではないでしょうか。検討委員会も要らない、公聴会も要らない、住民説明会も要らない、専門家委員会も要らない、どこで住民は情報を得るのでしょうか。住民の役割と

民意によって選ばれた議員の役割ってというのは違うと思います。何が民意によって選ばれた市民の命を守る責務を果たすことができるか、それを考えた上で、やはり住民に情報というのは必要最低限必要だと思いますので、採択を主張します。

○稲田委員長 次に、矢田貝委員。

○矢田貝委員 私は、陳情 18 号につきましては採択しないをお願いをいたします。

事故のリスクにつきましては、最大限事故を起こさない、事故が起こったときにも最小限の被害にとどめるためのさまざまな体制をとっていらっしゃる場所でもありますので、どこまでの事故の影響を想定しているのかというのは求めにくい。また、午前中で賠償についての制度の中にどれだけの支出をされているのかということところにも答えにくいというところでございましたけれども、まずそこを求めていくというところは難しいのではないかと思いますので、採択しないをお願いしたいと思いますし、またこの陳情 18 号の後半、最後の 1 行に、その公開を求めた後に、住民、自治会、自治体が納得できるように十分な説明を行うようにということもございました。私が今、中電に一番説明の中で求めていけないといけないのは、この事故へのリスクを覚悟しながらも原発に向かった判断をしようとしている、そこを逃げないで、しっかりと住民に説明していくべきだと思っております、求めるところは、この賠償、補償体制についての情報公開ではないというふうに考えておりますので、採択しない。

そして、つけ加えですけれども、16 号のところの陳情の最後に、丁寧な議論ということがございました。これが陳情の最後ですので、私の意見でありますけれども、この委員会が原子力発電問題調査特別委員会ではなく、エネルギー問題というのもついているところを考えましたときに、このエネルギー、原子力発電の取り組みに対しての不安なところについての強調することばかりの意見ではなく、私たちも積極的にエネルギー政策というものについての意見を交わす委員会でありたいなということで、この 4 年間の、初めての委員会になりますので、言わせていただきました。以上です。

○稲田委員長 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第 18 号、島根原子力発電所に係る事故リスクへの備えについて中国電力に情報公開を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員、山川委員〕

○稲田委員長 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第 18 号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

主たるものとしては、国が無限責任によって、国の政策において賠償をしていくものであるということが中心であったかと思いますが、こちらでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○稲田委員長 では、陳情審査は以上で終了でございます。

次に、当局より 1 件の報告がございます。

安定ヨウ素剤の希望者への事前配布について、当局からの説明を求めます。

池口防災安全課危機管理室長。

○池口防災安全課危機管理室長 それでは、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

ます。安定ヨウ素剤については、避難計画等で原子力発電所に万が一の事故があった際、避難をする際に一時集結所、あるいは避難退域時検査会場等で安定ヨウ素剤を服用するというような計画になっておりますが、UPZ圏内、島根原子力発電所からおおむね5キロから30キロ圏内において、そこで居住される住民の方が原子力災害発生時に安定ヨウ素剤を一時集結所で配布する際に、以下のような理由により速やかに受け取ることができない、これは障がいや病気により緊急時に受け取りに行くことが難しい方であるとか、高齢者や障がい者、小さい子ども等が世帯におられて、緊急時に受け取ることが難しい。そしてまた、緊急時に受け取る場所までの距離が遠い。その他、速やかに受け取ることができない合理的理由があって事前配布を希望される方に対して行うものです。

米子市は、境港市と違って全域がUPZではありませんで、該当区域というものがございます。この該当区域の住民の方に安定ヨウ素剤の事前配布を行うということで、県と境港市と相談しながら現在進めているところであります。

事前配布説明会の日程及び会場については、3に書いてあるとおりでございます。米子市の居住者の方については、9月29日、富益公民館、10月3日、大篠津公民館、10月11日、河崎公民館、14日、住吉公民館というふうになっております。これは、土曜日、日曜日の昼と夜、それから平日における昼と夜ということで、御都合に合わせて会場に取りに来られるということを考えて決めたものであります。

申請及び受け取り方法であります。対象者が配布を希望する場合には、米子市、境港市、県西部総合事務所福祉保健局の窓口で配布申請書を入手していただいて、米子市または境港市に郵送で提出していただくことになっております。この申請期間については、8月1日から31日までということで、1カ月間ということの規定しております。自宅等に送付された案内により、この9月、10月の説明会に参加していただく。説明会では、安定ヨウ素剤や原子力災害の基礎的なことの説明や問診を受けた後に安定ヨウ素剤を受け取るということになります。ただし、ヨウ素過敏症等により服用できないとされた場合、そういったような症状がある、まれにアナフィラキシーショックを症状に出されるような方もいらっしゃるということを伺っておりますけれども、そういった方は服用できないということで、配布はされません。

安定ヨウ素剤の効果でありますけれども、原発事故が起きた際に、原発から周囲に放出される主要な放射性物質の一つに放射性ヨウ素というものがありますが、この安定ヨウ素剤を服用しておくことによって、この放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積することを防いで、甲状腺がんの発生リスクを抑える効果があるというふうにされております。

服用のタイミングと服用量でありますけれども、事前に受け取った方であっても、国、県、または市の指示があってから服用するということになります。服用する薬の種類と服用量は、6番の下のところの写真にございますけれども、丸剤というのと、生後1カ月から3歳未満の方が服用されますゼリー剤というものがああります。

配布後の管理及び薬剤の交換についてであります。配布された安定ヨウ素剤については、国等による服用指示があるまで、誤って服用したり紛失しないように適切に保管・管理する。これは受け取られた方がそのように管理をしていただくという必要があります。居住者の方がUPZ圏外に転出等をされる場合には、その際に安定ヨウ素剤を回収するという事で説明させていただきます。そのほか、安定ヨウ素剤の有効期限、これ製造後約

3年間でありますが、到来する前に交換したり、進学等によって薬剤の種別や服用量を変更する必要がある、そういった場合には交換ということになりますが、これはまた、ことし初めて行いますけれども、今後、毎年これを行うということで、その際に交換等をしていただくということになります。

この安定ヨウ素剤の事前配布についての周知方法でありますけれども、本日資料を出させていただいております、この資料提供と、それから広報よなご8月号に掲載予定であります。それから米子市のホームページにも掲載する予定であります。

それからちょっときょう、このチラシについて、お持ちできないというのは、ちょっと県のほうでチラシをつくっていただいているんですけれども、これ学校と保育園、幼稚園も含めてですけれども、そこにちょっと優先的に配るということで、もう夏休みに入ってしまうということで、小・中学校については既に全児童生徒にチラシを、これはUPZ圏を含む地域、UPZに住んでいるお子さんが通う学校について、全児童生徒にチラシを配布させていただいております。

その他、米子市内の保育園、幼稚園にチラシを置かせていただいておりますが、これについては、保育園、幼稚園については、どこから子どもさんが通ってられるかということもわかりませんので、中にはUPZの中から通っておられる方もおられるということで、保育園、幼稚園にもチラシを置かせていただいております。

その他ということで、補足説明でございますけれども、説明会場においては託児を希望される場合には託児場所を準備する予定であります。

説明は以上です。

○稲田委員長 以上で説明は終わりました。

委員の皆様方の質疑がありましたらお願いいたします。

土光委員。

○土光委員 まず、ちょっと最初にお聞きしたいのですが、この事前配布、これ市長が議会で表明して、平成30年度上半期、具体的には9月までに配布し終えるというふうに、市長は議会で発言してます。私は、市長の言葉はやはり重いと思うので、ただ実際、何らかの理由で9月までに終わらないわけですよ。その辺のところは、やはりわかった時点できちっと報告というのか、説明をすべきことではないかと思うんですけど、いかがですか。

○稲田委員長 池口防災安全課危機管理室長。

○池口防災安全課危機管理室長 今回、安定ヨウ素剤の配布時期がずれ込んだ件につきましては、新しいヨウ素剤の準備ができなかったということで、これを新しくするについては、少し猶予が必要であったということから、そのようなことになりました。そのことについては、非常に申しわけなく思っております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 理由に関しては、そういった理由、つまりやむを得ない理由があったんだろうと思いますけど、その辺、私、市長の言葉はやはり重いというか、基本的に信用しますので、それは何らかの理由でそれが変わる場合は、当然その時点できちっと議会というか、報告すべき、そういうふうにあるべきだと思いますけど、副市長、その辺いかがですか。

○稲田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 ということで本日の御報告になっているわけでございます。これ多分、今、担当のほうからも申し上げましたが、できるだけ早くということでやったことでありますけど、ちょっとヨウ素剤の調達に間に合わないというようなことから、最大限努力してこの日付をぎりぎり設定したということはぜひ御理解いただきたいと思います。

確かに、市長の言った趣旨、少しずれることになりましたけど、一つはそういう事情だということでお酌み取りをいただきたいと思いますし、そういったことも含めて、本日、御報告させていただいたということでございます。以上です。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 気をつけていただきたいというふうに私は思います。

中身に関してちょっと質問をします。対象者で①から④、市民がこれを見たときに、自分が該当するかどうか、非常にちょっと曖昧というか、判断。むしろ多くの市民は、これは自分には該当しないというふうに思ってしまうのではないかと、そういう印象がします。

具体的に聞きます。①、②は、障がい者、それから高齢者、それから病気などにもう限定しているので、その人が対象だよというふうにとれてしまいます。③で、一時集結所までの距離が遠い人、これどのぐらいだったら大丈夫なんですか。どのくらいかわからないんですか。

○稲田委員長 池口防災安全課危機管理室長。

○池口防災安全課危機管理室長 これは、距離が限定されるわけではありませんが、社会通念上、遠くて取りに行けないということであれば、その相談を受けた時点で検討して、これを配るかどうかということの判断をしたいと思います。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 でも、基本的には市民が、自分はいろんな事情があって遠いと思えば、それがよしとされると理解していいですね。うなずいておられるんで、そう理解しました。

それから④で、合理的な理由がある。例えばですけど、合理的じゃない理由、どんなことを想定されるんですか。

○稲田委員長 池口防災安全課危機管理室長。

○池口防災安全課危機管理室長 合理的な理由ではないというところ、いろいろ考えられると。具体的に言えと言われると、ちょっと。ただ、今、これ、ことし初めて始めるものがございますから、いろいろな御意見があると思いますし、うちは取りに行けるのか行けないのかということは、質問や問い合わせを受けると思います。そのときに判断させていただくということで、そのときの合理的理由がどういう理由かということは、その時々で判断させていただきたいと思います。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 これは要望ですけど、これは多分ですけど、実際の運用で、市民が何らかの理由、希望するから何らかの理由だと思うんですけど、それは基本的には多分オーケーになるような運用をされるのではないかと、そういった運用をしていただきたいというふうに思います。この字に関して、そのまま読むと、何かすごくもらうための敷居が高い、何かちゃんとした理由がないともらえないんじゃないか、つまり希望しようというふうに、これを見たら思わなくなってしまう、そういう危惧が私はするので、そこはちょっと気をつけていただきたいと、私はそういう印象を受けました。

例えば平井知事が、この安定ヨウ素剤の事前配布で、何かの会見で言ってたんですけど、平井知事はこう言ってました、避難に不安を覚える方が対象だと、そういったくくりで私はいいいと思っているので、余り何か具体的に距離がどうか、合理的理由があるという、これに該当した人だけみたいにする、非常に何か間口が狭くなるんじゃないかと、そういう印象を持ちましたので、それはお伝えしておきます。

それから、この4番の申請及び受け取り方法。これは、広報でいろいろして、申請書を、これは取りに行かないとだめだということですか。場所、米子市、境港市、総合事務所、窓口で配布申請書を入手しているのは、市民は取りに行かないとだめということですか。

○稲田委員長 池口防災安全課危機管理室長。

○池口防災安全課危機管理室長 米子市のホームページ、それから県のホームページで御案内させていただきますので、ホームページから申請書をとっていただくというふうに考えております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 多分、申請書は紙1枚の簡単なもののような、今の答弁から思ったんですけど、だから申請書を入手するのは、一つは取りに行く、それからホームページからダウンロードもオーケー、それから例えばですけど、希望する人が、私は申請書が欲しいというときに、取りに行かなくてもいい方法として、今、ホームページ、それから例えばですけど、ファクスで送ってもらうとか、それからあとはないか。ちょっとこの文面からだったら、取りに行かないと手に入らないような、そういうふうにとれます。だから、そこはダウンロードとか、ほかの方法で、できるだけ広く申請書が手に入るような体制にしてほしいので、そういうふうにしていただきたいと思います。

それから、③に関してですけど、当日、過敏症等で服用できないと判断した場合は配布しない。この人に対してのフォローとか、それは実際、避難するとき、この人は安定ヨウ素剤を飲めないということがここではっきり行政としても把握できるわけですね。そういう人たちに、実際の避難計画で何らかのフォローとか、何かするという方策、予定、その辺は考えているのですか。

○稲田委員長 池口防災安全課危機管理室長。

○池口防災安全課危機管理室長 例えば外出するときのマスクの着用であるとか、かっぱのようなものを着用していただくとか、取り入れてしまわないようなことの説明ということについては、この会場で説明できるものと考えております。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 これは要望ということでお聞きください。せっかくこういったことで安定ヨウ素剤が服用できない人の情報を行政として把握できるわけですから、そういう人たちに実際の避難計画の中でそれが何らかの、要は優先的に避難する、要支援者とか、そういう言い方をされてますけど、それに類するような人に含まれると私は思いますので、そういうことを今後の避難計画に生かすようなことを考えていただきたいと思います。

それから、続けて、裏面に関してですけど、これ、渡すときに、この丸剤とかゼリー剤、何に入れて渡すんですか。封筒とか何か。

○稲田委員長 池口防災安全課危機管理室長。

○池口防災安全課危機管理室長 薬局で出すような薬袋みたいな、そういうものです。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これも要望というか。これ、やはりなくしたり、紛失したりとか、誤飲はあんまり関係ない、そういったことがあり得るので、例えばある自治体ではこれを筒、卒業証書を入れる筒のちょっと小さいやつ、割と目立って、紛失とかを防ぐために、渡す容器を工夫しているところがあります。だから、これは来年以降も続けてやるということですから、そういったこともやはり工夫というか、配慮の余地はあるのではないかと思います。

それから、続けて。8の周知方法で、まず広報よなご8月号って、市民にはいつ時点で渡るものですか。

○**稲田委員長** 池口防災安全課危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 7月末から渡るというふうに聞いております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから7月中には渡るものだと思っていいんですね。了解しました。

それから、周知方法で、今言った、小・中学校は配布しますよね。それに対して2番目、保育園、幼稚園は配架、つまりこれ置くだけですよね。だから目にとまらない人はそれ持っていないですね。これ、なぜ保育園とか幼稚園は配布しないんですか。

○**稲田委員長** 池口防災安全課危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 保育園、幼稚園については、UPZ圏内だけでなく、米子市全域というふうにしておりまして、これはなぜかというと、UPZ圏内の子どもさんも通われる可能性があるということで、ですが、ただ、小・中学校もそうですが、先生の仕分けといいますか、そういったこともありますので、保育園、幼稚園のほうについては配架のほうにさせていただきました。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと納得できないのですが、まず一つは、安定ヨウ素剤の適切なタイミングで飲む必要性は、特に子ども、保育園とか幼稚園、そういった人たちが優先的に必要なものだと思います。それを配布できる、何か現場の保育士さんたちの事務仕事がふえるからみたいなニュアンスで聞こえたんですけど、やはりきちっと配布を、それこそ幼稚園、保育園だからこそ配布、ちゃんと周知をするということは必要ではないかと思うんですけど、配布はできないんですか、いろんな事務的事情というか。当然これ配布すべきじゃないですか。

○**稲田委員長** 池口防災安全課危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** このたび、このチラシをいただきましたのが7月13日で、それから配るということで仕分けをしたわけではありますが、公立・私立、公立の保育園については園長会で私が説明させていただきました。ちょっとほかの私立の保育園等については、そこまでの手当てができなかったのでありますけれども、71カ所ほどありますもので、それをまた仕分けするということがちょっと難しいということもありますし、それから、あと、これは新聞の広報で、県のほうからまた御案内をさせていただくことになっております。新聞紙面です。ということで、山陰中央新報と日本海新聞で広報するというふうに聞いております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** なかなか、なぜ配布しないかの理由、納得できないのですが、少なくとも

これ毎年やるということですから、いろんな多分事務手続上とかチラシの入手の時期とか、そういったいろんなことでできなかった、なかなか難しかったように聞こえたので、来年に対してはその辺もやっぱり配布という前提で計画を進めていただきたいと思います。

○**稲田委員長** 池口防災安全課危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** この事前配布については、ことしが初めてでありまして、まだいろいろな問題が出てくる、いろいろな御意見があると思います。そういった御意見等をまた参考にして、よりよいものにできればというふうに考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** あと一つ。7番で、転出等をする場合は回収。一応方針としてはUPZ内ということだからそうなんだろうと思いますが、これ、転入する人に関してはどう対応するんですか。

○**稲田委員長** 池口防災安全課危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 転入する方については、申しわけないですけど翌年ということに、翌年の機会ということになります。

○**稲田委員長** 池口防災安全課危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** 市民課で転入届を受けて、直近の説明会の御案内をさせていただければと考えます。

○**稲田委員長** よろしいですか。

○**土光委員** いいです。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 既に論議されてるのかなと思うんですけど、UPZの外からUPZの中の学校に通ってきてるような、例えば彦名町には高専がありますし北斗高校もあります。北斗は河崎かな、夜見かな。そういうところへ、住所はUPZの外なんですけど通ってきてる人がいっぱいいると思うんですが、そういう人たち、対象には全く考えてないんですか。

○**稲田委員長** 池口防災安全課危機管理室長。

○**池口防災安全課危機管理室長** UPZ圏内在住の方にこれは限らせていただいております。

○**稲田委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 毎日通ってきてる人というのはいますよね。それは何とか配慮しないといけないんじゃないですか。

○**稲田委員長** 清水健康対策課長。

○**清水健康対策課長** 今、議員おっしゃられました北斗中学校、北斗高校につきましては、学校のほうの事前配布という形で既に配布をしておりますので、そちらのほうで使っていただくといったようなことになっております。

あと、高専等につきましても事前に、弓浜地区の小・中学校、公民館等にも事前に配布はしとるんですけども、そのほかに北斗中学校、北斗高校、高専等に、学校のほうには配布が済んでいる状態ということでございます。

○**稲田委員長** よろしいですか。

○**石橋委員** 一応いいですけど、はい。

○**稲田委員長** 土光委員。

○土光委員 いや、今の事前というのは、意味が取り違えて答弁されてるんじゃないですか。今のは備蓄という意味ですよ。

今、ここで議論してるのは、事前に各個人と家庭に事前に配布、そういう話なので、だから、学校には備蓄をしてるという意味で言ったんだと思いますけど、学校の生徒に一人一人事前配布してるわけじゃないでしょ。ちょっとそこを、混乱だと思います。

○稲田委員長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 済みません、今、そのところは取り違えて、備蓄分だけを私は今ちょっと回答してしまいました。失礼いたします。

○稲田委員長 よろしいですか。

ないようですので、以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を暫時休憩いたします。

執行部の方は退席ください。

午後５時５５分 休憩

午後５時５６分 再開

○稲田委員長 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を再開いたします。

今後の委員会運営についてを議題といたします。

今後、どのようなテーマで当委員会活動を行っていくのか、次回の委員会にて協議したいと思います。つきましては、今後、委員会で活動していく調査事項等につきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。御意見がございましたら、目安としてですが、８月１日まで、本定例会終了日までに議会事務局、岩永主任まで提出をお願いしたいと思います。

８月１日と言いましたが、きょうが２５日ですので、短いということであれば、また別の目安の日程を提案いただければと思いますが、いかがでしょうか。

土光委員。

○土光委員 次回で協議するのは、９月の議会中ということですよ、そういうことなんですか。休会中、あるんですか。

○稲田委員長 いや、９月を考えております。

○土光委員 今回は９月ですね。そうすると、８月１日は余りにも早過ぎると。

○稲田委員長 はい。ですので、要は、１日までは皆さんが市役所に来られるということで、目安で。

○土光委員 来週出すって無理。８月下旬ぐらいでいいんじゃないかと。

○山川委員 正副委員長で期限決めていただければ。

○戸田委員 正副委員長で決めて。

○稲田委員長 わかりました。では、そのように取り進めるということでよろしいですね。

〔「はい」と声あり〕

○稲田委員長 では、以上で、これをもちまして原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会とします。

午後５時５８分 閉会

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清